

43001

教科書文庫

4
230
41-1907
20000 81606

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

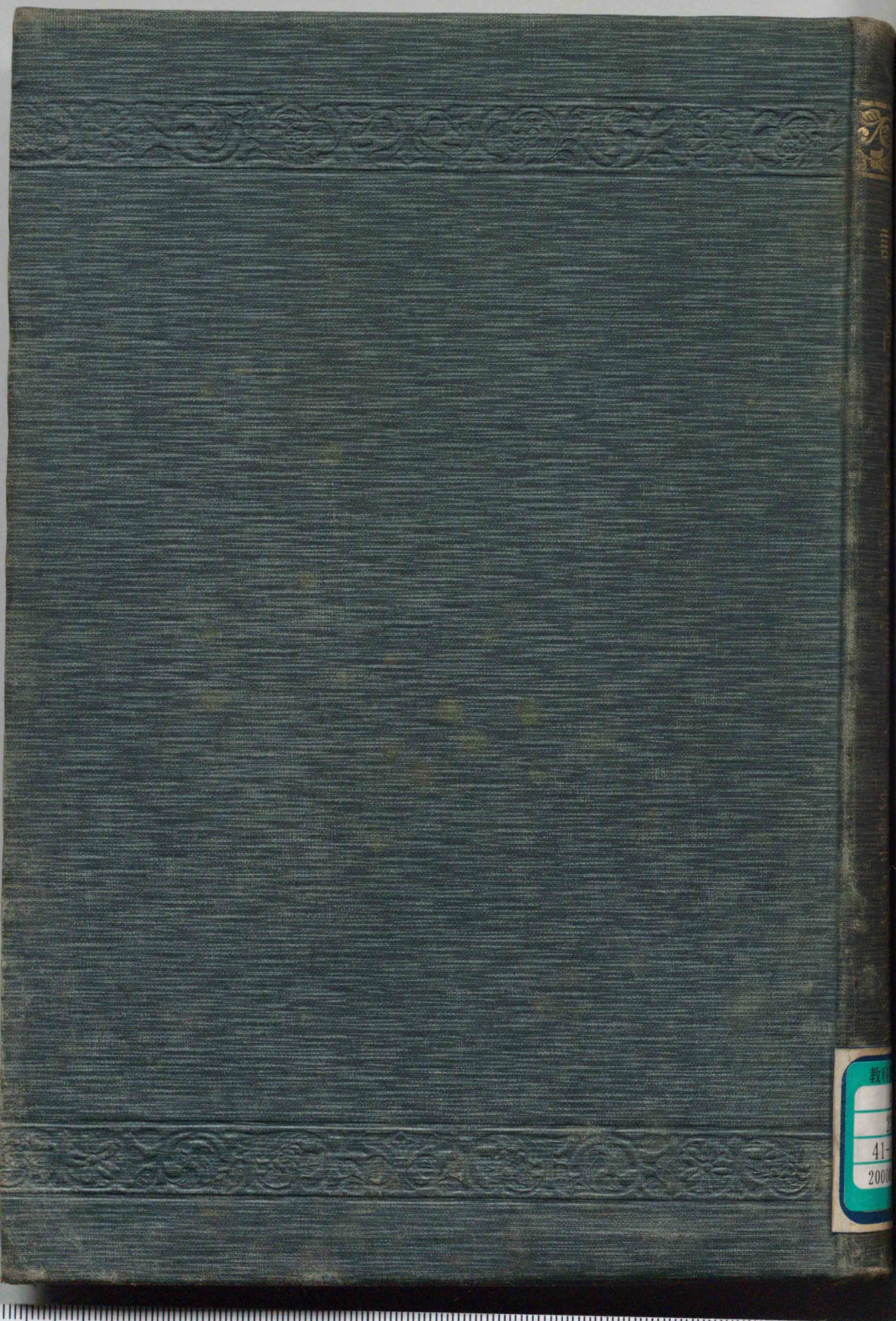
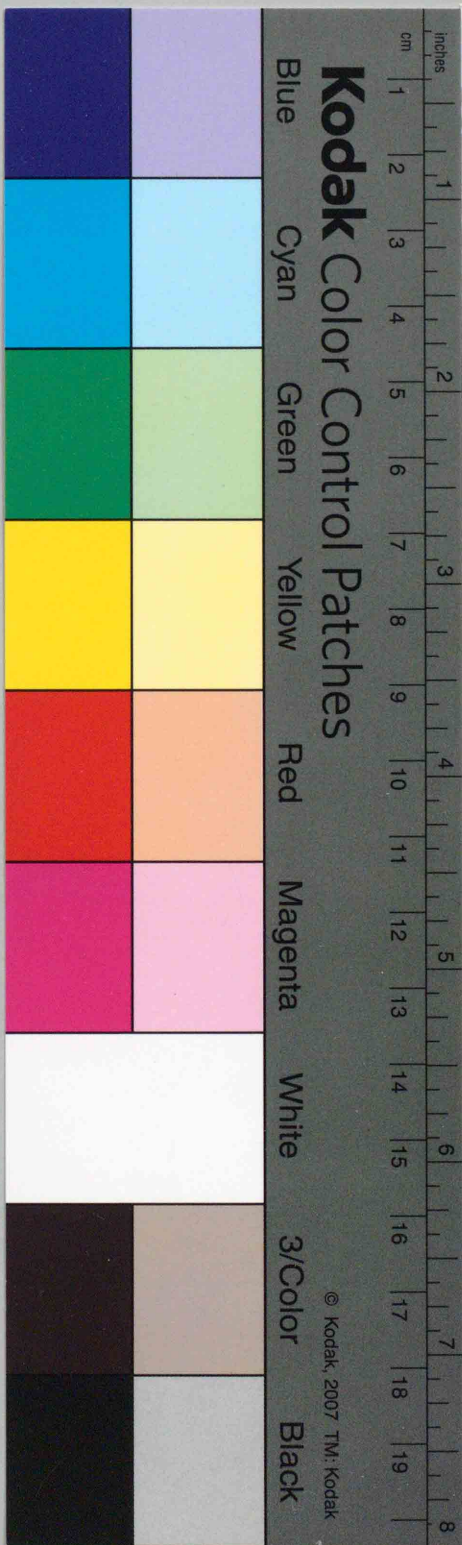


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書文庫
41-
20000



資 料 室

教科書文庫
4
230
41-1907
2000081606

43
230
明治



明治四十四年三月十一日
文部省檢定濟

法學博士
文學士
有賀長雄著

修訂
中學西洋史教科書

東京 三省堂發行

西洋史教科書目次

上古史

- ◎第一章 發端……………一
 - 一節 西洋史の範圍
 - 二節 世界の三人種
 - 三節 白哲人種の三種族
 - 四節 アーリア種族の遷徙
- ◎第二章 エジプト……………三
 - 一節 土地
 - 二節 人民
 - 三節 諸王朝興亡
 - 四節 エジプト、ギリシア、フェニキア交通
 - 五節 エジプトの衰亡
- ◎第三章 メソポタミア諸國民、カルデア、アッシリア、バビロニア……………五
 - (甲)カルデア
 - 一節 土地

目次

- 二節 カルデアの文物
- (乙)アッシリア
- 三節 アッシリア
- 四節 アッシリアの滅亡
- 五節 アッシリアの風俗
- (丙)バビロニア
- 六節 バビロニア
- 七節 バビロンの滅亡
- ◎第四章 イスラエル及フェニキア……………六
 - 一節 イスラエル人及フェニキア人
 - (甲)イスラエル
 - 二節 土地及人民
 - 三節 ヘブライ王國
 - 四節 イスラエル人の唯一神教
 - (乙)フェニキア
 - 五節 土地及人民
 - 六節 フェニキア人の通商、航海及殖民
- ◎第五章 ヘルシヤ……………二



- 一節 人民
- 二節 キロス大王父子
- 三節 ダリウス一世
- 四節 ペルシア衰亡
- 五節 ペルシアの宗教
- 六節 建築

◎第六章 ギリシア……………二四

- 一節 土地人民
- 二節 一市一國
- 三節 殖民地
- 四節 國神宣託
- 五節 神聖遊戯
- 六節 祭祀盟會
- 七節 祖神史詩
- 八節 共通外敵

◎第七章 スバルタ及アテネの興起……………二七

- (甲)スバルタの起源
- 一節 ドリア族の南下
- 二節 リコルゴスの法律

三節 スバルタの膨脹

- (乙)アテネの起源
- 一節 國情
- 二節 ソロンの法律
- 三節 ビシストラトス
- 四節 クリステネスの改革

◎第八章 ギリシア、ペルシア戦争……………三〇

- 一節 ヨーロッパ、アジア分け目の戦争
- 二節 マラトンの役
- 三節 テミストクレス
- 四節 テルモピレの役
- 五節 サラミス海戦
- 六節 プラテエー及ミカレの役

◎第九章 アテネ、スバルタ、テーベの交渉……………三三

- 一節 アテネ防禦
- 二節 アテネの覇業
- 三節 ペリクレス
- 四節 三十年間の休戦

- 五節 ペロポネソス戦争
- 六節 アテネ敗亡
- 七節 スバルタの覇業
- 八節 テーベの覇業

◎第十章 マケドニアアレクサンドル大王の事業、大王死後の分裂……………三五

- 一節 フリボウの覇業
- 二節 アレクサンドル大王
- 三節 アレクサンドルの人物及事業
- 四節 アレクサンドル領土の分裂
- 五節 マケドニア及ギリシア
- 六節 シリア王國
- 七節 エジプト王國

◎第十一章 ギリシアの文物……………三九

- 一節 ギリシア人の天性
- 二節 建築
- 三節 彫刻
- 四節 詩賦
- 五節 戯曲
- 六節 演説

- 七節 哲學
- 八節 理學

◎第十一章 イタリヤの國情……………三三

- 一節 人民
- 二節 ラテン人種
- 三節 ローマの社會
- 四節 ローマの宗教

◎第十二章 イタリヤ半島一統に至るローマ……………三四

- 一節 國初の政體
- 二節 執政、命令者及保民官
- 三節 平民執政
- 四節 近隣諸族の征服
- 五節 南部イタリヤの内附
- 六節 ローマの權力

◎第十四章 地中海沿岸一統に至るローマ、ポエニ戦争……………三七

- 一節 地中海海上權
- 二節 カルタゴ
- 三節 第一回ポエニ戦争

- 四節 カルタゴのイスパニア征服
- 五節 第二回ポエニ戦争
- 六節 地中海東岸の征服
- 七節 第三回ポエニ戦争
- 八節 イスパニア征服

◎第十五章

ローマ共和政治の末
路 ローマの東征……………四三

- 一節 國情の變化
- 二節 グラックスの改革
- 三節 ユグルタ戦争
- 四節 イタリアの内戦
- 五節 ミトラダテス戦争
- 六節 スルラの成功
- 七節 ポンペイウスの武勳

◎第十六章

ケーザルの事業
ローマの西征……………四五

- 一節 ケーザル
- 二節 第一回の三人政治
- 三節 ケーザルのガリア及ブリタニア征伐
- 四節 ケーザルポンペイウスの争權

- 五節 ケーザルの功名及遭難
- 六節 第二回の三人政治
- 七節 アクチウムの役

◎第十七章

ローマの帝政……………四六

- 一節 アウグスツス、ケーザル
- 二節 フラウイウス統
- 三節 善帝五代
- 四節 兵營諸帝

◎第十八章

東西ローマの分離
西ローマの滅亡……………五〇

- 一節 チオクレチヤヌスの雙帝制度
- 二節 コンスタンチヌス大帝の統一
- 三節 ゴート人ドナウを渡る
- 四節 ローマ帝國東西分離
- 五節 諸蕃族のローマ侵入
- 六節 西ローマ没落

◎第十九章

ローマとバルチ
ア及ベルシア……………五三

- 一節 共和時代の關係
- 二節 帝政時代の關係

- 三節 ササン統のペルシア國

◎第二十章

ローマの文物
基督教の傳播……………五四

- 一節 建築
- 二節 學問
- 三節 遊戯
- 四節 耶蘇教の傳播
- 五節 ニケーア會議
- 六節 ゲルマニ民族の教化

中古史

◎第二十一章

ゲルマニ民族遷徙……………五九

- 一節 ゲルマニ民族の特質
- 二節 西洋文明の基礎
- 三節 フランク王國の建立
- 四節 イギリス國の起原

◎第二十二章

東ローマ、ベルシ
ア諸部落……………六一

- 一節 ユスチニアヌス帝
- 二節 東ローマ、ベルシアの戦争

- 三節 スラブ諸部落

◎第二十三章

サラケン……………六三

- 一節 アラビアの土地人民
- 二節 ムハメット及回教
- 三節 カリフ帝國
- 四節 サラケン國の文明

◎第二十四章

中古に於ける東
ローマと西ローマ
カロー大帝の事業……………六五

- 一節 ギリシア帝國の名稱
- 二節 ギリシア帝國の國情
- 三節 ローマ法皇の起源
- 四節 西ローマ帝國の再興
- 五節 カロー大帝の功業
- 六節 ベルダン條約
- 七節 ドイツ及フランスの起源

◎第二十五章

ノルマン人……………六六

- 一節 ノルマン人の特性
- 二節 ロシア國の起源
- 三節 ノルマン人のフランス侵入

- 四節 ノルマン人のイギリス侵入
- 五節 ノルマン人のイタリア侵入
- 六節 イスラント及グリーンランド

◎第二十六章 神聖ローマ帝國 國法皇の權威……………七

- 一節 ドイツ王の選舉
- 二節 神聖ローマ帝國
- 三節 皇帝と法皇との衝突

◎第二十七章 西ヨーロッパの制度及國勢封建制度……………七三

- 一節 封建制度
- 二節 封建諸侯の城塞
- 三節 騎士
- 四節 農工商業

◎第二十八章 十字軍と東方諸國……………七六

- 一節 十字軍の由來
- 二節 イエルサレム王國の興廢
- 三節 十字軍の結果

◎第二十九章 ドイツの分裂及フランス、イギリス、スペインの中央集權……………七九

- 三節 ロシアに於ける蒙古朝廷
- 四節 アジアに於ける蒙古國
- 五節 オトマン・トルコ
- 六節 ギリシア帝國の滅亡
- 七節 ロシアの使命

◎第三十二章 古學復興、活版の發明、兵制の變遷、地理上の發見……………九二

- 一節 中古の學問
- 二節 古學及美術の再興
- 三節 活版の發明
- 四節 兵制の變遷
- 五節 地理上の智識發達
- 六節 マルコ・ポロ
- 七節 羅針盤の發明
- 八節 地理上の發見
- 九節 コランバスの新世界發見
- 十節 アメリカ大陸
- 十一節 世界廻航

◎第三十三章 宗教改革、イスパニアとフランス……………九六

- 一節 宗教改革の原因

- 一節 ドイツの分裂
- 二節 オーストリアの起源
- 三節 フランスの中央集權
- 四節 イギリスの内部一統
- 五節 百年の役
- 六節 薔薇軍
- 七節 イスパニアの國情

◎第三十章 イギリスの憲法、及議會の起源、諸市及地方連合……………八四

- 一節 庶民の地位改良
- 二節 ジョン王の大憲章
- 三節 議會の起源
- 四節 イタリアの獨立諸市
- 五節 ドイツの自由諸市
- 六節 ドイツの地方聯合
- 七節 一般觀察

◎第三十一章 東ヨーロッパの國情、蒙古族の侵入、オトマン・トルコの侵入……………八七

- 一節 ギリシア帝國の國情
- 二節 蒙古人のヨーロッパ侵入

- 二節 ルーテル
- 三節 新教の傳播
- 四節 ツウイングリ・カルビン
- 五節 シュマルカルデン同盟
- 六節 クレスビー和約
- 七節 アウグスブルグ宗教媾和
- 八節 カロロ五世の死
- 九節 宗教改革の結果

近古史

◎第三十四章 ポルトガル、イスパニアの殖民政策……………一〇三

- 一節 ポルトガルの印度通商
- 二節 印度總督
- 三節 極東交通
- 四節 新世界殖民
- 五節 黒奴賣買
- 六節 イスパニア、ポルトガル暴富の結果

◎第三十五章 宗教改革の反動……………一〇五

一節	宗教改革の狀態	
二節	トリエント會議	
三節	エスイタ團體	
四節	フランソア・サビエル	
五節	異端糾弾	
◎第三十六章 <small>フリボ二世 オランダ獨立……………一〇七</small>		
一節	フリボ二世	
二節	新教徒征伐	
三節	ユートレヒト聯合	
四節	回教徒追伐	
五節	イスバニア、ポルトガル合併	
六節	オランダ共和國の隆盛	
◎第三十七章 <small>イギリスの チユードル朝……………一〇九</small>		
一節	チユードル朝の時代	
二節	ヘンリ八世	
三節	イギリス教會の獨立	
四節	エドワルド六世	
五節	マリイ・チユードル	
六節	エリザベス	
七節	不可敵艦隊の沈滅	
八節	イギリス文學の黄金時代	
◎第三十八章 <small>フランスの宗教戦争……………一一三</small>		
一節	ユグノー	
二節	宮中の朋黨	
三節	バルトロメオ祭日の變	
四節	ブルボン統の起源	
五節	ナント詔敕	
六節	リシュリュー僧正	
◎第三十九章 <small>三十年戦争……………一二六</small>		
一節	三十年戦役の原因	
二節	ボヘミア戰役時代	
三節	デンマーク戰役時代	
四節	スウェーデン戰役時代	
五節	スウェーデン、フランス聯合時代	
六節	ウエストファリア和睦	
七節	三十年戦役の結果	
◎第四十章 <small>フランス國家主義の 確立及外國侵略の イスバニア繼承の役……………一二九</small>		

一節	フランスの帝王神權說	
二節	ルイ十四世の豪奢	
三節	ネーデルランド及オランダ侵略	
四節	ファルツ侵略	
五節	イスバニア繼承問題	
六節	イスバニア繼承戰爭	
七節	ユトレヒト和約	
◎第四十一章 <small>イギリスの革命……………一三三</small>		
一節	チャールス一世	
二節	クロムウエル	
三節	共和政體	
四節	王政復古	
五節	ホイグ黨、トリー黨	
六節	一六八八年の革命	
七節	權利宣言及權利條例	
八節	大ブリテン國	
◎第四十二章 <small>南洋、及、東洋に於けるホ ルトガル、イスバニア、オ…… ランダ、及、イギリス……………一三六</small>		
一節	イスバニア、ポルトガルの日本交	
二節	通	
三節	フリピン群島	
四節	豊臣秀吉とフリピン	
五節	オランダの東洋交通	
六節	オランダの日本交通	
七節	イギリスの東洋交通	
八節	イギリスの日本交通	
九節	臺灣	
◎第四十三章 <small>近古に於ける北ヨーロッパ 及東ヨーロッパ諸國の 盛衰 北ヨーロッパの戰…… ……………一三五</small>		
一節	スウェーデン、デンマルク	
二節	ポーランド	
三節	ロシアのロマノフ統	
四節	ペテロ大帝	
五節	北ヨーロッパ戰役	
六節	ペテルブルグ	
七節	ロシアの強大	
◎第四十四章 <small>プロシアの勃興、ポーラ ンド、並にオーストリア 繼承の役 七年の役……………一三五</small>		

- 一節 ホーヘンツォーレルン家
- 二節 フレデリキ・ウイレルム大公
- 三節 フレデリキ一世
- 四節 フレデリキ・ウイレルム一世
- 五節 フレデリキ二世(大王)
- 六節 ポーランド継嗣の戦争
- 七節 オーストリア継承の戦争
- 八節 アーヘンの和約
- 九節 對プロシア同盟
- 十節 七年の戦役
- 十一節 プロシアの地位

◎第四十五章

- 一節 フランスの殖民策
- 二節 イギリスの殖民策
- 三節 印度に於けるイギリス、フランスの衝突
- 四節 イギリスの印度總督
- 五節 北アメリカに於ける衝突
- 六節 北アメリカ殖民地の獨立
- 七節 北アメリカ合衆國の起源

◎第四十六章

- 一節 カタリナ二世
- 二節 ポーランド分割
- 三節 ポーランド滅亡

◎第四十七章

- 一節 社會階級
- 二節 革新文學
- 三節 理學の發達
- 四節 哲學
- 五節 經濟學

近世史

◎第四十八章

- 一節 革命の原因
- 二節 革命の發端
- 三節 貴族逃脫、國王拘留
- 四節 新憲法及過激黨
- 五節 諸君主國との戦争

- 六節 共和政體宣言
- 七節 恐怖時代
- 八節 世態一新
- 九節 反動
- 十節 ナポレオン・ボナパルト
- 十一節 總裁政府
- 十二節 攻勢政略
- 十三節 革命主義の傳播
- 十四節 エデプトの役
- 十五節 ナポレオン總裁政府を轉覆す

◎第四十九章

- 一節 統領政府
- 二節 國上膨脹
- 三節 文治振興
- 四節 終身統領及皇帝
- 五節 アウステルリッツの役
- 六節 神聖ローマ帝國滅亡
- 七節 トラファルガー海戦
- 八節 イエナ及アウエルステットの役

◎第五十章

- 一節 フランス第一帝國の弱點
- 二節 ロシアの役
- 三節 ヨーロッパ獨立戦争
- 四節 ナポレオンの廢位
- 五節 王政復古
- 六節 ウィーン公會
- 七節 百日天下
- 八節 ヨーロッパ國境整理

◎第五十一章

- 一節 亂後の情勢
- 二節 神聖同盟

三節 アーヘン公會
四節 干渉戦争

◎第五十二章 イギリスの政黨政治……二七三

一節 トーリー内閣の反動主義
二節 トーリー内閣の主義一轉
三節 ホイグ内閣の自由主義
四節 ビクトリア女皇

◎第五十三章 南アメリカ各國及ギリシア獨立……二七五

一節 南アメリカ諸國の獨立
二節 南アメリカ諸國の獨立
三節 モンロー主義
四節 ギリシアの獨立運動
五節 アドリアノブル和約
六節 ヨーロッパの現状變化

◎第五十四章 七月の革命及其影響……二七九

一節 革命の原因
二節 民主王政
三節 ベルギー人の獨立運動

四節 ドイツの民權運動
五節 ニコラス帝のポーランド鎮壓
六節 ヨーロッパ形勢の二分

◎第五十五章 東方問題……二八三

一節 東方問題とは何ぞや
二節 各國の利益衝突
三節 エジプト戦争
四節 バーマストンの外交
五節 バリの防禦
六節 エデプトの半獨立

◎第五十六章 二月革命及其影響……二八七

一節 革命の原因
二節 新共和政府
三節 オーストリアの革命動亂
四節 ドイツの革命運動

◎第五十七章 ドイツ統一の企圖……二八九

一節 ドイツ聯邦の状態
二節 オーストリア、プロシア事情の相

三節 フランクフルト國民會議
四節 エルフルト會議
五節 オルミウツの屈辱

◎第五十八章 ナポレオン三世……二九三

一節 フランスの第二帝國
二節 東ヨーロッパと西ヨーロッパ
三節 クリム戦争の原因
四節 セバストポルの役
五節 パリ和約
六節 六大強國

◎第五十九章 イタリア統一……二九七

一節 半島内部の状態
二節 統一の困難
三節 サルデニア王國
四節 プロンピエール密約
五節 一八五九年のオーストリア、イタリア戦争
六節 イタリア王國創業

◎第六十章 北アメリカ合衆國の發達……三〇一

一節 北アメリカ合衆國の發達
二節 南北事情の相違
三節 南北戦争
四節 ナポレオン三世の南アメリカ政策
五節 メキシコ帝國

◎第六十一章 シワレスウイヒ、ホルス、タイン事件、ドイツ、オーストリアの戦争……三〇五

一節 二州の土地人民
二節 デンマルク繼嗣問題
三節 二州の分離運動
四節 ウイルレム一世
五節 ビスマルク、モルトケロイン
六節 ドイツ聯邦改造
七節 一八六四年デンマルク戦争
八節 オーストリア排斥の外交
九節 開戦前の外交
十節 一八六六年のオーストリア、普

- ロシア戦争
- 十一節 プラীগ和約及ベルリン談判
- 十二節 北ドイツ聯邦並關稅及軍事同盟
- 十三節 オーストリア、ホンガリア君主國

◎第六十二章

ドイツ、フランスの確執、ドイツ帝國……三二

- 一節 ナポレオン三世の逆境
- 二節 ルクセンブルグ事件
- 三節 フランス、プロシア、フランス戦争の近因
- 四節 フランス軍事外交の齟齬
- 五節 ナポレオン三世降服
- 六節 重圍中の護國政府
- 七節 ベルサイユ豫定和約
- 八節 ドイツ帝國
- 九節 フランスの第三共和政府
- 十節 イタリア統一の完成
- 十一節 ローマ法皇の位地

十二節 ロシアの黒海主權回復

◎第六十三章

ロシアとバルカン半島、フランスのチュニス占領、イギリスのエジプト占領……三二八

- 一節 ロシアの收翼主義
- 二節 バンズラウイズム
- 三節 ロシアのバルカン政策
- 四節 三帝同盟
- 五節 バルカン半島動亂
- 六節 一八七七八年のロシア、トルコ戦争
- 七節 サンステファノ和約
- 八節 ベルリン公會
- 九節 フランスのチュニス占領
- 十節 イギリスのエジプト占領
- 十一節 一八八五年のブルガリア事件
- 十二節 一八九六年トルコ、ギリシア戦争

◎第六十四章

三國同盟と二國同盟……三三五

- 一節 ロシアの不平
- 二節 ドイツ、オーストリア同盟
- 三節 三國同盟
- 四節 ドイツ、ロシア中立密約
- 五節 二國同盟

◎第六十五章

ヨーロッパの膨脹……三三八

- 一節 膨脹の意味及方法
- 二節 スエズ運河開鑿
- 三節 各國のアフリカ殖民
- 四節 イギリスの南アフリカ二共和國征服
- 五節 イギリスの印度政策及其征服
- 六節 イギリスのアフガニスタン遠征
- 七節 フランスの安南東京保護
- 八節 ロシアの中央アジア征服
- 九節 各國の極東膨脹
- 十節 ロシアのシベリア政策
- 十一節 北アメリカ合衆國の國是變

更と大平洋

◎第六十六章

第十九世紀の文明及思潮、世界に於ける日本の地位……三三九

- 一節 フランス革命の大旨
- 二節 立憲主義
- 三節 國民主義
- 四節 殖産主義
- 五節 膨脹主義
- 六節 平和主義
- 七節 日本の立憲主義
- 八節 日本帝國臣民の義務

西洋史教科書目次終

訂修 中學西洋史教科書

法學博士 文學士 有賀長雄著述

上古史

第一章 發端

節一 西洋史の範圍 西洋史はヨーロッパ、アメリカに現存する諸國民が今日の文明を爲すに至りし所由を審にするものなり。之を審にせんが爲には、曾て地中海の東南岸に榮えて今は全滅したる諸國民の文明より起り、之を地中海北岸の諸國民に傳へて上古の文明を爲したる次第、ヨーロッパ北部諸民族の南下して地中海北岸の文明に感化せ

られ、中古の文明を爲したる有様、及其變轉して近古、及近世の文明を爲せる次第を述ぶるを要す。

二 **世界の三人種** 世界の人種を分けて黄色人種、白哲人種、及黑色人種とす。黑色人種には歴史なし。黄色人種の歴史は大抵、東洋に屬し、白哲人種の歴史は大抵、西洋に屬す。然れども亦、自、聯絡あり。

三 **白哲人種の三種族** 白哲人種にハム、セム、アーリアの三種族あり。ハム種族はアフリカの地中海岸に起り、早く文明したるエジプト人にして、セム種族はアジアの地中海岸に起りしアシリア人、バビロニア人、ヘブライ人、フェニキア人はなり。

(一) ヨーロッパ國民の中にも、トルコ人、ホンガリア人、フィンランド人、バスク人等はアーリア人種にあらざり、黄色人種なりと云ふ。

四 **アーリア種族の遷徙** アーリア種族はインドの北方に起り、歴史以前の時代に其一部は南下してインド、メディア、ペルシアに移り、更に他の一部は轉進してヨーロッパに入りたり。アジアよりヘレスポントを渡りて地中海の北岸に移りたるものをギリシヤ人及ラテン人とし、陸を回りてヨーロッパの中原に入りたるものをケルト人とし、次に來りてケルト民族を邊隅に逐ひ、自、中原及北部を占めたるものをゲルマニ人とす。是、後に南下してローマを征し、現にヨーロッパ西部の諸大國民を爲せる種族なり。而して最後にヨーロッパの東北に入り、中古に南下して東ローマ帝國の文明を承けたるものをスラブ人とす。

(一) 海岸よりニール河の三角洲の終る所まで、急流の在る所まで、第一急流は地中海に注ぐ。

ルシアに移り、更に他の一部は轉進してヨーロッパに入りたり。アジアよりヘレスポントを渡りて地中海の北岸に移りたるものをギリシヤ人及ラテン人とし、陸を回りてヨーロッパの中原に入りたるものをケルト人とし、次に來りてケルト民族を邊隅に逐ひ、自、中原及北部を占めたるものをゲルマニ人とす。是、後に南下してローマを征し、現にヨーロッパ西部の諸大國民を爲せる種族なり。而して最後にヨーロッパの東北に入り、中古に南下して東ローマ帝國の文明を承けたるものをスラブ人とす。

第二章 エジプト

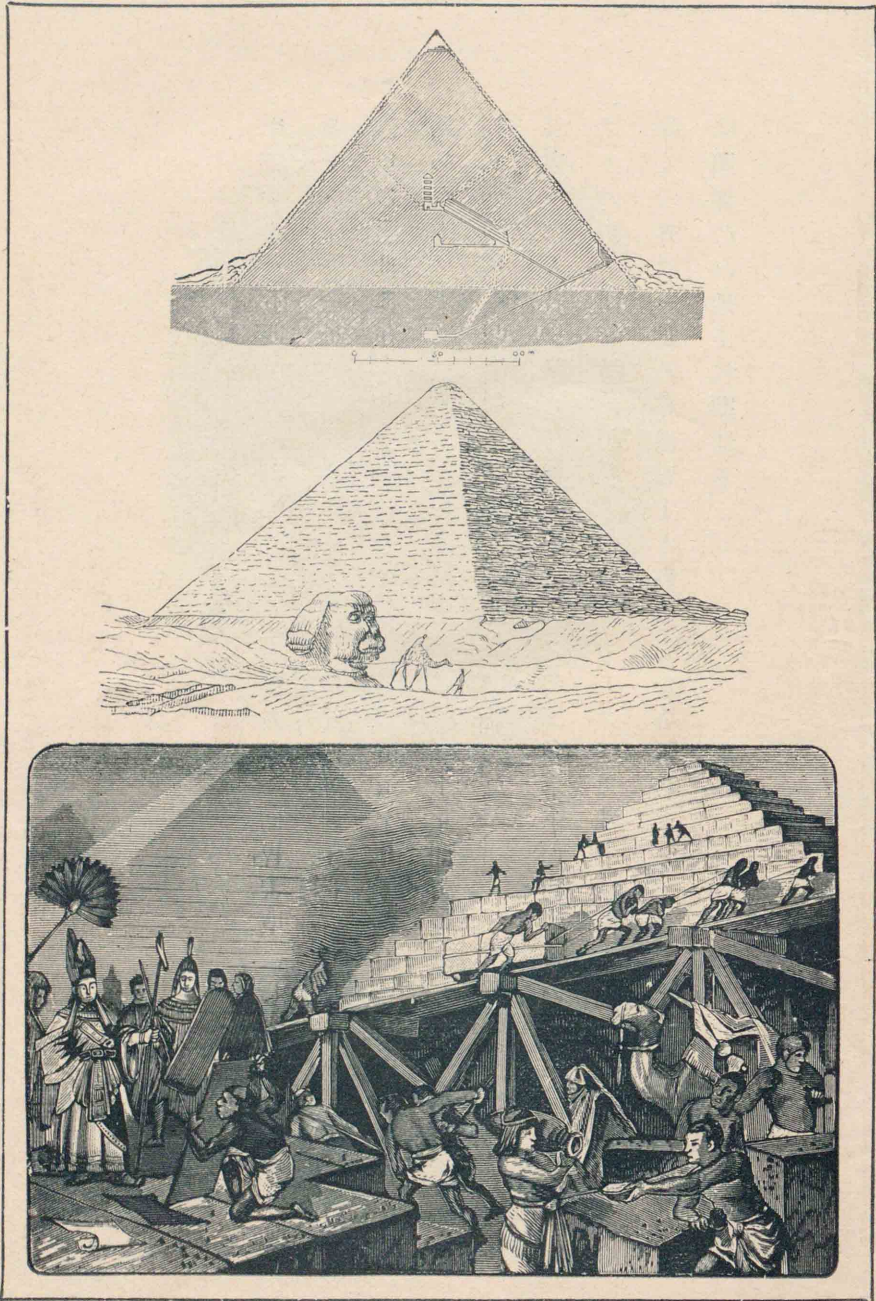
一 **土地** エジプトはニール河に沿ひたる一帯の平原にして、此地は氣候温暖、年々夏期に至れば、ニール河、氾濫して

海を距る約二百八十
里の所にあり。

(一)僧侶は學問の專
有者にして、其祭像
言、寺院の建築、寶
の尙藏を掌り、國中
の土地三分の一を領
して、供物の資に充
つ。武士は專武藝を
練り、全國の三分の
一を領して之を各家
に等分せり。庶民は
更に商人、水夫、通商
農民、牧畜する者、
含む。豚飼の數級に
分る。豚飼は寺院に
入を許されず。

天然の膏沃を成し、五穀、豐饒なる故、屢々凶年を憂ふる東方
の人民は、早くより此地に集まりて國を爲せり。
節二 人民 エジプト人は耐忍に強く、秩序を重じ、虔神の念
深し、又、年々、星宿の地位を觀て、ニール河の氾濫を前知し、
夙に天文學、及、幾何學に通じたり。社會の階級は僧侶、武士、
庶民に分れたり。
節三 諸王朝興亡 エジプトの始めて其國を下エジプトのメ
ムフィスに開きたるは、紀元前三〇〇〇年の頃なりと云ふ。
後、テールベに移りて文物、隆盛なりしも、一時、ヒクソスなる
遊牧民に征服せられて、國運、衰へたり。後、國人、ヒクソスを
逐ひ、紀元前十四、五世紀に於て四方を蠶食して其領土、最
膨脹したり。これよりエジプトは漸、衰運に向ひ、遂にアッシリア
人の征服する所と爲りしが、紀元前七世紀の頃、ブサマチ
Pannatik I

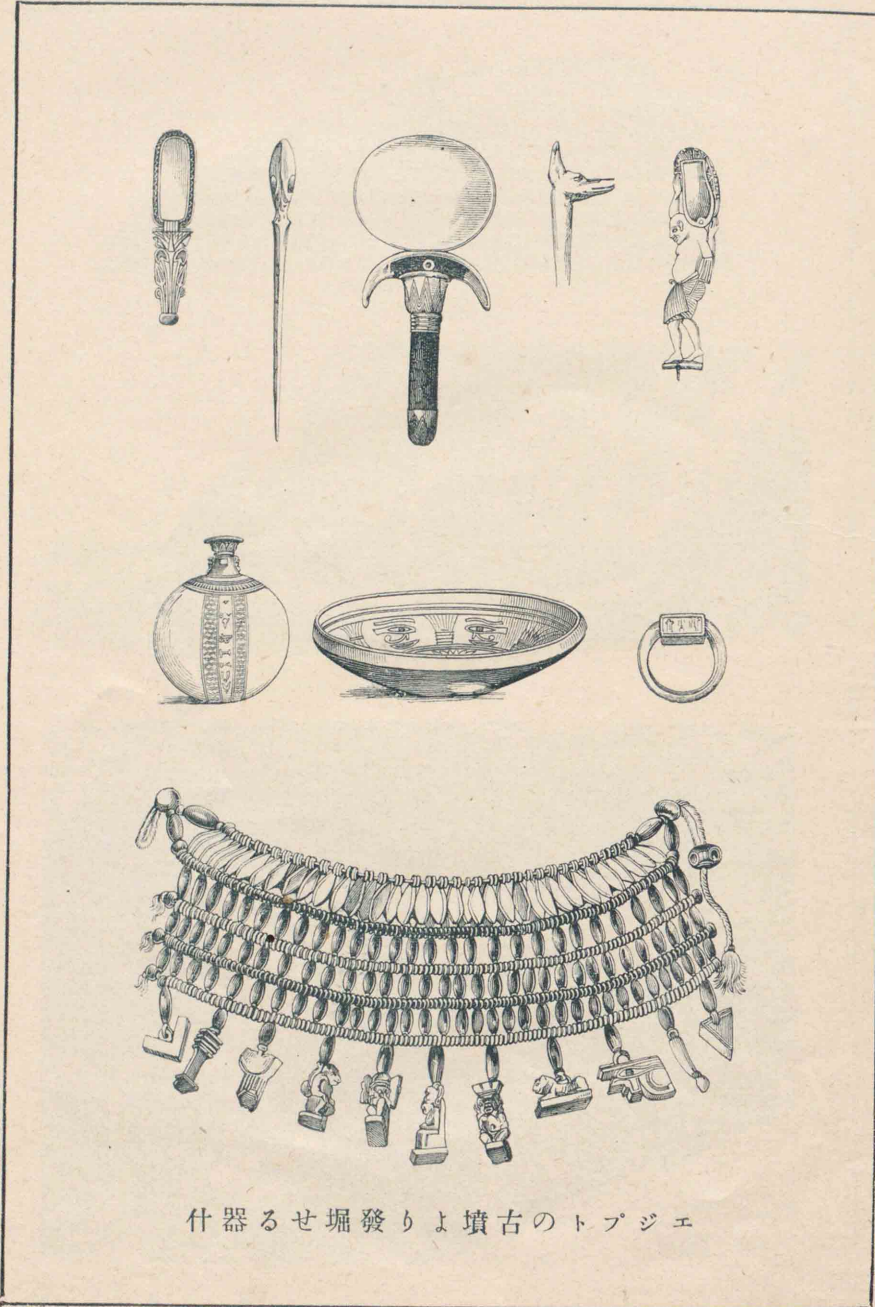
第一圖





エジプトの三角塔

今のカイロ附近に大小六十許の三角塔あり。これ皆古墳にして其最大なるをフーフ一世の三角塔とす。フーフは第四朝の王にして、紀元前二七〇〇年の頃、世に在りたり。三角塔は皆内部に隧道を作り、棺を中央の暗室に納めたり。フーフ、三角塔を作るに十萬人を二十年間、苦役せしめたりと云ふ。ギリシアの史家、ヘロドトスの書中に見えたり。又處々に人首獅體の石像あり。フーフの三角塔下にあるもの最大なり。スフィンクスは智慧の神なりと傳ふ。フーフ三角塔下に在るものは前足を除くの外は一個の花崗石より刻出したるものにして、長さ十五間あり。今は頭部のみ地上に顯はる。

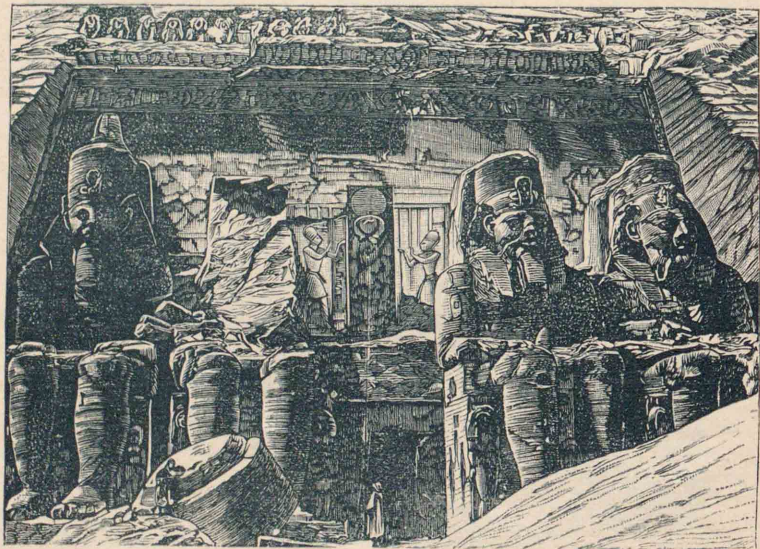
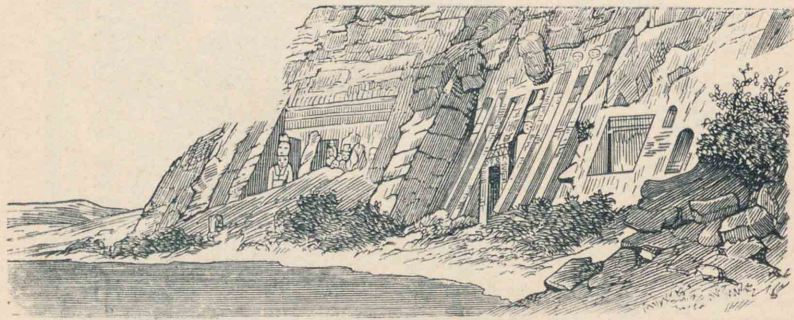


什器るせ堀發りよ墳古のトプジェ

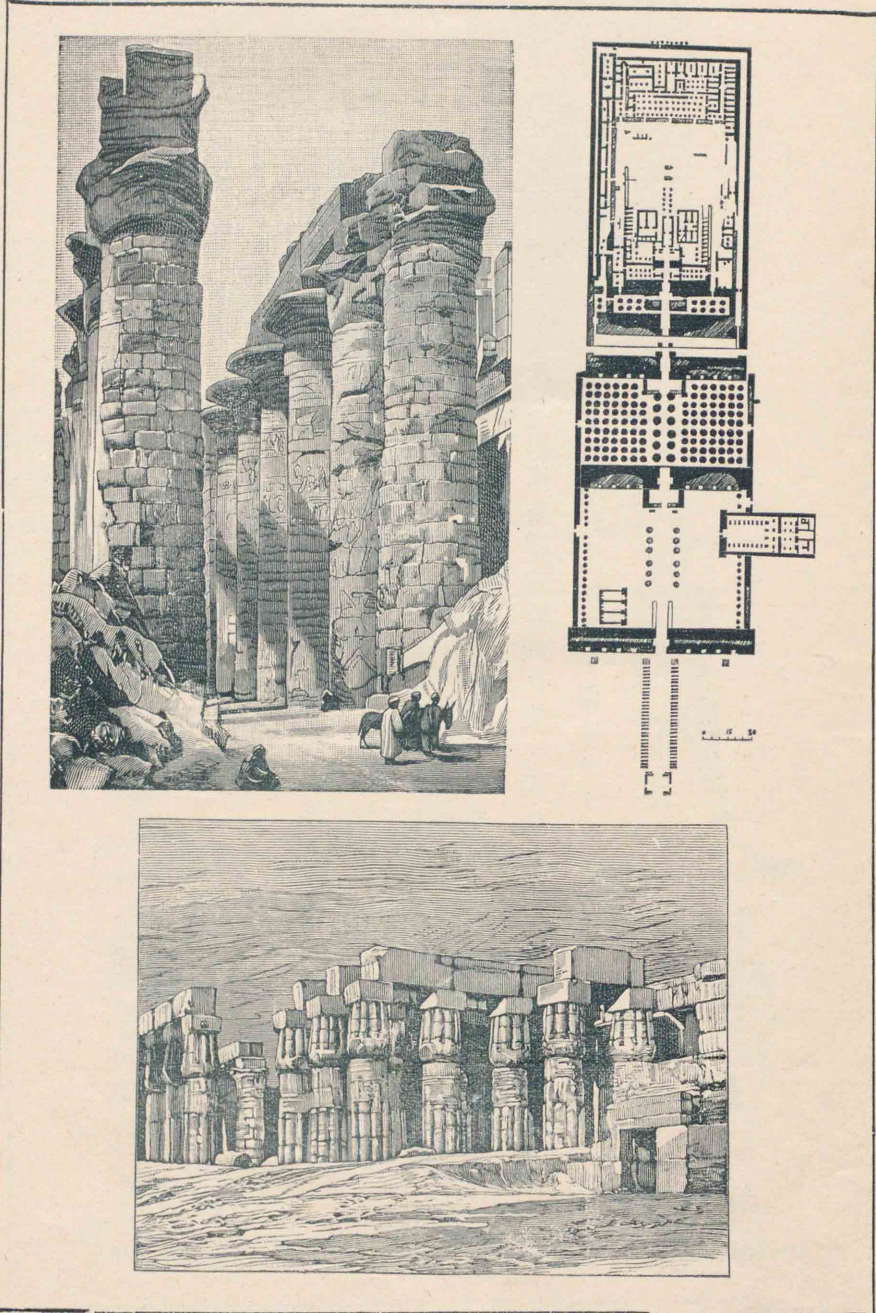
エジプトの木伊乃

エジプト人は死者の靈魂再起するの目ありと信じて死體の保存に勉め、
 臟腑を抜きて香物を填め、脂油藥石を以て巧に腐敗を止めたり。其乾干し
 て後世に遺れるものを木乃伊と云ふ。圖に示す所はラメス二世の木伊乃
 を近世に至り發掘して寫眞に取りたるものなり。衣服も原形のまゝなり。
 木伊乃を作るの技術は醫師の掌る所なりしに因り、醫術も亦、爲に大に進
 歩したり。又、エジプト人は、一定の斑點ある牛を善神オシリスの化現なり
 と信じて甚しく之を敬畏し、死するときは國民號哭して喪を擧げ、木伊乃
 と爲して之を石室に葬りしもの傳へて今日に至れり。

圖 四 第



第五圖

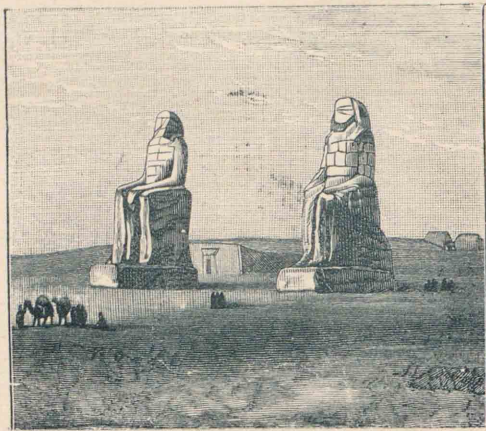


エジプトの文字

エジプト人は水草を以て紙を作り、形象文字を以て文を記したり、近世に至るまで何人も此形象文字を読み得ざりしに、一八二〇年の頃、佛國のシヤムポリオンと云ふ人、英國の博物館に在るギリシア對譯のロゼッタ碑文に依りて研究の端緒を開き、遂に成功したり。上圖に示す所はロゼッタ碑文の一部分なり。

エジプトの石堂

中圖に示す所はラメス二世のヌビアに於て巖山を切り貫きて造りたる天然の堂祠にして、エジプト建築中の最、壯大なるものなり。其遺跡、今、尚、イブサンブル附近に存す。入口の人像は高さ十二間ばかりなり。下の圖は入口のみを寫したるものなり。



エジプトの建築

エジプトの建築はメンフィスに都せし時代に在りては、三角塔の如く、スフィンクスの如く、唯、其形の大に驚くの外なしと雖、テーベに都するに至りて眞に精巧なるもの多く、其標本の今日に残れるものをカルナックの寺院と、ルクソールの寺院とす、上圖はカルナックの寺院にして、其建築に五百年を費したりと云ふ。右は全體の設計にして左は其内に在る百柱堂の遺址なり。柱の高さ各十二間以上あり、下圖はルクソール寺院の遺址なり。

エジプトの神像

エジプト人が偉大の神像を石に彫刻したるもの今日に残れり。テーベ市の附近にメムノンと稱する神の石像一對あり、高さ八間の花崗石を刻みたるものにして、昔は日没に聲を發したりと傳ふ。表面の最上に掲げられたるは是なり。其下の六像も亦皆エジプトの神々なり。

ク一世、アッシリア人と戦ひ、其獨立を回復したり。

節四 **エジプト、ギリシア、フェニキアの交通** ブサマチクは、外國人の移住を許せしを以て、ギリシア人、フェニキア人、先を争ひて

至り、諸科の學を修め、之を以て地中海北岸の諸國民に傳へたり。^(四)

(四)ギリシアの哲學者、タゴラス、プラトン、は學をエジプトの僧に受けたリ。是、エジプトの西洋文明に大關係ある所以なり。

節五 **エジプトの衰亡** ブサマチクの子、ネクに至り、エジプトはバ

ビロニアに破られて復、振はず。ついで五二五年、終にヘルシアの征服する所と爲れり。^(五)

第三章 メソポタミア諸國民 カルデア

アッシリア バビロニア

(甲) カルデア

(一)今は水理を修めざるに因り、氾濫の爲に、掘りたる溝の遺蹟、掘り中に縦横せり。

節一 **土地** アジアの西南部に於て、ペルシア灣に注ぐ二大河をエウフラト、及、チグリスとす。其流域、早く開けて西洋文明の源泉を爲せり。此兩河の間をメソポタミアと稱し、土地、頗る豊饒なり。
Euphrat
Tigris
Mesopotamia

節二 **カルデアの文物** 此平原の南方に黄色人種ありて充分、發達したる文學、技藝を有したりしが、紀元前二千年の頃、セム族、來り征服して新に建國せり。之をカルデアと云ふ。其人民、天文、數理に精通し、文學をも好めり。文字は楔形なり。又、天體を拜し、星によりて人の運命を測りたり。

(乙) アッシリア

節三 **アッシリア** 紀元前十四世紀の頃、カルデアは、其近傍に興りしアッシリアの滅す所となり、アッシリアの版圖は地中海、及、
Assyria

裏海よりペルシア灣に達せり。其全盛の時はシリア、フェニキア、キプロス島、及、ユダヤを屬服し、小アジアのリヂアをも外藩としたりき。エジプトも亦、一時、其屬國たりき。
Cyprus (Cyprus) *Judaea* *Syria* *Lydia*

節四 **アッシリアの滅亡** アッシリアはチグリス河畔のニヌアに都して六百年間、國運、隆盛せしが、スキタと云へる蠻族のカブカス地方より侵入するに及び、爲に困弊して、バビロニアの亡す所となれり。其國都ニヌアの遺跡は今、尙、之を見るを得べし。
Caucasus *Skythia (Scythians)* *Ninua (Nineveh)*

節五 **アッシリアの風俗** アッシリアの宗教は、其主神をアッシュルと云ふ。その發掘したる壁畫及記録に依りて見れば、此國人は驕慢にして武を好み、敵人に對し、殘酷を極めたり。

(丙) バビロニア

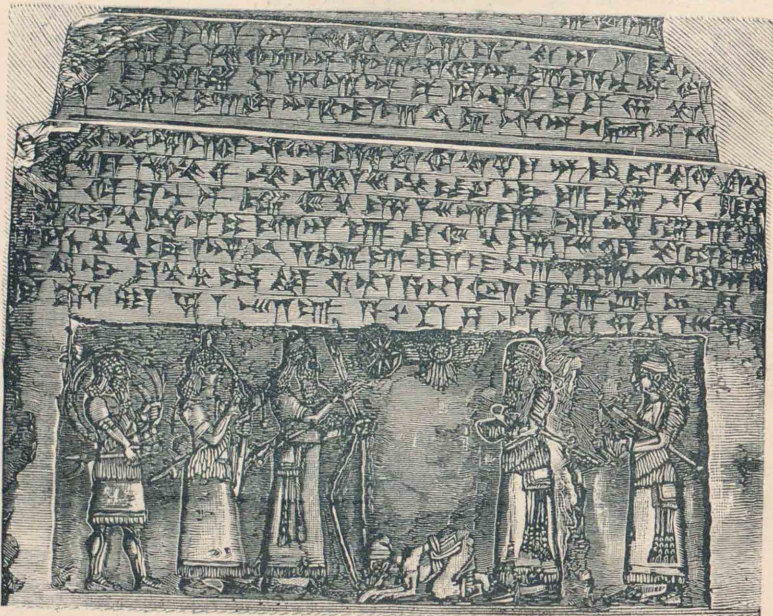
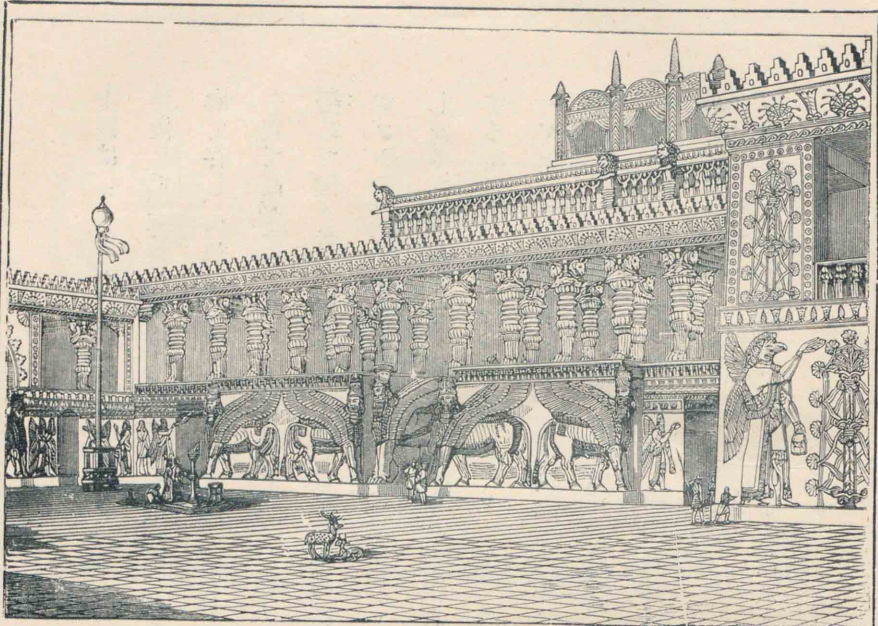
節六 **バビロニア** バビロニアは、元、アッシリアの一地方なりしが、
Babylonia

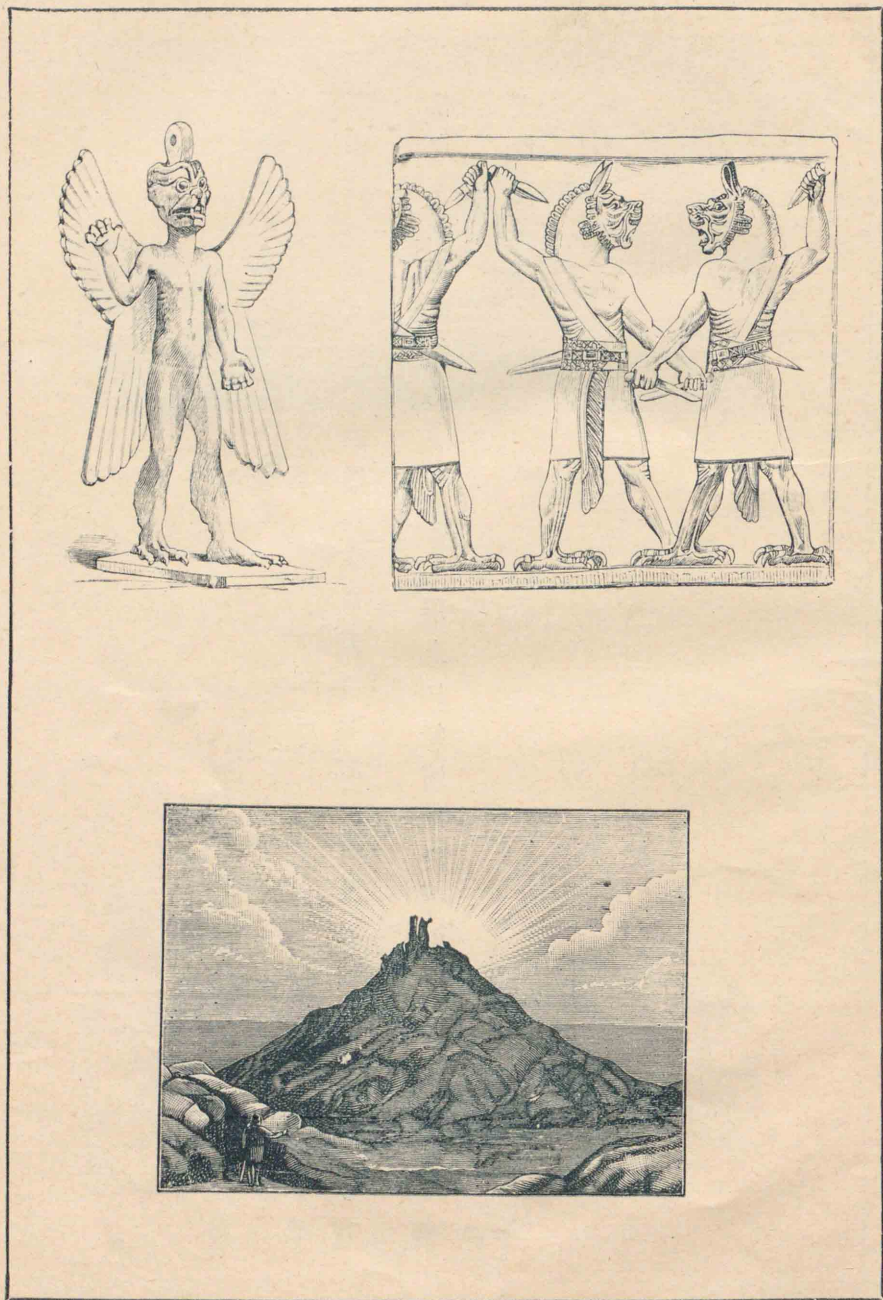
紀元前六〇六年、メデア人と謀を合せてニヌアを陥れ、續て
 イエルサレムを征し、^{Media}フニキアを陥れ、ザグロス山脈より地中
^{Jerusalem}海岸に至る間の國土を盡、其有に歸せり。是に於てバビロ
 ニア、メデア、リヂア、及、エジプトの四大王國、相對立せり。
 七 **節** **バビロンの滅亡** 此時に當り、ザグロス山の東に起りた
 るペルシア國、漸、強大にして、其王キロス、紀元前五三八年、來
 りて國都^{Babylon}バビロン府を圍み、遂に之を陥れたり。

第四章 イスラエル及フニキア

一 **節** **イスラエル人及フニキア人** イスラエル人、及、フニキア人は、
 共にセム種族にして、自、大王國を爲すに至らざりしと雖、
 其歴史は、宗教、及、商業に有名にして、世界の文明と關係す
 る所、多し。

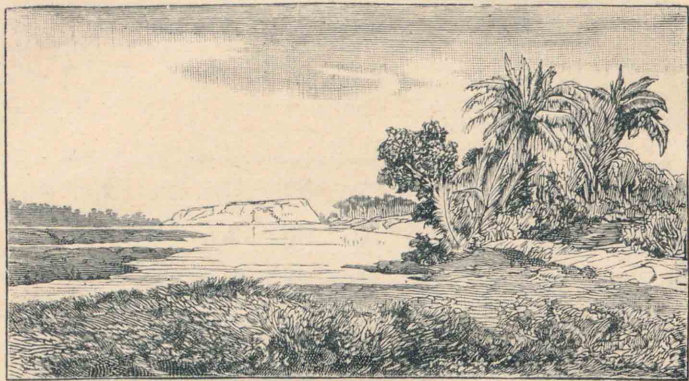
第七圖





上圖は、ホルサバッド近傍に現存するアッシリア王、サルゴンの宮殿の遺跡を建築學上より想像して、再建したるものなり。此遺跡は甚く壞敗せるも、尙、高さ八間厚さ二十五間の外廓を存し、内部に累々たる宮殿、堂宇の遺址を見るべし。王宮、民屋と區別するため煉瓦を以て高臺を築きて其上に營造し、入口に人頭牛體の巨像を置き、内部の障壁は大理石を箱めて代々帝王の事跡を彫刻したり。臺の高さ十三間にして之に用ゐたる材料は以てエジプトの最大三角塔四個を作るに足るべしといふ。宮殿の上部、先、壞落して下部の埋没したるため、幾千年を経たる今日までも保存せられ、近年、英佛の學者之を發掘して發見する所多し。尤も全盛なる時はアッスルバニバル王の治世なり。これギリシア人の所謂サルダナバラスと同人なり。紀元前六八六年より六二六年迄世に在り。王、盛に文學、美術を奨勵し、ニヌアに壯大の宮殿を興し、自家の軍事生活を障壁に畫かしめぬ。今收めて英國の博物館にあり。アッシリア考古學の好材料たる圖書の多く發見されたるは、此宮殿の圖書館なり。

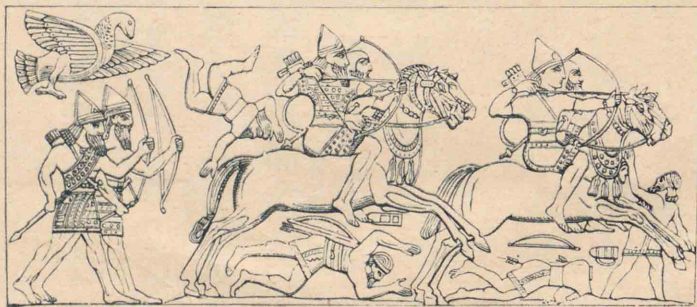
下圖はアッシリアのシャルマネサルといへる王の遺跡を刻したる尖柱碑の下部なり。



エウフラテス河よりバビロンの遺址を望む

楔形文字
 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

楔形文字



アッシリア騎士戦闘の状

上圖はアッシリアの魔神
 下圖はバビロニア近傍にある天の七宮(日月及五惑星)を祭る
 岳なり。七層の高臺より成り、頂上に祭壇を設く、敗類の今日尙
 美觀を呈す。

(一) 傳説によれば、
 紀元前二〇〇〇年頃、
 カナンの地に移り、
 ナの平原を指せり。

(甲) イスラエル

二 土地及人民 イスラエル人は、元、カナンの地Kanaanにありしが、後、エジプトに移り、酋長モーゼMose (Moses)の下に再、漂泊して、カナンに歸りたるものなり。然れども、久しく統一の治を爲さざりき。

三 **ヘブライ王国** 紀元前一〇九五年の頃、イスラエル人統一の必要を悟りて、始てヘブライ王国を建て、Hebrai (Hebrew) David Solomon等の英主、出でて其國、榮へしが、其相續者、苛酷の政を行ひしかば、紀元前九七五年の頃、國內、分裂して、ユダヤ及イスラエルJudaeaの二王国となり、ユダヤ國はエルサレムJerusalemに都したり。後、イスラエル國は先づアッシリアに滅され、次でユダヤ國も、亦、バビロニアの滅す所となりぬ。

四 **イスラエル人の唯一神教** イスラエル人は、天體及動物

を禮拜するセム種族間に在りて、獨唯一神靈 ^{Jehovah} エホバの存在を信じ、天體や動物は、其創造せし所なれば、之を禮拜するは、唯一神靈を侮蔑するに均しとなしたり。

(乙) フェニキア

五 土地及人民 フェニキア人は、リバノン山脈と地中海との間に位する、細長き平原に繁殖したるセム種族にして、曾統一の國を成さず。數多の獨立市邑を爲し、其間に聯合を作りたり。シドン市、^{Tyr (Sidon)} 及チル市、相續きて盛大なりき。

六 フェニキア人の通商、航海及殖民 フェニキア人は、其産物たる紫色染料及玻璃を携へ、遠洋に航して廣く地中海、黒海、及、大西洋の海岸に在りし諸民族と通商し、地中海南岸の文物をヨーロッパに傳ふるの媒介をなしたり。彼のABCの如きも、其元はフェニキア人の創造せし所なりと云ふ。彼

(一) チル市は地中海に於ける同名の島に在りき。

(二) エジプト、及、メソポタミアの各國民は、皆唯海岸に沿ひて航海したりしに、フェニキア人に至り

て始めて、船を遠洋に出し、自國の産物たるリバノン山の木材、チルの紫色染料、及、玻璃の外に、象牙、琥珀の金、及、眞珠、アフリカの奴隸、象牙、毛皮、アラビヤの香料、エジプトの麻布、ギリシアの陶器、イスパニアの銀、イギリスの錫、エルバ島の鐵を以て、エジプト及フェニキア人と貿易したり。

等は又貿易の爲、キプロス、クレテ、シチリア、サルヂニア、コルシカ諸島、^{Kypros} 及、エーゲ群島に殖民地を作り、又、ジブラルタルを越えて、イスパニアの南岸にカヂスを開きたり。其、アフリカに開きたるカルタゴ市はローマの歴史に大關係あり。^{Hispania} ^{Cadix} ^{Carthago(Carthage)}

第五章 ペルシア

一 人民 ペルシア人は、歴史以前に於て、中央アジアよりペルシア灣附近に移住したるアリア種族なり。其北方、裏海の南岸にありしアリア種族をメディア人と爲す。

二 キロス大王父子 ^{自前五五八年 至前五二二年} ペルシアのキロス大王は、先隣邦メディアを略し、尋でバビロニアを亡ぼし、又、リディアの地を併せたり。ペルシアのりヂア合併は、^{Lydia} 東方文明のヨーロッパに入りし原因の一なり。キロスの子、カンビセスは、又更に ^{Cambyses} エジプ

(一) リディアは、黒海の南岸に在り、リディアの西方より移り來りしアリア民族との混合より成れる國民にして、其國多く砂金を出し、其富裕なり。其海岸に、ギリシア人の殖民地あり。また、ペルシアの文明を本國に傳ふるの媒介を爲したり。

(二)時に、ペルシア王國は、エジプト、及アシア西部を奄有したれば、此上、領土を擴めんとすれば、北は中央アシア不毛の野にして、南は沙漠なるが故に、東のかたインドに入るかた、否らざれば西の侵入せざるを得ざりしなり。

トを征して之を併呑せり。

節三 **ダリウス一世** 自前五一二一年至前四八六年

ダリウス王、次で立つ。之をヘルシア

ア中興の君とす。王、姑、兵を收めて、スサ、及、ヘルセポリスの二

Susa Persepolis

都を起し、諸屬邦の君主を廢して總督を置き、驛路を通じ

て統一の貨幣制度を立てたり。後、印度の西部を征し、又、ヘ

レスポントを渡りて、ツラキアを侵略せり。小アジアの Ionia

Thracia (Thrace)

アは、ギリシア人の殖民せし處にして、ペルシアに屬せしも、

後に反し、而してギリシア人之を援けしかば、ダリウスはギ

リシア膺懲の師を起すこと再度に及びたりしも勝たず。

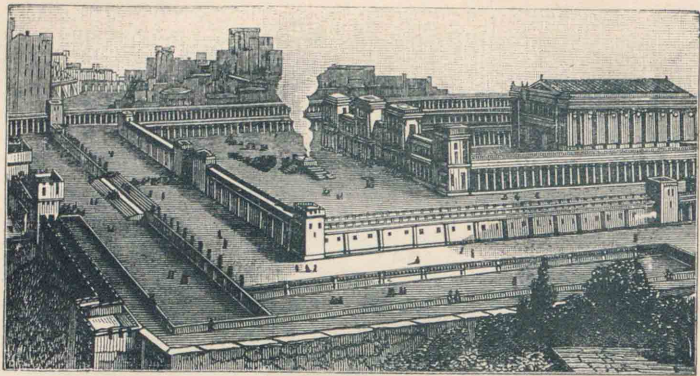
遂に志を得ずして歿せり。

節四 **ペルシア衰亡** Xerxes ダリウスの子、クセルクセス、立ち、復、父の志

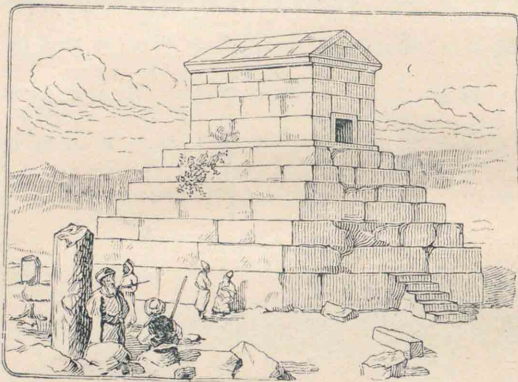
を繼ぎてギリシア遠征の大軍を發せしが、戦、利あらざり

き。此後、百四十年の間に、王は八代、變更せしが、内亂、相繼ぎ、

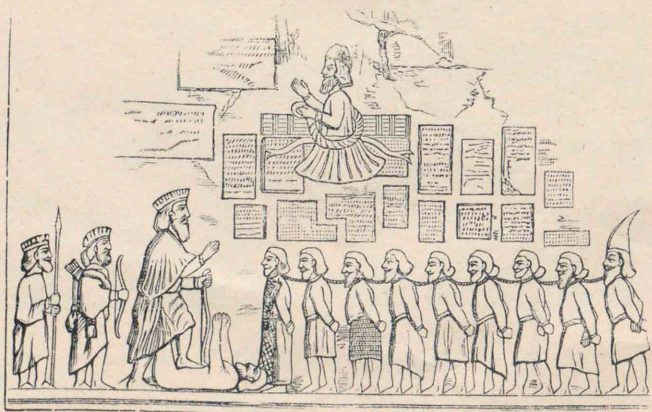
第十圖



殿拜靈神一唯ムレサルエイ

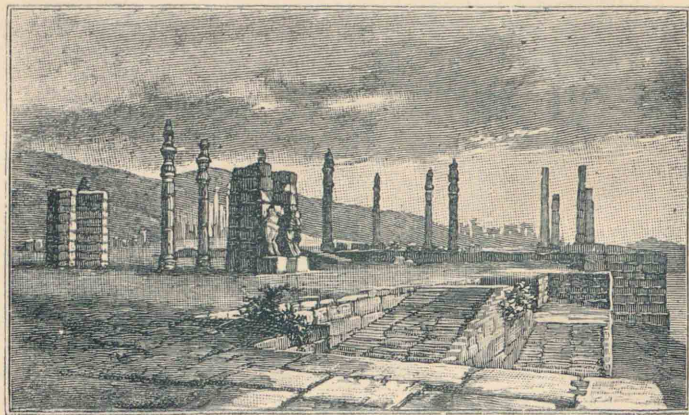


バサルガデに現存する
キロスの墳墓

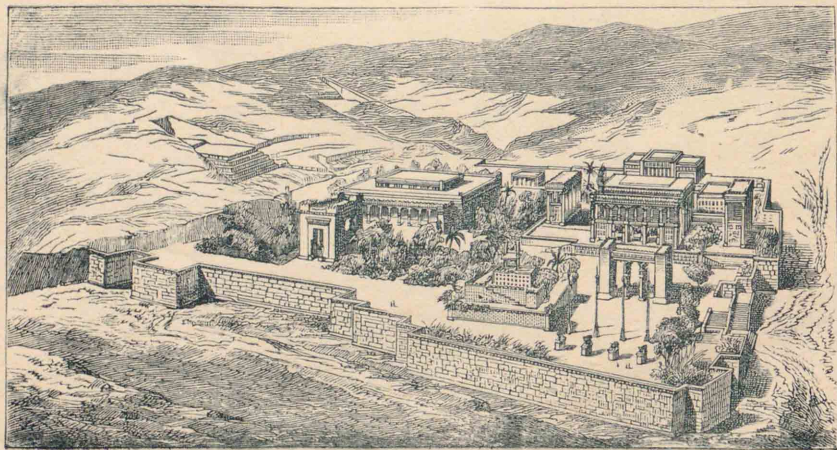


ダリウス王俘虜を觀るの圖
(ベヒスタン碑文の一部)

第十圖



宮の々代、下以スロキるあにスリホセルベは圖上
七さ高餘間十五百二さ長は臺石、てしに跡遺の殿
界世、リせ存を戸門柱石、壁障く多に上其、てしに間
りな一の觀奇



りな像想の狀原其は圖下

(ビスツン碑)

ペルシア國ビスツン(ビヒスタンとも云ふ)村に、高さ百八十一
丈餘の自然の巖壁にダリウス王の一代記を刻したる碑あり。
ペルシア、メディア、アッシリア三國語を以て楔形文字を刻した
り。現に世界奇觀の一なり。下圖は即是なり。

國中、疲弊し、終に紀元前三三四年に至り、マケドニア王アレクサンドルの爲に亡ぼされたり。
Macedonia

(四)ゾロアスタルは紀元前約一〇〇〇年頃、人なりと云ふ。

節五 **ペルシアの宗教** ペルシアの宗教は、ゾロアスタル(四)の開きし所なり。悪神は大風、早魃、悪疫、毒蟲、及人の悪性を作りて、善神の業を害せんとす。人の道は、心中の不徳を去り、世間の災害を除きて、善神の事業を助くるに在りとせり。

節三 **建築** ペルシアの宗教は、かく單純なれば、社寺の建築に重きを置かず、獨、王公の宮殿のみ華美を極めたり。パピロニアに倣ひて、高臺の上に宮殿を築きしが、其材料には煉瓦を用ゐずして石を用ゐたるが故に、二千餘年を経たる今日に於て、尙、原形を存せり。

第六章 ギリシア

一 土地人民 エジプト、及、メソポタミアの平原は、大專制國

節 發生に便なりしも、人の智識、開發せずして、遂に亡びたり。

之に反し、ギリシアは、山脈、縱横して、半島を幾多の小地域

に分ち、統一に不便なりしを以て、處々に自由の生活、起り、

且、海多くして外國交通に便なりしに因り、早く開化せり。

其住民は歴史以前に於て、小アジアのイオニア地方より海

を渡りて半島に移住し來りしものなり。

二 一市一國 ギリシア半島の各小地域には、皆、數個の市邑

あり。いづれも人口、甚、多からざるも、獨立の一國をなし、他

市を視て外國と爲し、各市の住民は、他市の男女と結婚す

ることなかりき。

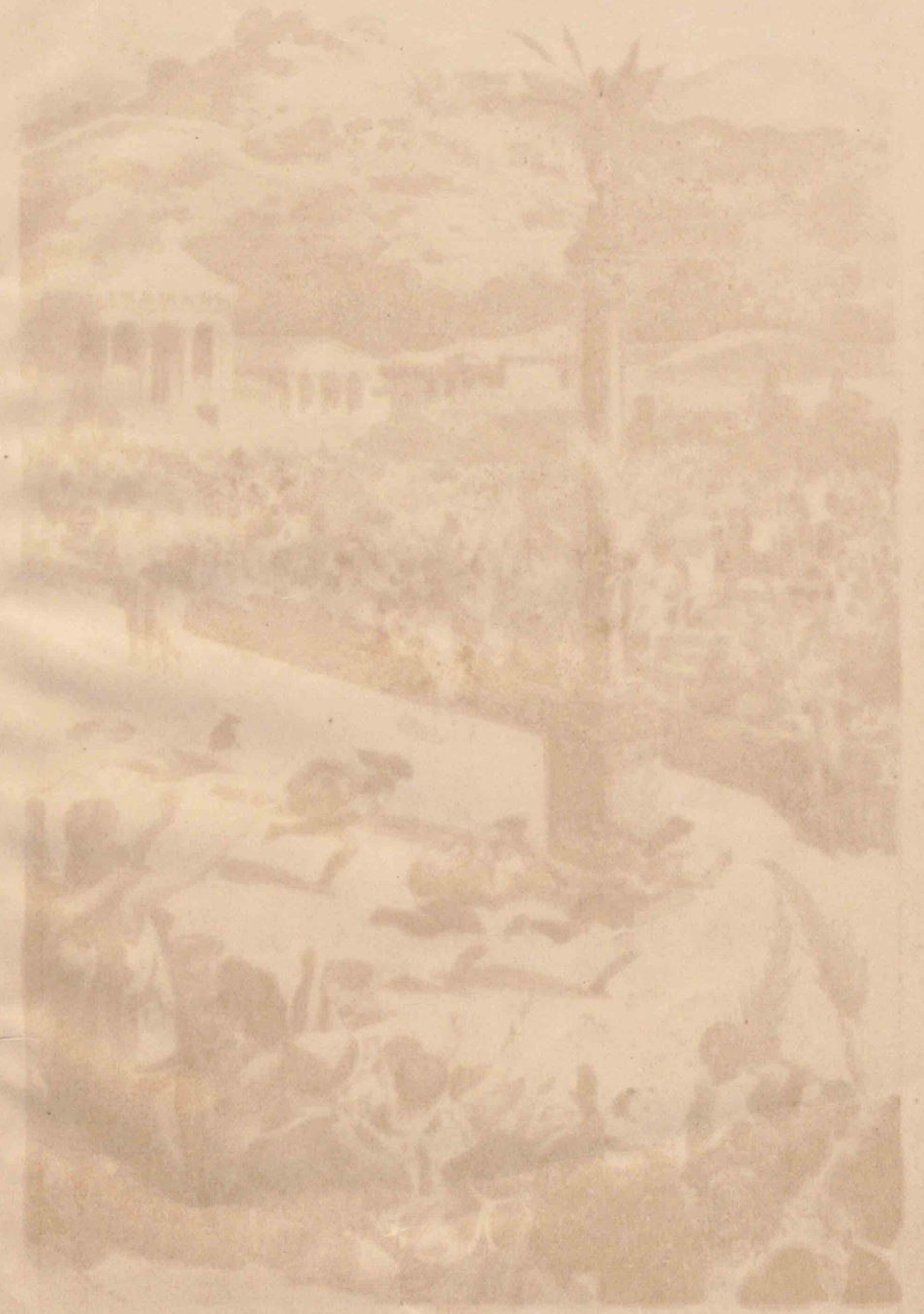
(一)ギリシアの稱は、ローマ人の名づけし所なり。ギリシア人自身は、自國をヘラスと呼び、自國をヘラスと稱したリ。其中、四族あり。イオニア族、ドリア族、アカイア族、エオリア族、是なり。

(二)ギリシア詩人の上に、必要なる嚴の語に、善く治めたる小市は、大なる市に勝る數等なりと云へり。

第二十圖



ギリシア國祭オリンピア遊戯爭



節三 殖民地　ギリシア人は、夙に航海に従事して遠近の海岸

に殖民地を開き、其近きは、イタリアの南部、シチリア島、コル

シカ島、エーゲ海及、マルモラ海の海岸より、遠きは黒海々岸、
Corfica Aege Marmora Sicilia

ニール河口、及、今のフランスのマルセイユに至れり。
Marselles

節四 國神宣託　かくギリシア民族は、處々に分離したりと雖、

亦、協同團結して一の國民を爲したる原因、多々あり。其第

一は、神託に在り。各地のギリシア人は、同一の國神を信じ、就

中、ゼウス、アポロンの二神は、時に神託を垂れて、全民を指導
Zeus Apollon

すと爲し、其靈地を國民の共有と爲したり。
三三

節五 神聖遊戯　第二の原因は、國神の賽祭に興行する遊戯

に在りき。ペロポネソスのオリンピアに於て四年に一回、興行
Peloponnesos Olympia

するもの最、盛大にして、各市、及、殖民地より候補者を出だ

し、勝敗を争ひたり。
四四

(三) ドドナのゼウスの
祠、及、デルフォイのア
ポロン宮、最高名な
リ。ドドナは、北部ギ
リシアのエピルス地
方に在り。デルフォイ
は、フォキス地方に在

(四) 競走、拳撲、角力
等、主なる者なり。リ
シ、後には詩賦、辯舌
歴史等の競争ありて

神官之審判、第一等之勝利を得たる者には、桂冠を授け、其指を技師に命じて、其肖像をア宮内及、其本人を出したる市に建てる。詩人は、其功名を、本人故郷に凱歌を以て、盛なる旋式を以て、迎へる。而して、祭期に止し、各地の人民を對に集りて、平日の敵を忘れて、和譜し

六 祭祀盟會 第三の原因は、相隣する數市聯合して、或國神の祠堂を保護したるに在り。此爲、開く所の會議を、アンフィクティオンと云ひ、デルファイに於けるアポロン宮の爲に組織せるもの最盛大なり。
Amphiktyon Delphoi

七 祖神史詩 第四の原因は、祖神史詩に在り。祖神史詩とは、ギリシア民族の祖先と仰ぐ、神々の怪力、偉業を、後世に傳唱する爲、史態に述べたるものを云ふ。此等の史詩の大部分は神異の談なるが故に、之を正史と視做し難し。

八 共通外敵 第五の原因は、歴史時代に至りて、屢、ヘルシア國の侵襲を被り、全民族力を協して之に抵抗するに非ざれば生存し難かりしに在り。然れども、此戰爭を述ぶる前に先主として防戦の衝に當りたるアテネ、スパルタ二市の歴史を述べざるべからず。
Atheneae Sparta

第七章 スパルタ及アテネの興起

(甲) スパルタの起源

一 ドリア族の南下 スパルタ市は、紀元前一千餘年の頃、ドリリア族、南下し、土着のアカイア人を征服して、建つる所なりと云ふ。ギリシアの正史、此に始まる。
Doriae Achaea

二 リコルゴスの法律 征服せられたる多數のアカイア人は、市外の農地に住み、ドリリア人のみ市内に住みて政權を握りたり。スパルタには、早くよりリコルゴスの制定する所と傳ふる法律あり。之によりて二名の王を立て、權力の

專有を防ぎ、其下に元老及議會ありて政治を決定したり。又、兒童の強壯なる者は七歳にして官吏に附し、訓練せしめ、其課業は能艱苦に堪へ、身命を輕じ、武を磨くを旨とし

(一) 祖神史詩によれば、昔ヘラクレスと云へる有力なる王あり。ペロポネソスのアカイア人を支配せしが、其子孫國を逐はれ、百年の後、北部のドリリア族を率ゐ來りて、王位を回復し、スパルタを起せしなりと傳ふ。

(一) コロゴスの法は、飲食に奢るは國を弱くする原因なりとし、各人自家の食事を禁じ、都て國家の共同膳部に就き粗食せしめたり。又學國皆兵の制ありて、九千のスパルタ人皆干戈を取る故、彼等は狩獵、體操、訓練の外の職業に従事すること許されず。其無用の外國品を購買すること、以て重大の錢を鑄造し、小額と雖、牛に汗せざれば運輸すること能はざらしめたり。尚又少年をして苦痛に慣れしむる色變ぜずして爲一輩を發せしむるに死する者少からず。又其擧動を敵に悟られざる衛に慣れしむる爲人命の損を盗むことを其術の拙きが故に罰したり。

以て、尙武の氣象を養ひ、市民の紀律を嚴にしたり。⁽³⁾
三 スパルタの膨脹 かく鍛練せられたるスパルタ人は、頻りに近隣の地方と戦ひて、之に勝ちければ、紀元前六世紀に至りては、スパルタの國力、ペロポネソス半島に於て獨強大なりき。
Peloponnesos

(乙) アテ子の起源

一節 國情 Atheneae アテネも初は王政なりしが、後に貴族政治と爲り、平民、政權を得んとて、頻に貴族と軋轢したり。是を以てアテネに於ては、法律を以て貴族、平民の權利を明にするの必要、起り、權利、義務の論、大に發達したり。
二 ソロンの法律 Dracon 初め、ドラコンなる者、刑法を定めしも、此法、苛酷なりしかば、紀元前五九四年、賢人ソロンSolon出で、貧富に依り、國民を四級に分ち、各級に特殊の權利を與ふると

(一) 古來、アテネに其負債を消却すること能はざる時、罰として、本人及妻子を奴隸とするの惡法あり。其爲、平民の困窮する者多かりしかば、ソロンは、萬の來の負債を、一切消殺し、將來は、債務に爲し、人を奴隸にすることを禁じたり。

同時に義務を負はしめ、而して民會には、各級の人民を列せしめ、官吏を撰舉し、且、政府の提出案を可否せしめたり。之により輿論を以て政治を是非すること始まれり。⁽⁴⁾
三 ピシストラトス Pisistratos 然るに、ピシストラトスなるもの、俄に兵に以て、アクロポリスの城廓を占領し、三十餘年の間、僭主として政權を專有し、大に海軍を興せり。其子は不肖にしてアテネを放逐せられぬ。⁽⁵⁾
四 クリステネス改革 Cleisthenes 此後貴族の一人なる、クリステネス、又、法度を改正し、一層、平民の權利を重くして、アチカ地方全部の住民に、アテネ市民の資格を與へたり。又、オストラシズムと稱する一種の裁判法をも開きたり。
Attica Ostracism

第八章 ギリシア、ペルシア戦争

節一 **ヨーロッパ、アジア分け目の戦争** ペルシアは、専制國にし

て東洋文明の風を承け、ギリシアは、自由を愛する國にして西洋文明の源を爲せり。其間、衝突の起らんこと、免るべからざるなり。然れども、ギリシアにして一敗地に塗れんか、ヨーロッパ大陸も、亦彼の尨大專制國の席卷する所と爲り、東洋文明と異なりたる西洋文明は起らざりしなるべし。是、此戦争の歴史に大關係ある所以なり。

節二 **マラトンの役** 紀元前四九〇年、ペルシア王ダリウス大軍

を派して、ギリシアに迫り、マラトンの平原に陣してアテネを襲はしめんとしたり。アテネ軍は、同盟諸市の軍と合してミルチアデス、之を指揮し、奮闘して之を退けぬ。

Miltiades

Marathon

Darius

(一) アテネの強力は、陸兵に在るを説きて之に反對し、議論決定せざりしが、牡蠣投票の結果、アテネが勝つて放逐せられたり。

(二) ヘロドトスの歴史には、總軍二百三十一萬七千人と見え、たれども、其實は約九萬人たりしなるべしといへり。ヘレスポント海峡に長さ一哩の船橋を架し、一夜を渡すに七日七

節三 **テμισトクレス** アテネ人、皆勝利に酔ひぬ。獨、テμισトクレス、ペルシアの必、來りて前日の恨を報ぜんとするを察し、群議を排して大に海軍を備へしめたり。

Themistocles

節四 **テルモピレの役** ダリウスの後、子、クセルクセス、紀元前四八〇年、又、ギリシア膺懲の大軍を發し、王、自、出でて、之を指揮したり。是に於てギリシア各市は、スバルタを仰ぎて盟主とし、其王レオニダス、小兵を以てテルモピレの險に據り、奮闘力

Xerxes

Leonidas

Thermopylae

戦して悉、戦死したり。

節五 **サラミス海戦** ペルシア軍、侵入し來りしを以てアテネ市民は難を海に避け、其海軍はサラミス灣に據りて、敵の軍艦と戦ひしが、ペルシア軍、大敗し、クセルクセス、若干の兵を

Salamis

止めて倉皇、退却せり。

節六 **プラテエー及ミカレの役** 翌年、ペルシアの陸軍は、プラテエー

Plataea

に於て、海軍はイオニア海岸のミカレMycaleに於てギリシア聯合軍の爲に破られたり。此後、ペルシア人復、ギリシアを窺はず。

第九章 アテネ、スパルタ、テーベの交渉

一 **アテネ防禦** アテネ人は、益、防備を堅くするの必要を認め、市を再興するに當り、周圍に城壁を廻らし、テミストクレスの議を容れて、ピレウス港Piræusを防禦し、以後、毎年、戰艦を増築するに決したり。

二 **アテネの霸業**自前四七九年 至前四三一年 イオニア諸市、及、エーゲ諸島は、聯合してペルシアに備へんと欲し、アリスチデスの高潔を慕ひて、紀元前四七七年、アテネを聯合の首長に推したり。之をデロス聯合と云ふ。Deiosこれよりアテネの勢力、スパルタを壓せり。

(三)ギリシア人は、戦勝を喜ぶこと無限なく、詩人辯士の競ひて、海軍の功績を説き、又、國神の冥加を因る所多きを思ひ、る敵より捕獲したる金銀財寶の十分一をアルフォイ祠に奉納し、敵の捨てたる眞鍮の盾を以て、神アテナの立像を鑄し、之をアクロポリス丘上に樹てたり。

(一)テミストクレスは、後傑にして、アテネ再興の功ありしに拘はらず、勢力を濫用して私利を營みし處せられ、牡蠣放逐にペルシア朝廷の食客となれり。

(二)アリスチデス、聯合の完全なる信用を得て、其金を各島各港より、毎年、各島各港に割船、出すべき金を獨裁したり。

三 **ペリクレス** 初、アテネの勇將、キモンCimon、デロス聯合を指揮せしが、ペリクレス、次で之に代れり。當時、アテネは、極端の自由制度Pentaclesを行ひ、國の大事は、市民の會議に決したりしが、ペリクレスの才徳は、優に衆を凌ぎ、雄辯にして、且、愛國の心、深かりしかば、大に信用を得、權力を善用して、國防を全うし、盛に工事を興し、且つ文學を奨励せり。彼のアクロポリス丘上のバルテノン堂Parthenonの如きは、此時、成れり。實にアテネの黄金時代なり。

四 **三十年間の休戦** スバルタは、アテネの勢力、旭日の如きを嫉みて、之と争ひけるより、紛議、止む時なかりしが、ペリクレスの周旋に因り、紀元前四四五年、休戦を約し、相侵さざるを誓ひたり。

五 **ペロポネソス戦争** 然れども、アテネ、スパルタの釁隙、再、甚

(三) アテネの武將ニ
キアスの盡力に依り
成立したるが故にニ
キアスの平和とい
ふ。

(四) アルキビアデス
は、秀眉明目、才智衆
に出で、而も達辨なり
しかば、大に人望を
博し、主張する所必
ず行はれしと云ふ。

だしく、紀元前四三一年、遂に開戦せり。アテネは海軍を以て、スパルタは陸軍を以て優りしが、アチカは終にスパルタ兵の侵入を破り、アテネ市内には悪疫、起りてペリクレス、死し加ふるに戦争、年々、繼續して益、慘禍を極めたり。紀元前四二一年に休戦の約、成りしも、幾もなくして平和、破れたり。

節六 **アネテ敗亡** 時にアルキビアデスなるものあり。大舉してシチリア島のシラキースを討ち、之を根據として、スパルタに當らんと企てしも成功せず。アテネ、大に困弊し、紀元前四〇五年、アテネの海軍は、エゴスポタミに於てスパルタの將、リサンデルの亡す所となり、翌年、アテネも、亦、陥り、其城壁は、悉く毀たれたり。

節七 **スパルタの霸業** 自前四〇四年至前三七一年 アテネ、敗れてスパルタ、ギリシアに雄視し、又、ペルシアと戦ひしが、紀元前三八七年、遂に之と

(五) 當時のスパルタノは既にリコルネスの嚴律を守らず、古に比して遂に柔弱なりしと雖、其大敗を破りたるは、此時期を初とす。

和して、小アジア海岸諸市、及、キプロス島をペルシアに譲りたり。

節八 **テーベの霸業** スパルタは、其指導の下に立つ諸市を遇する苛酷なりしかば、ベオチアのテーベ市、先、背き、紀元前三七一年、テーベの名將、エパミノンダス、リュークトラに於てスパルタの大兵を破り、續て屢、スパルタに肉薄せしが、紀元前三六二年、マンチネアの大戦に於て、エパミノンダス戦死するに及びてテーベ亦、衰ふ。此、互久の内訌の爲に、ギリシアの全部、疲弊して復、昔日の勢なきに至れり。

第十章 マケドニア アレクサンドル大王
の事業 大王死後の分裂

節一 **フィリポ王の霸業** 自前三五九年至前三三六年 マケドニアも亦、ギリシア民族

(一) アンフィクテオ
ン祭祀盟會に屬す
るフキス人曾
アルフォイなるア
ボロン宮の財寶を盜
み甚不逞なり然
れども同じ會盟に
歸する他の諸市は
無力なりしかば皆
無頼の事をフイリ
ポに依頼したりフ
イリポに喜ひて之
に應じフキスを討
ちて年々アボロン
宮に貢獻するの義
務を其人民に負し
めたり此に於てフ
イリポを推してア
ボロン宮の爲に興
行する會の總裁と
なり
(二) 是より西洋に
て激しく人身を攻
撃する言論をフイ
リポと云へり。

なり。其始めて歴史に現れたるは、フイリポ二世の時に在り。
王、夙に覇をギリシアに唱ふるの志あり。先、其内事に干渉
し、アポロ神の爲めに興行する、アンフィクテオンの總裁となり、
頻に南侵の計を施しぬ。アテネの雄辯家、デモステネスDemosthenes 夙に
フイリポの野望を看破して極力、之を非難し、其國人をし
てケロニアChaonia の野に迎へ撃たしめけるが、マケドニア方陣の
向ふ所、支ふるものなく、ギリシア軍、大敗してフイリポの威力、
全半島を壓せり。時に紀元前三三八年なり。フイリポは、猶、ギ
リシア人を率ゐ、ベルシア侵入の計畫を立てしが、準備中、刺
客に斃され、子、アレクサンドル、其業を繼げり。

節二 **アレクサンドル大王**自前三三六年至前三三二年 アレクサンドル、位に即く時、
年、甫て二十。紀元前三三四年、ベルシア遠征の途に登り、ヘレ
スポントを渡りて、行く行く、ベルシア軍を破り、先、フェニキア、エ

(三) インド、ラーホ
ールの博物館に多く
ギリシア人の開きし
諸種の遺物を存す。

(四) アレクサンド
ル、自、ベルシアの服
を着用し、ベルシア
の女を娶り、部下に
雑婚せしめ、且跪禮
を行はしめたりし。

moder

ジプトを征服し、ニール河口にアレキサンドリア港を開き、再
歸りて紀元前三三一年、アルベラArbela にダリウスの軍を敗りぬ。
是に於て、ベルシア全土、平定せり。大王、之より印度に入り、
信河々孟Indus の諸國を征服せしが、將卒、遠征に倦みしに因り、
遂に其軍を返し、バビロンBabylon 府に至りて、之を修理し、茲に、大
帝國の首府を起さんとしたり。業、央にして病みて死しぬ。
節三 **アレクサンドルの人物及事業** アレクサンドルの事業は、
ヨーロッパとアジアの關係を密接せしめ、東西の文化を融合
せしむる上に於て、世界の歴史に大影響を及ぼしたり。大
王、兵を用ふる神の如く、又、文雅の志、厚くして學術、技藝を
奨励せり。然れども性、急にして、よく怒り、素行、放恣にして
晩年には、東洋專制君主の尊大を装ひたり。
節四 **アレクサンドル領土の分裂** アレクサンドルの死後、諸將、

が、武將の中、簡古のギリシア生活を慕へるものは、之を喜ばず。アレクサンドルを殺さんと謀りしものありき。然れども、事、顯はれて罪せられたり。

各、自立を謀り、其領土は分れて次の三大國、及ローデス、ポントス、Rhodes Pontosベルガムス等、數多の小國となれり。

節五 Pergamusマケドニア及ギリシア　ギリシアの數市は、デモステネスの指導の下に獨立を回復せんと計りたりしも、マケドニア兵の爲に敗られて成らず。マケドニアは、屢、王を代へしが、紀元前一六八年、遂にローマの爲に併されたり。

節六 シリア王國　大王の部將、セレウコスも、紀元前三一二年、アジアに於けるアレクサンドル舊領の殆、全部を以て自立し、國號をシリアと名け、Syria Seleuciaセレウキア、及、アンチオキアAntiochia(安都)に都して學術技藝を奨励したり。其後、Parthia Bactriaバルチア(安息)、バクトリア(大夏)、Pergamusベルガムス等、分立し、勢、衰へ、紀元前六三年、ローマに併さる。

節七 Ptolemaiosエジプト王國　自前三三三年　至前三〇年　大王の部將、プトレマイオスは、エ

(五)プトレマイオスは、一世、航海者の便を計りて、初めて燈明臺をアレキサンドリアの港外に作り、海底に長さ一哩の地下道を通したたり、又アレクサンドル大王の靈廟を建て、其遺骸を金棺に納めて保存した

ジプトの王となり、アレキサンドリアに都してギリシア、エジプト折衷の文化を起し、盛に學術技藝を奨励し、王宮の一部に圖書館を設け、又、大學校を起せり。當時、ギリシア本部の擾亂を避け、學者、多く此地に集まり、アレキサンドリアは、世界學問の中心となれり。エジプトは、後、紀元前三〇年終に、ローマの爲に亡ぼされぬ。

第十一章　ギリシアの文物

節一 **ギリシア人の天性**　ギリシアには、曾、專制政府、起らず。個人の徳性を自由に發達せしめたるに因り、一般の事物、皆、新機軸を出だし、加ふるに、山水風土の助あり。其製品は、調和と權衡とを失はず。エジプト、メソポタミアより傳來したる東洋の文化も、茲に其面目を一新して、自由生動の活氣

を加へ、西洋文明の淵源となれり。

節二 建築 建築の美も、亦、西洋文明に於ける特異の現象にして、其源をギリシアに發せり。ギリシアの建築に三體あり。石柱頭部の裝飾に依り之を區別す、ドリア風、イオニア風、コリント風是なり。

Ornith

Doria

Ionia

(一)ファイナアスは紀元前四八八年の頃生まれ、ペリクレス時代に世に在り、好んで神代史詩中の神人を彫刻せし人なり。

節三 彫刻 建築と共に、彫刻も亦、大に發達し、國神の堂祠には、神像の外に必、多く神代史詩中の諸神、又は、歴史に名ある英雄の肖像を樹てたり。就中、フィヂアス(1)の作りし、パルテノン堂内のアテナ女神像、及、オリンピア堂内のゼウス神像最、高名なり。

Athena

Phidias

節四 詩賦

ギリシア詩篇の最、古きをホメロス(2)の作と傳ふる

「イリアド」オヂセイ(3)なりとす。是、神代のトロヤ遠征を叙した

Iliad

Odyssey

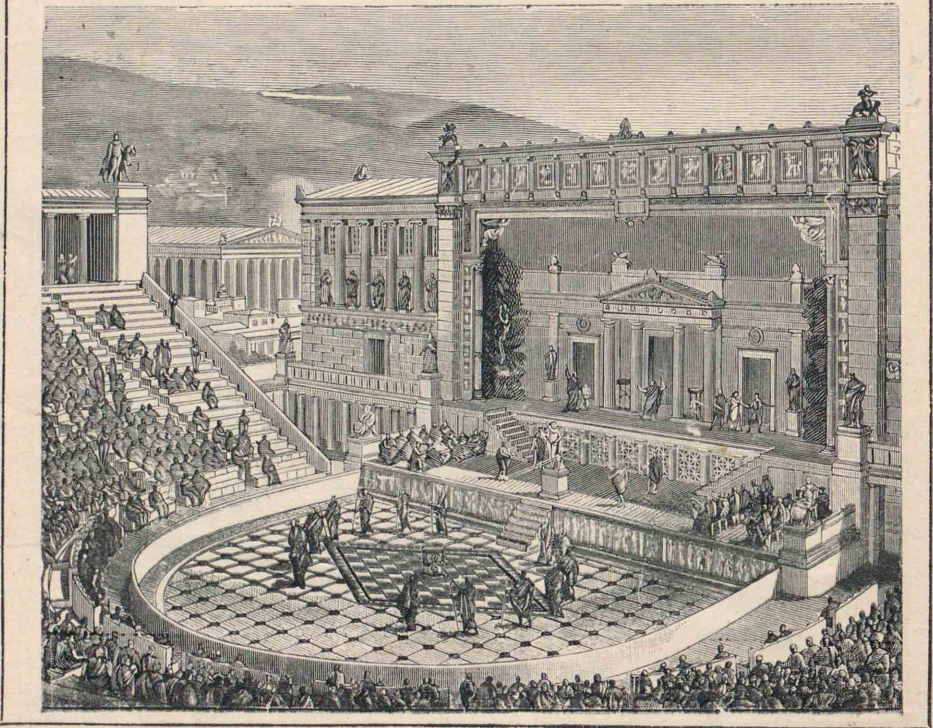
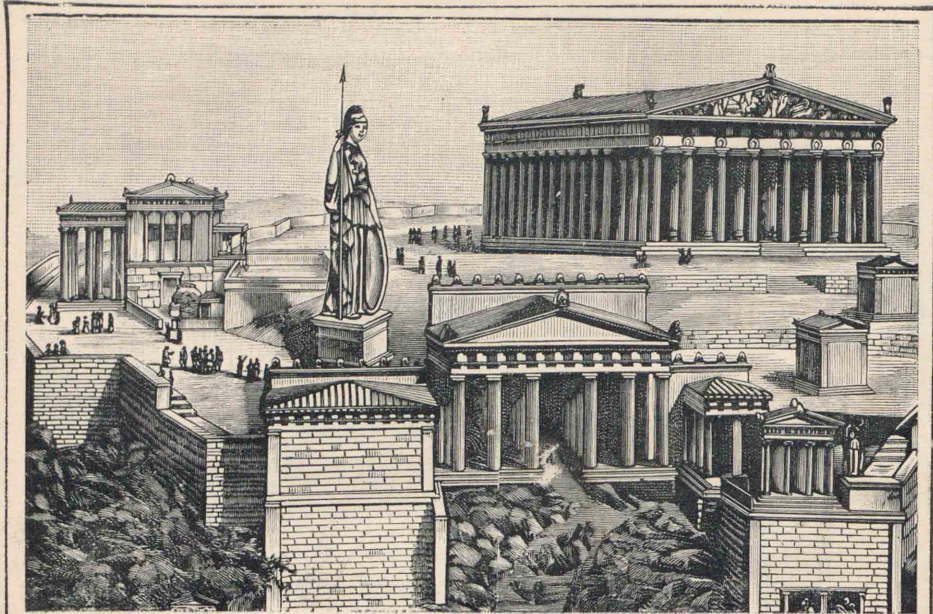
Homeros

Troya

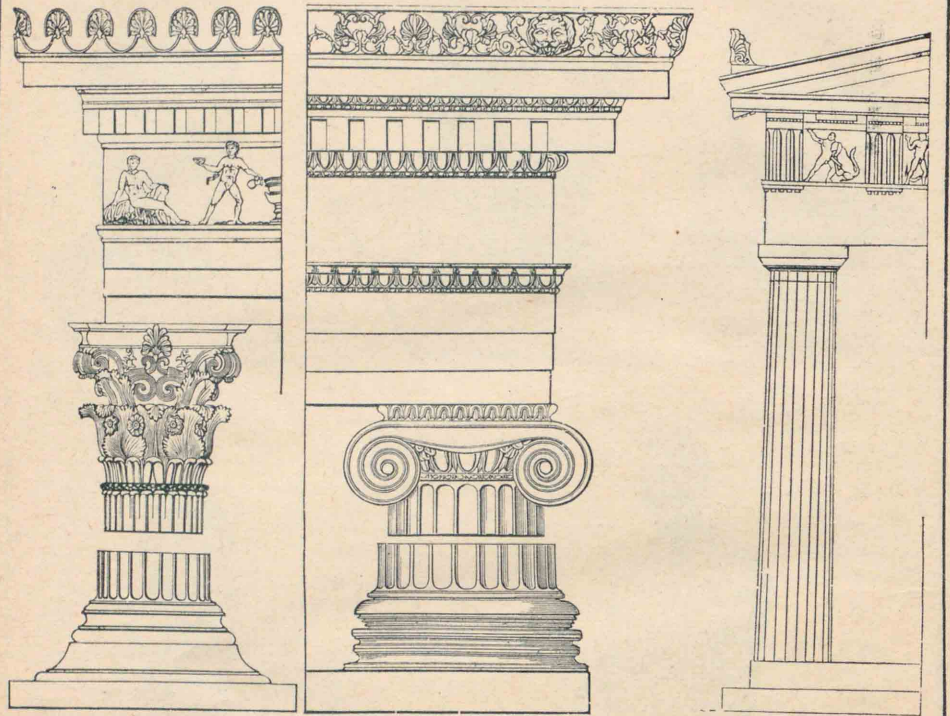
る長篇の史詩にして、古今の傑作と稱せらる。約、百年の後

(一)ホメロスは紀元前九世紀の頃、世に在りし人にして、生地に小アジアのスマルナなど、明を失ひて、後、史詩を唱ひ、徘徊したりと傳ふるも、確實ならず、最近の學說によれば、イリアド、オヂセイは一人の作に非ずして、紀元前八五〇年頃の人の作を集めたるものなりといへり。

第三十圖



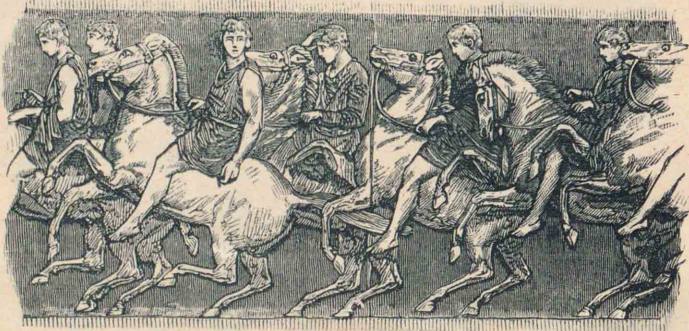
ギリシアの建築風格



柱石風トンリコ

柱石風アニオイ

柱石風アリド

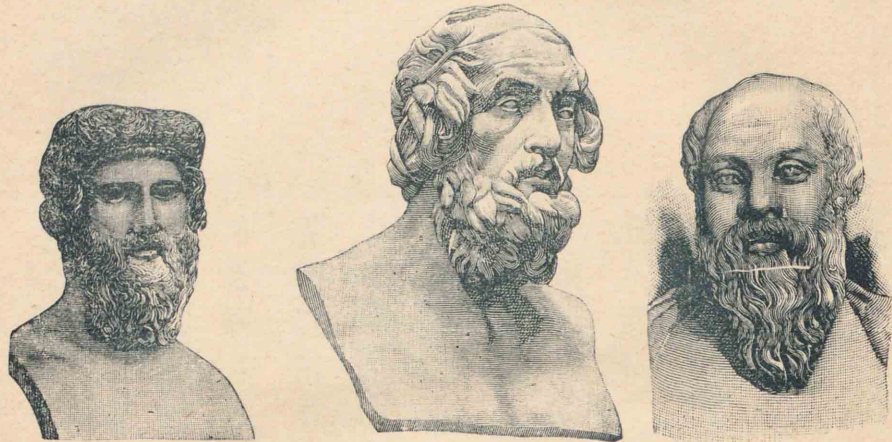


アテネ少年行列の彫刻(パルテノンの上の彫刻)

上圖はアテネのアクロポリス丘にして、其右方に高きは有名なるバルテノン堂なり。左に立てるはフィデアスの作アテナ女神像なり。

下圖はアクロポリス山腹のデオニッス劇場。劇場は三の部分より成る。一は、舞臺にして、長方形をなし、上に屋根あり、三面に障壁あり、二は合唱所なり。半圓形をなし、又、舞の場所なり。そこにデオニッス神の爲の祭壇あり。三は合唱所を圍みて次第に高まれる観客席なり。二と三とは屋根なし。

第 十 五 圖



スロメホ

ントラプ

ステラクソ



ア
リ
ス
ト
テ
レ
ス



デ
モ
ス
テ
ネ
ス

(三)此劇場は半月形にして、三萬人の觀客を容る、へかりしといふ。

(四)アモステネスは紀元前三八五年に生まれ、同じ三年に死す。生來の辯事に死す。其が爲に、勢を矯正せんが爲に立ちて演説し、其下に立ちて演説せんが爲に、低き浪を絶叫し、遂に、浪を貫きしなりと傳へらる。

に、ヘシオドス出でて人民日常の生活を賦したり。

節五 **戯曲** Hesiodos ペルシア戦争に勝ちて、民心、昂騰せる時、悲劇を以て一世を動かせしは、エスキルス、ソホクレス、ユリピデスの

三人にして、喜劇にはアリストフネス、高名なり。戯場はアテ

ネ市民の爲にアクロポリス丘の山腹に沿ひて建てたるヂ

オニソス戯場、最有名なり。

節六 **演説** Dionysos 市民の會議に於て聽衆を感奮せしむるは、ギリ

シア政事家が身を立つるに唯一の方便なりしにより、演

説術、夙に、發達したり。テミストクレス、ペリクレス、アルキビアデ

ス、皆、辯才あり。就中、デモステネスはギリシア第一の雄辯家

と稱せられたり。

節七 **哲學** Themistocles Pericles Alcibiades 西洋哲學は實に、其源を小アジアのギリシア殖民

地に發せり。紀元前五五〇年の頃ピタゴラスあり。ソクラテ

Pythagoras Socrates

ス、プラトン、アリストテレスに至りて、ギリシア哲學大成せり。其深遠高妙の哲理は、今尙學者の喝仰嘆美して措かざる所なり。

節八 理學 學問の中心、アレキサンドリアに移りし後は哲學

者は、皆、古人の糟粕を嘗め、唯、其註疏に力むるのみなりしが、數理、天文の學は、此時代に於て最、發達し、有名の幾何學者エウクリデス及大數學家アルヒメデスを出だせり。

第十二章 イタリアの國情

節一 人民 イタリア半島には、夙に、諸種族來り住めり。其中、

南部には、ギリシア人殖民し、北部にはケルト民族のガリ人あり。所謂イタリア民族は、中部の各地に繁殖し、獨、エトルリアの一地方にのみ、エトルスキと稱する異種の民族居り

(五) サモス島のアリスタルカスは紀元前二六〇年頃に於て既に地動説を唱へ、ヒパルカスは天體を観察して、日蝕、月蝕を計算したり。

(二) ケルト民族は、アフリカ種族の一派にして、歴史以前アシアより起り、ギリシア民族と途を異にして、ヨーロッパの中原に入りしものなり。

(一) エトルスキ人は早くよりイタリア半島に在りて富強なりき。然れども其果して何れ種に屬し、いづれの方面より來りしや明瞭ならず。

(三) 平民は、他市のイタリヤ人のローマ市民に征服せられたる者又は、ローマに歸化して其保護に依るものなり。

(四) 人の名は、先其字を云ひ、次に其氏を云ひ、終に其家を云へり。例へば、ガイウス・ユリウス・カエサル、ユリウスは氏、ガイサルは家なり。

ぬ。

節二 ラテン人種 イタリア民族には、ラテン人、ウンブリ人、サビ

ニ人、サムニター人等の諸部族あり。就中、最重要なるは、ラテン人にしてラチウムの地に居り、ローマ市を魁として、其下に、三十市の聯合を組織したり。

節三 ローマの社會 ローマ市民は、貴族、平民、奴隸より成り、

ラムネス、チチース、ルケレスの三姓族に屬する者は、皆、貴族の地位に在りて、政權を專有し、平民は自由を有するも、政治に與るを得ざりき。三姓は同じ遠祖より出で、家長は、家族を支配するの全權を有し、系統、相繋がれる數家族は、合して一の氏を爲せり。同一祖先に出づる數氏を總じて、謂ふときは即、是、姓なり。

節四 ローマの宗教 ローマ人は、祖神の靈をベスタ宮に祀り、

ローマ人は各家の入口に其氏神を祭りたり

又、其主はジュピテルの祠をローマ市の中央なるカピトル丘上に建てたり。彼等は、又、吉凶禍福皆、兆證あるを信じければ、一國の大事には、往々、人をギリシアのデルフォイに派して、其神託を請はしめたり。

第十三章 イタリア半島一統に至る

ローマ

五級の市民は、貴族平民の別無く、土地所有者の多寡に應じて之を區分せり。蓋しローマ市の擴張に因り、平民の數、増加したるを以て、之にも國防上の義務を分擔せしむる必要を生じたればなり。

一國初の政體　ローマは、紀元前八世紀より王政にして、其下に元老會ありて王を補佐し、別に男子の武器を帶ぶるに堪ふる者を以て、貴族會を組織し、法律を作り、和戰の問題を決せしめたり。後、又、市民を五級に分ち、各級の代表者を集めて、兵事會を組織しぬ。紀元前五〇九年、王、壓制を行ひしを以て廢せられたり。

二執政、命令者及保民官　王を逐ひて、後、貴族の中より二

Consul

名の執政を選擧し、其任期を一年とし、事あるときは、又、其上に更に一名の命令者を置くことゝ定めしが、平民、尙、迫

Tribuni Plebis

Dictator

Comitia Tributa

りて保民官を新設し、平民會を組織して、保民官を議長とし、平民の利害に關する事を議決せしめたり。

三平民執政　當時、未だ、成文の法典なかりしより、平民の

請求により、法典を編纂せしが、平民は尙、貴族の讓歩を迫

りて止まず、終に保民官をして執政の職を兼ねしむることゝなしたり。後、保民官、リキニウス、更に法案を提出し、執政

二人の中、一名は必、平民たるべきを要求し、貴族は極力、反

對したるも、遂には承諾したり。かくて紀元前四世紀の末

に於ては、平民は貴族と均しく各種の官職に就くの權を得、ローマ市は上下團結して外敵に當ることを得るに至

保民官を神聖犯すべからざるものと爲し、之に危害を加へ、又は、職務を妨げんとしたるものは、瀆神の罪を犯したるものと見做し、之を法律の保護以外に置きたり。

りしより國情一變せり。

四 近隣諸族の征服 貴族、平民、争權の間に、北部イタリアのガリ人、ローマ市に闖入して、劫掠を恣にし、市街、爲に、荒廢せしが、ローマ人、屈せずして、先、慄悍なるサムニテ人を従へ、續て、エトルスキ人、及ガリ人をも屈せしめたり。
Sannitiae

五 南部イタリアの内附 南部イタリアのギリシア殖民地も、相尋でローマの權下に就きしが、獨、タレントツム市のみ、最後まで、抵抗せしかば、ローマ人、之を伐ちしに、其本國エピルス王ピルス、來りて、タレントツムを援け、紀元前二八〇年、ヘラクリアに於て、ローマ軍と戦ひ、數頭の軍象を使用して勝利を得たり。然れども殺傷、頗多かりしかば、一旦、シチリアに赴き、後復、出でて戦ひ、大敗して國に歸り、タレントツム市は、紀元前二七二年、ローマ人に降れり。

(三)ピルスはアレクサンドル大王の從弟にして、常に大王の遺圖を繼ぎ、ギリシアの覇權を收め、ヨーロッパに大帝國を起すの志ありしものなり。

六 ローマの權力 是に至りて、ルビコン、アルノ兩河の南には、ローマ市の命令を奉ぜざる處なく、霸業、全く成れり。ローマ人は、其權力を維持せんが爲、半島の各部に軍道を通じ、又、其要所に兵士の家族を移したり。

第十四章 地中海沿岸一統に至る

ローマ ポエニ戦争

一 地中海海上權 上古の文明國民は、概ね、地中海の沿岸に在り、地中海はアジア、ヨーロッパ、交通の大路を爲したるに因り、之を制する者は、能、當時の世界を制することを得たり。此事はローマの歴史を解する關鍵なり。

二 カルタゴ ローマの始めて盛なる頃、地中海上に勢力を振ひたるものをカルタゴと爲す。アレクサンドルの死後に至

(一)カルタゴはフェニキア人の殖民地にして、シチリア島に對する、アフリカ海岸に於て、現今フランス

スの保護國たるチュニスを去る遠からざる所にあり現にフランス人は其土中を掘りて遺址の研究に従事せり

(一)カルタゴの政體はローマに類して二名の執政を置き社會各級の權力善く平均したるに因り六百年間、會革命を見ざりしと云ふ

(二)ローマの軍艦もカルタゴの軍艦を模範とせしが艦に釣橋を加へ、艦頭を突入するの便に備へたり

り、殖民、又は、征服に依りアフリカ北岸の全部、シチリア島の大部分、サルチニア島、コルシカ島等を領有し、到る處の海岸に要塞を築き、海軍を以て聯絡を取りしかば、ローマ人は陸上に強かりしに對し、カルタゴ人は海上に強く、早晚、衝突を免れざりき。

節三 第一回ポエニ戦争

Poeni (Punic war)

衝突は、紀元前二六四年、ローマ人のシチリアの一部を占領せしより起れり。ローマ人はカルタゴの海軍の爲に苦められしかば、急に戦艦を造りて之に衝り、遂には、カルタゴの海軍を敗ることを得たり。カルタゴ、和を請ひ、シチリア島を割き、巨額の償金を納れぬ。續て、ローマ人は、サルチニア及コルシカの二島を占領せり。

節四 カルタゴのイスパニア征服

カルタゴ人は、地中海諸島の

喪失を補はんが爲、イスパニアを併せて、之が銀鑛の利を收

(四)ハンニバルは、九歳にして父の命に因り生涯ローマを仇敵とせんことを神冥に誓へりと云ふ

めんと欲し、將軍ハミルカル・バルカスを派し、其東岸に新カルタゴを興せり。ハミルカルの子、ハンニバル、二十六歳にして父の業を繼ぎ、故らに、ローマ人の保護するイスパニア海岸の市邑を陥れて戦争を挑みぬ。

節五 第二回ポエニ戦争

紀元前二一八年の春、ハンニバル、新

カルタゴより進發し、ガリアを経て、アルプ山を踰え、北部イタリアに入りぬ。ローマ兵、悉、敗れ、カルタゴ軍、破竹の勢を以て南下して、紀元前二一六年、カンネーの役に二倍にあまるローマの大軍を滅盡せり。ハンニバルは、南部イタリアに冬陣して援軍の到るを待ちしが、ローマ人は其の間に、其將スキピオをアフリカに派し、逆に、カルタゴの本土を撃たしめしかば、カルタゴ人、倉皇、ハンニバルを召還し、兩軍、紀元前二〇二年、ザマの野に戦ひ、スキピオ、大勝を得たり。カルタゴ和

を請ひ、イスパニア及地中海諸島をローマに譲り、其戦艦を引渡し、巨額の倍償を納め、以後、ローマに計らずして、開戦せざるを約しぬ。

六 **地中海東岸の征服** マケドニアは、カルタゴを援けて、ローマの保護地を侵さんとしければ、ローマ軍、伐ちて之を破り、紀元前一六八年、遂に、之を滅せり。同時に、シリアも、スキピオの爲に征せられたり。ギリシアにては、コリント市、アテネ敗亡の後を承けて繁榮しけるが、紀元前一四六年、ローマに反抗せしかば、ローマ軍、之を伐ちて其全市を破壊し、尋て、ギリシア全部も全くローマの一地方となれり。

(五)カト、曾、カルタゴに使し、其船舶輻輳し、貿易繁昌せる有様を觀て、之を亡ぼすに非れば、ローマは、到底、枕を高くして睡るべからざるを確信せしに因

七 **第三回ポエニ戦争** 五ローマのカト^{Cato}は、常に必、カルタゴの征せざる可からざるを主張せり。時にカルタゴは隣邦と争ひしかば、ローマは之を責めて兵士を派し、カルタゴ人に、盡

(六)未、ローマに服さざるものは、獨エシブトあるのみなり。

其武器を引渡すべきを命じ、カルタゴ人、之に應ずるに及び、更にカルタゴ市を内地に移すべきことを命じたり。是に於てカルタゴ人、大に憤慨し、力盡きて、斃るゝまで、防戦するに決心し、奮闘すること四年にして終に敗られたり。ローマの將、スキピオ・エミリアヌス、則、市街を灰燼と爲し、地を耕きて其痕跡を抹滅せり。時に紀元前一四六年なり。

八 **イスパニア征服** スキピオ・エミリアヌス、又、イスパニアに入りて土蕃を伐ち、紀元前一三二年、全く之を征服して處々

にローマの殖民地を起し、其の法律、言語、宗教を傳へぬ。是に於て、地中海岸の覇權、全くローマに歸したり。

第十五章 ローマ共和政治の末路

ローマの東征

の變化 ローマが地中海沿岸の覇權を得たるの
として、一時の殷富は豪奢の風を來し、貧富の懸隔、甚
りて、社會未曾有の紛亂を醸したり。

ツクスの改革 Gracchus 兄弟、頗雄辯なり。此時、貧民の

以て自任じ、兄、先、保民官となり、土地分配法を改正
、其殺さるゝに及び、弟、其志を繼ぎて、開倉賑給の制
、亦、富者の害する所となれり。

ルタ戦争 當時、ローマ官吏、元老の間、賄賂公行せしよ

チア王、ユグルタ、二兄あり、其一人を殺して、位を奪ひ

他一人は羅馬人に據りて復讐せんとせしが、ユグ

Handwritten notes in Japanese, likely a student's commentary or additional historical details related to the Roman Republic's decline.

Handwritten notes in Japanese, continuing the commentary on the Roman Republic's decline.

知賂によりて巧に追討を免れしが、紀元前一〇六年、
ス、卑賤より身を起して執政となり、ユグルタを討ち
を平げ、尋で一〇二年、北征して慄悍なるテウト二人、
ンブリ人の侵入せるを撃退せしより、名聲、一時に揚
り。

イタリアの内戦 自前九一年 初めローマ市外のイタリア諸市

は、納税兵役の義務を負ふのみ、全く、參政の權を有せざり

しが、是時に至りて、ローマの政治に非曲、多きを見、團結し

て反せしかば、ローマ人は、之と戦ふこと三年の後、遂に參

政權を諸市にも分與することとなりて和せり。此戦役に

スルラ、武功ありき。

五節 ミトラダテス戦争 時に Pontus の王 Mitridates、ローマ

の内亂に乗じて其小アジアに於ける領地を侵せしかば、

第十五章 ローマ共和政治の末路

ローマの東征

節一 國情の變化　ローマが地中海沿岸の覇權を得たるの結果として、一時の殷富は豪華の風を來し、貧富の懸隔、甚しくなりて、社會未曾有の紛亂を醸したり。

節二 **グラックスの改革**　グラックス兄弟、頗、雄辯なり。此時、貧民の擁護を以て自任じ、兄、先、保民官となり、土地分配法を改正せしが、其殺さるゝに及び、弟、其志を繼ぎて、開倉賑給の制を立て、亦、富者の害する所となれり。

節三 **ユグルタ戦争**　當時、ローマ官吏、元老の間、賄賂公行せしより、又、ミチア王、ユグルタ、二兄あり、其一人を殺して、位を奪ひしかば、他の一人は羅馬人に據りて復讐せんとせしが、ユグ

○是、紀元前一三〇年以後の事なり。當時の慣例に於て、ローマ軍外に於て、三分の一以上を没收し、公賣し、官地として賣す。又、富者は、大土地を占有し、小作人を雇ひ、耕作せしめたり。而して、農民は、これらの大農家と競争すること能はず。其間、貧富の懸隔、甚しくなり。其間、野蠻なるとして、至りしなり。

○是、皆、後にローマ民族の先驅なり。

ルタ、賄賂によりて巧に追討を免れしが、紀元前一〇六年、マリウス、卑賤より身を起して執政となり、ユグルタを討ちて之を平げ、尋で一〇二年、北征して、慄悍なるテウト二人、及、キンブリ人の侵入せるを撃退せしより、名聲、一時に揚りたり。

節四 **イタリアの内戦**　初めローマ市外のイタリア諸市

は、納税、兵役の義務を負ふのみ、全く、參政の權を有せざりしが、是時に至りて、ローマの政治に非曲、多きを見、團結して反せしかば、ローマ人は、之と戦ふこと三年の後、遂に參政權を諸市にも分與することとなりて和せり。此戰役にスルラ、武功ありき。

節五 **ミトラダテス戦争**　時にポントスの王ミトラダテス、ローマの内亂に乗じて、其小アジアに於ける領地を侵せしかば、

スルラ及、マリウスは、貴族黨及平民黨の領袖として、互に東征軍の司令官たらんことを競ひ、ローマ市内は、爲に兩黨に分かれて鬭争せしが、マリウス、遂に、敗れて、アフリカに奔り、スルラ東征して、ミトラダテスに勝ち、和を請はしめたり。

六 **スルラの成功** スルラの不在に乗じて、マリウス、先、還りてスルラの黨與を屠りしが、スルラ凱旋するに及びて、盛にマリウスの黨を殺して、之に報ゐ、紀元前八一年、終身命令者となり、幾もなくして死しぬ。

七 **ポンペイウスの武勳** スルラの後、其權勢を繼ぎたるをポンペイウスと爲す。ポンペイウス、アフリカ及、イスパニアに於けるマリウスの殘黨を討ち、又、地中海上の海賊(三)を勦滅して功あり。後、ミトラダテスを亡ぼし、又、シリアを併せ、其凱旋式に當り、行列を整へ、金車に乗じてローマに入れり。

(三)此等の海賊は、シチリア島、及、アフリカより穀物をローマに送る船を抑留せしなり。

(四)旗旒に大書して曰く、功三大陸に及び、王を斃す、二十一、城を抜く、九、船を獲る、八百、民を従ふる、千二百萬、民を従ふる、金庫を充實し、其歳入を二倍したりと。

第十六章 ケーザルの事業 ローマの

西征

一 **ケーザル** マリウスの後、平民黨を率ゐし者を、ユリウス・ケーザルとす。ケーザル、絶倫の才略あり、常に平民の權利を伸Juliusばすを以て主義とし、私財を投じて祭祀を興し、饗應を盛にせしかば、聲望、忽、隆く、紀元前五九年、執政に選ばれたり。

二 **第一回の三人政治** ローマの政權は、ポンペイウス、クラCiceroス、ケーザルの三人に集まり、三人、相結托せり。ポンペイウス、は勳功、クラススは財産、ケーザルは才略を以て、互に、相濟ひぬ。之を第一回の三人政治と云ふ。ケーザルは、任期、満ちし後、ガリアの總督に任ぜられ、クラススは、シリアの總督に、ポンペイウスは、イスパニア、及、アフリカの總督に任ぜられ、ケー

ザル、クラススは、共に各其任地に赴きしが、クラススは、パルチアにて、大敗して、戦没したり。

節三 **ケーザルのガリア及ブリタニア征伐** ケーザル、アルプ山を

踰えてガリアにあること八年、ライン河を渡りて、ゲルマニ

Rhine

Germani

人を征服し、又海峽を渡りて、ブリタニア島のケルト人を平

Britannia

Celt

定しぬ。之によりてヨーロッパ中原にローマの権力、確立し、其

兵士は、征服地に駐屯し、言語、風俗、技術、各地方に浸漸せり。

節四 **ケーザル、ボンペイウスの争權** ボンペイウスは獨任地に赴

かずして、ローマに留まりしが、ケーザルの武勳、嚇々たるを

見て、之を嫉み、元老會を籠絡して、之を斥けんとしたり。ケ

ーザル即却て、其軍を以てローマに迫り、逃るを追ふて、ボン

ペイウス、及諸元老をテ、サリアのフルサルスに破り、進でエジ

Thessalia

Pharsalus

プトを平定したり。

(一)紀元前五八年頃より五〇年に至る八年間の遠征は、ケーザル、自其記事を作りて「ガリア役談」と題し、後世に殘せしより歴史の爲重要な材料となれり。

(二)インペラトルは元命令者の義なりしも、ケーザルの甥、オクタヴィアヌスの時より皇帝の義を含有するに至れり。

(三)ケーザルの重要な事業は、兵制改革、財産整理、コリント地峽開鑿、大圖書館創設、民法改正、法典編纂等なり。

(四)アントニウスとケーザルの謀殺に與したる者、殺すを名として、其政敵を滅し、自家の権力を固めたり。有名の辯舌家キケロも、ケーザルは死して專政はたざる爲、殺されたり。

節五 **ケーザルの功名及遭難**

紀元前四五年、ケーザル凱旋式

を擧ぐ。其盛況、前代未聞にして、遊戯鋪宴、連日、相續き、上下

歎喜に酔ひぬ。今や國政の全權は、ケーザル一人に歸し、元

老會は彼を終身命令者に任じ、「インペラトル」の稱號を呈せ

Imperator

り。ケーザル、人才を登用し、政務を革新して、ローマの爲に多

く重要な事業を起し、カルタゴ、コリントの舊市をも再興

せり。然るに共和政體の維持を主張せる輩は、ケーザル、異

志ありとなし、紀元前四四年、突如、之を刺殺したり。

節六 **第二回の三人政治** 是に於て、ケーザルの信任を受け

たるアントニウスは、ケーザルの甥、オクタヴィアヌス、及、ケーザル

Antonius

Octavianus

の部將、レピダスと結びて、第二回の三人政治を作り、兇徒

Lepidus

を追ひて、之をフリリッピに亡せり。此後、レピダスは、逐はれ、アン

Philippi

トニウスと、オクタヴィアヌスと天下を二分して、前者は、東、後者

は、西を有てり。

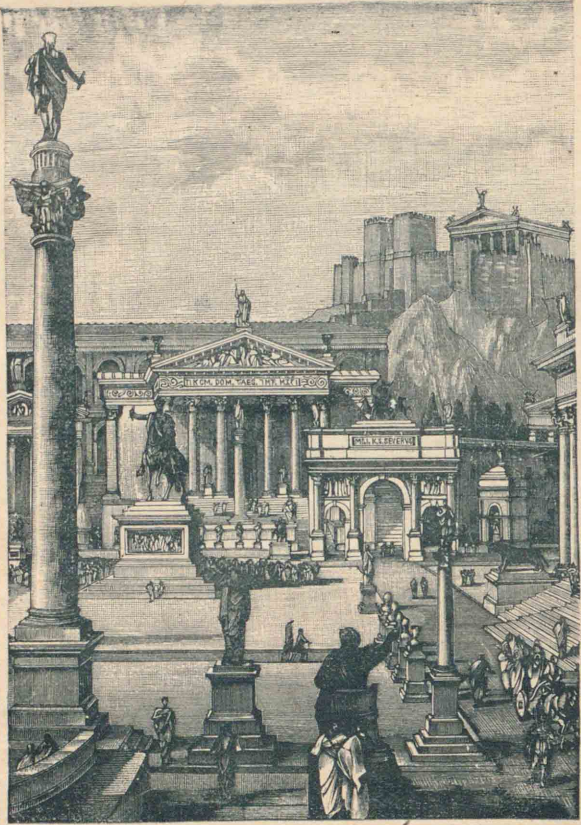
節七 **アクチウムの役** 然るにアントニウスは、エジプト女王、クレオパトラと結びて、終にオクタヴィアヌスに抗せしかば、オクタヴィアヌス、乃、大軍を起して之を伐ち、其海軍をアクチウムに敗り、アントニウス、等、自殺せり。是に於てエジプトは、ローマに併され、天下はオクタヴィアヌスの統一に歸したり。

第十七章 ローマの帝政

節一 **アウグスツス・ケーザル** 自前三一年 至後一四年 オクタヴィアヌス、共和政體の外形のみを保存せしも、自、執政を以て諸官を兼ね、インペラトルとなり、アウグスツスと稱し、殆んど、獨裁の君主となり。時にローマの領土、極めて廣く、帝は此上に之を開擴するの不可なるを悟り、各地に城柵を築きて、ゲルマニ人

(一)アウグスツスは威嚴尊大の義なり。
(二)當時、ローマの領土は、西は大西洋より東は、エウフラト河に及び、北はゲルマニ人及、スラブ人の居れるヨーロッパ

第 十 六 圖



上圖はカピテル丘下フォルム・ロマヌムの原形想像

下圖はカピテル丘上のジュピテル宮の原形想像





ルガーク

アウグスツス帝

第十七圖

の平原より、南はアフリカ、及アラビアの沙漠に互り、多種の民俗を異にする幾多の民種を包容した

等三の侵入に備へ、又、文學、美術を奨勵し、多く壯大の建築を起したり。エスの誕生せしも此時代三にあり。

(三)キリスト誕生を紀元一年とせしは、後世の違算にして、實は紀元前四年に當り。

節二 **フラウイウス統** Jesus アウグスツスの後、暴君相繼ぎて國內大に亂れしかば、六九年、シリア邊鎮の軍隊よりウイス、パシアヌス出でて禍亂を鎮靜し、帝となれり。其子、チツス、亦、仁德を以て名ありしも、次帝に至りて帝業を失へり。

(四)ハドリアヌスの自、建てる廟は、今尙、ローマ市中のチバル河畔に巍然たり。

節三 **善帝五代** 九六年より一八〇年に至る間に、相踵ぎて位に登りし五帝は、皆善政を行ひ、帝國繁榮せり。ツラヤヌス帝、武將より身を起して才略あり、アウグスツス帝以來、ドナウ、エウフラトの兩河を以てローマの邊境とする主義を

(五)マルクス・アウレリウス帝は、貧民の租税滯納に苦しむるを見、憐み、其徴券を燒き捨て、孤兒院を建てたり。帝、又海路より使を遣はし、て南支那に通じたりと云ふ。

リアヌス、アントニヌス・ピウス、及、マルクス・アウレリウス五大秦國王安敦亦、皆賢帝にして、能く外敵を防ぎたりき。

(六)紀元一九二年より二八四年に至る九十二年間に位に即きし帝二十五人ありて平均在位各四年に満たず。其中十年以上位にありしは、唯二人に過ぎず。十人は兵士の毒手に殺されたり。

節四 兵營諸帝 マルクス・アウレリウスの後、百年間は、近衛兵專權を握りて、贈金、最多き者に帝位を授け、其間の二十四帝は、大抵、兵士の廢立する所たりしに因り、兵營諸帝の名あり。時に、東方の領地は、新興のヘルシア國の爲に蠶食せられ、蕃族は各方より帝國の領内に侵入したり。

第十八章 東西ローマの分離

西ローマの滅亡

節一 デオクレチアヌスの雙帝制度 二八四年デオクレチアヌス、兵營より入りて帝位に即くに至り、大に釐革する所あり、腐敗せるローマに居て、廣き帝國を支配するの不可なるを悟り、全國を四分して、各之に君主を任じ、己は、ニコメヂアを都として總轄したり。

(一)遷都の理由は、ローマ人が帝の國祀を捨て、耶穌教の天帝を奉ずることと喜ばざりしに因ると云ふ。其實は西方は、往々蕃族の窺ふ所たるに反し、東方も、エジプト、シリア、小アジアに於ける文明の中心に近くして、地富み、人榮えし故にあるなり。

(二)帝は、ゴート人、四萬人を帝國軍隊に編入し、其餘の西ゴート人には、トラキアの野を開墾せしめ、東ゴート人をアジアの各地に分配したり。

節二 コンスタンチヌス大帝の統一 然れども、此法、却て、内亂

の基となりければ、三二三年、コンスタンチヌス、遂に、東西一統の皇帝となり、都をビザンチオンに移して、其名をコンスタンチノブルと改めたり。

節三 ゴート人、ドナウを渡る 此後、三七六年に至り、ドナウ下流の北岸に住める西ゴート人は、フンと稱する蒙古の一族に逐はれてドナウの南に移りしが、東ゴート人も亦、續で來りて、西ゴート人と、共にローマに背き、亂を起せり。

節四 ローマ帝國東西分離 是に於て、鎮將テオドシウス、擧げられて帝位に即きて、再、全國を統一し、巧に、東西のゴート人を威服せしが、三九五年に至り、帝國を永く東西に分ちて、其子に與へたり。ローマ帝國、是より東西に分れぬ。

節五 諸蕃族のローマ侵入 テオドシウスの死後、西ゴート人、ワ

(二) シャロンは、今のフランスの北部にあり。此役は、關係重大なり。何となれば、若し、フン軍、勝ちたらんには、ヨーロッパは、蒙古民族の跋扈する所となりて西洋文明の性質全く今日と異なるものありしなるべければなり。

ンダル人、スエビ人、ブルグント人等は、或は、西し、或は南して、イタリア半島に侵入し、四一〇年、西ゴートの酋長アラリック、遂に、ローマを陥れて之を劫掠し、尙進で、イスパニアの北方に其國を開き、ワンドル人は、イスパニアよりアフリカに渡りて、王國を建て、又、アングル人は、ブリタニア島を占領したり。此間に於てフン人の酋長アチラは、東ローマを襲ひ、轉じてガリアに入りぬ。四五一年、ローマ人、ゲルマニ諸蕃族と力を協せ、フンの大軍をシャロンに迎へ撃ちて、大に之を破り、後、二年、アチラ、死してフン族、ヨーロッパの中原より失せ去りたり。
六 西ローマ没落 此後、二十年間、西ローマは、名のみ存立せしが、無能の天子、數代、相繼ぎて、地方は盡く蕃族の占むる所と爲り、四七六年、ゲルマニ人を以て組織したる軍隊の指揮官、オドワケル、遂に、帝位を廢し、自、イタリア王の位に即

Odacer

けり。西ローマ帝國、是に於て滅ぶ。

第十九章 ローマとバルチア、及、

ペルシア

一 共和時代の關係 ローマは、北方に於てゲルマニ諸族の侵入に苦みしに、東に於ては、紀元前六三年、其シリア王國を併せしよりエウフラト河を界として、バルチアと相對し、クラスス、及、アントニウス等、皆、之を伐ちしも克つこと能はざりき。

二 帝政時代の關係 アウグスツス帝の時に至り、バルチアは内訌、頻に、起り、一時、帝の保護に頼りしに、後、又、叛せしかば、一一四年、ツラヤヌス帝、之を親征し、チダリス河を二國の國境としたり。これより、歴代の諸帝、屢、兵を此地に用ゐたり。

(一) 前に述べたる如く、バルチアは、紀元前五五年の頃、シリア王國に背きてエウフラト河の東に起りたるスキタ民種の王國にして、其兵騎射を善くし、風に、シリアの文物を傳へしも、東洋專制國の風に倣ひて驕慢殘忍なりき。

(二)アルタタフシルは、ササンの後なりしを以て、其系統をササン統といふなり。

節三 ササン統のペルシア國 二二六年、バルチアの將士、アルタフシル、國の虐政に反抗して自立し、ササン統(三)のペルシア王國を建てたり。其子、シアプール一世、ローマの疲弊せしを見て、二四二年、其東境を侵し、ワレリアヌス帝と戦ひて、之を虜にせり。是に於て、デオクレチアヌス帝に至り、二九七年、復讐の師を興して、メソポタミアを回復し、始て、積年の非運を挽回することを得たり。此後、ペルシア人、又、屢境を侵し、三六三年に至り、ローマ軍、大敗して、全く、チグリス以東の領地を失へり。

第二十章 ローマの文物 基督教の傳播

節一 建築 ローマ人の建築は、大抵、ギリシアの風に倣ひたり。

(一)其内、尚、今日に於て使用せらるるもの數個あり。
(二)公浴室は、富豪の士が無代價にて市民遊樂の用に供する爲、開設したるものにして、寒冷、過熱の體操場、讀書室、談話室等ありて、庭園には木を植ゑ、彫像をたてたり。

(三)二千年の世變を経て、全く地下に埋れ、又、知る人なかりしを、一八二二年、フランス人、ローマを支配するに當り、發掘の業を起し、イタリア政府の手に於て、今尙繼續せり。

然れども、別に、機軸を出だし、盛に、穹洞形を應用して、重目を支へしめ、大工事を興せしが、皆、甚、堅牢にして、今日に、残れるもの少からず。ツラヤヌス、及、コンスタンチヌス帝の凱旋門は、今、猶、見るを得べし。又、共和時代、及、帝政時代に成りし水道あり、其水は飲用の外に、數多の公浴室(四)の供給に、充てられたり。觀劇場も、亦、ギリシアの模型に則れども、其圓形構造は、ローマの發明なり。ウェスパシアヌスの大圓形觀劇場(五)は、八萬七千人を容るべし。共和時代の演説所、フォーラム(六)。ロマヌム(七)は、古蹟、現存し、當時の有様を考へ得べし。

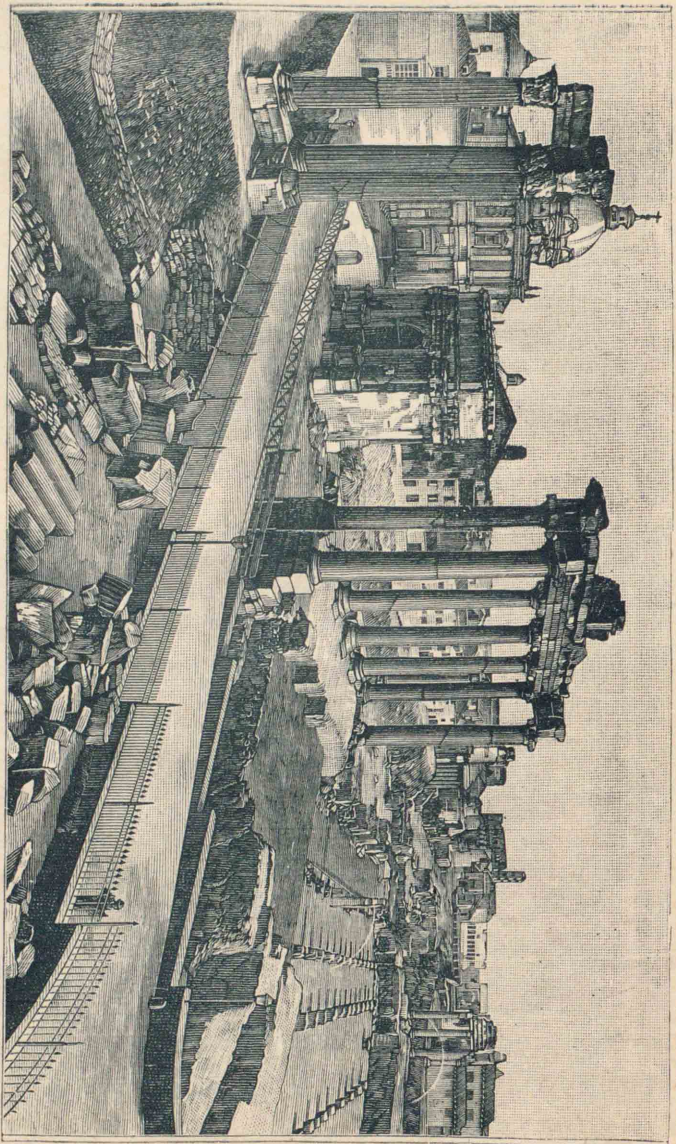
節二 學問 學問も、亦、ローマに入りて、頗る進歩し、歴史には、ケーザル、リウイウス、タキツス等の諸大家あり。哲學に於ては、ストア學派、最、發達し、セネカ、エビクテトス、マルクス・アウレリウス等を出し、文學は、アウグスツスの黄金時代に於て頂上に達

したり。ウイリウス、ホラチウス、オウイヂウス等の詩人は、皆此時代の産なり。然れども、諸科の學問中、ローマに入りて、殊に機軸を出せしものを法律學となす。

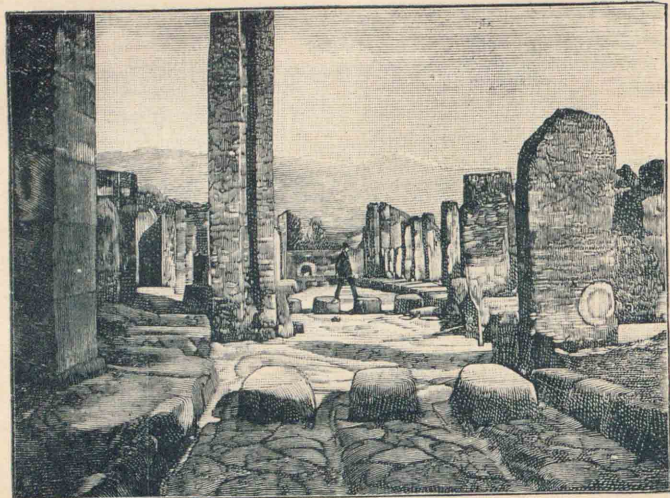
三 遊戯 遊戯は、演劇、競車、及、猛獸と闘士との格闘なりき。競車は華飾したる馬車の競争なり。獸闘は、北ヨーロッパの熊、狼、アフリカの獅子、鱷、豹、アジアの虎、象を圓形大觀劇場の中央に縦ち、死に至るまで奮闘せしむるなり。然れども、ローマ人は、其殘酷にも飽きたらずして、闘士の格闘を觀るを、最上の娛樂とするに至りしが、後、耶蘇教の力に因り、始めて止みたり。

四 耶蘇教の傳播 耶蘇Jesus、クリストChrist、ユダヤJudaeaに起り、ヘブライ人の一神教より入りて、別に、一宗を開きしが、ローマの地方官、異論を説き、人を惑はすものとして、磔刑に處したり。然れ

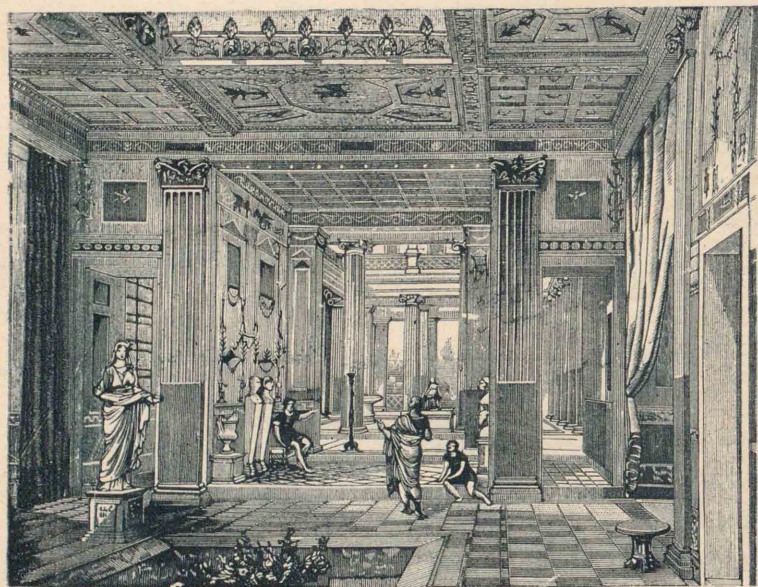
(四四〇四年、ホリス帝、闘士格闘を催せし時、耶蘇教僧、テレマクス、自奮て闘士の間、身を投じ、之を引分けんとしければ、觀客大に怒り、僧を殺したり。然るに、帝も、人民もあとにて、罪業の深きに心付、大に後悔し、爾後、此遊戯を催さざりき。



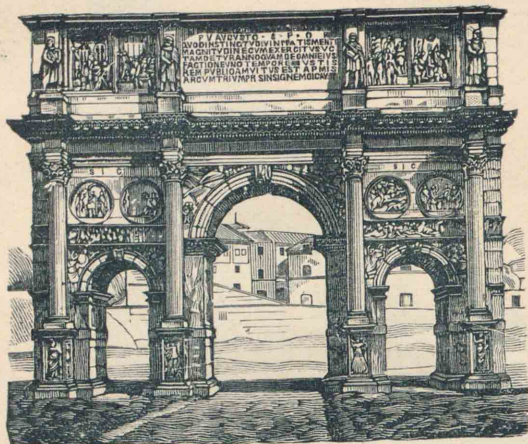
ロマのコロッセウムの後掘發りし中地



發掘したペンボルの市街現狀

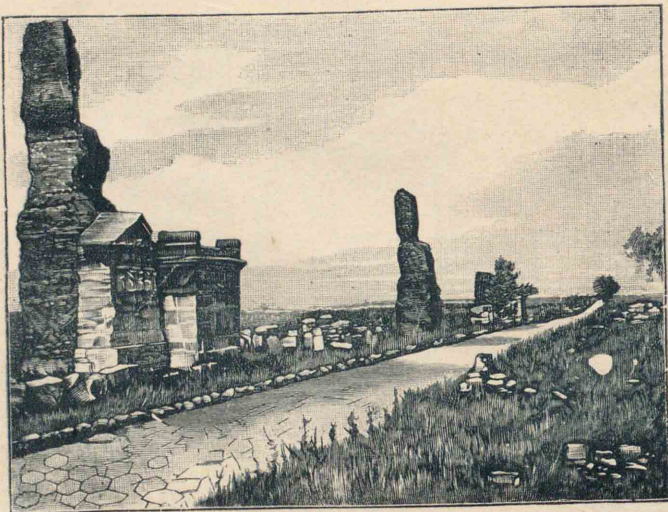


發掘したペンボルの市街内の家
(考古家の想像を以て充てしめたるもの)



コスタントヌ大帝凱旋門
(紀元前三二一年に築成したる現存す)

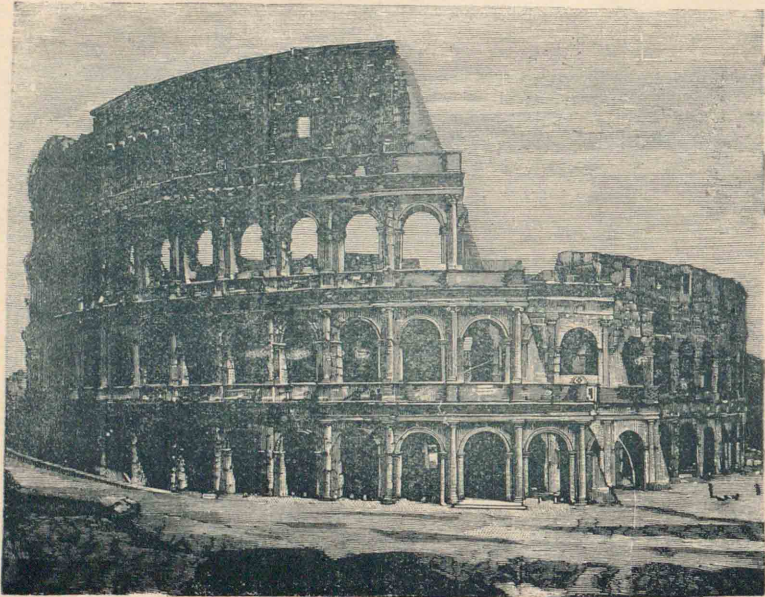
ツラヤヌス帝、蕃族を伐ちたる勝利の紀念として、各地に樹てたる標柱



ローマ軍道の遺址

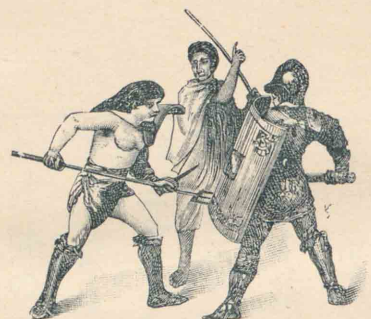


ローマ水道の遺址

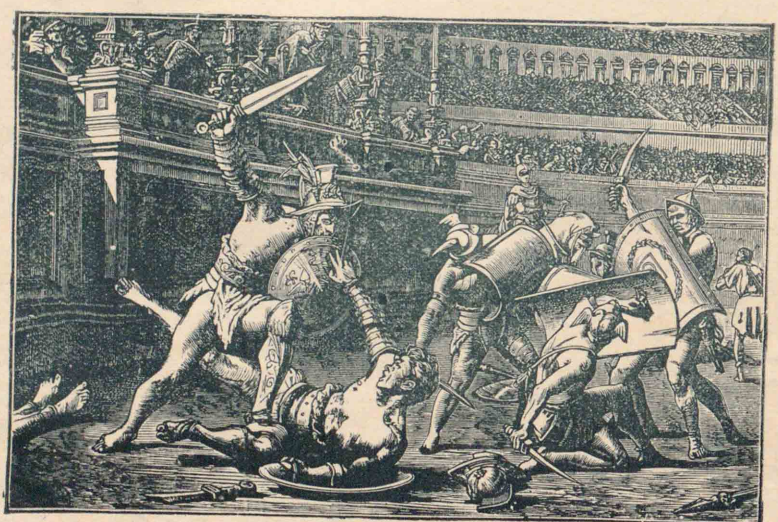


チツス帝の時完成したる圓形大劇場の遺址

第 二 十 二 圖



此圖は、頗る古代の
モゼイク細工に
見えたるローマ
の闘士格闘の摸
様なり。下の圖は、
稍綿密なれども
恐くは想像畫な
らん。



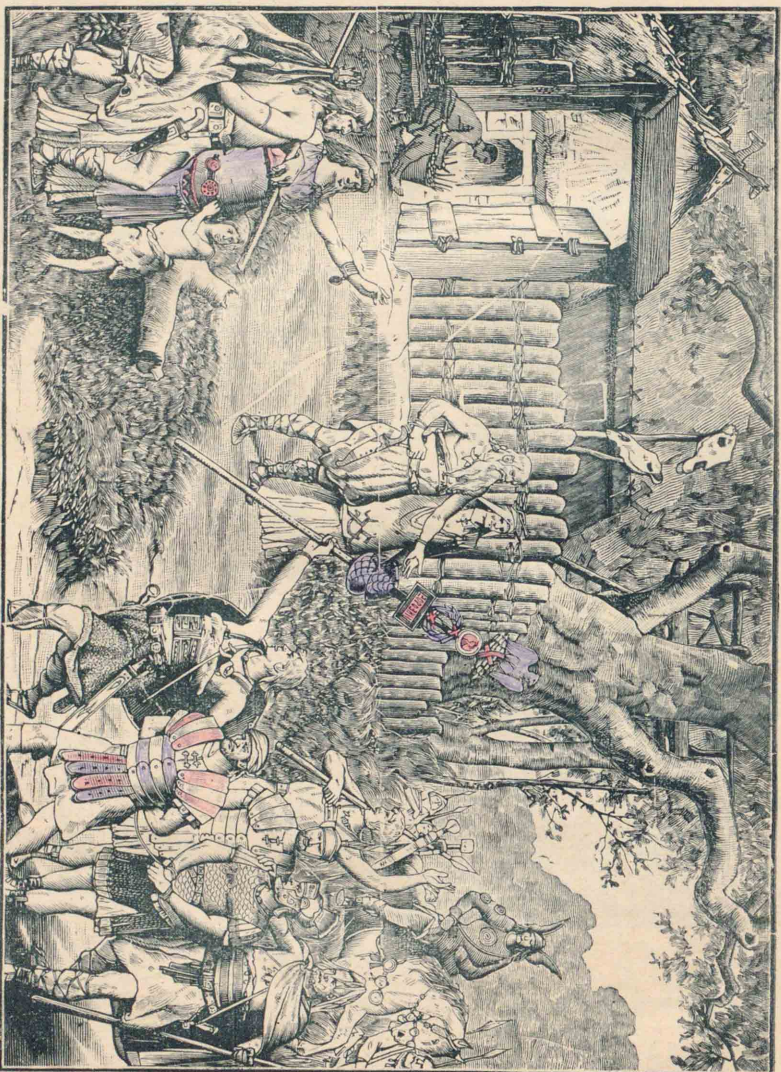
ども、徒弟の決心は動かさず、耶蘇は、人世救済の爲に此世に生れし神子なり、其磔死は、人類に代りて罪業を滅せんが爲なりと説きしかば、歸依する者、日に月に多く、代々のローマ帝は、大窘逐を行ふこと前後數回なりしも、一度は、一度より、益、其傳播を弘くせしに因り、コンスタンチヌス帝に至り、三一三年、遂に、之を公許したり。

節五 **ニケーア會議** 三〇〇年頃に至り、耶蘇教會内に爭論起り、アレキサンドリアの總牧師アリウスはArmsクリストは神の子なれば、神の下位に立つものなりとの説を唱へ、父子同體の義に反對せしかば、コンスタンチヌス帝、三二五年を以て、小アジアのニケーアNiceaに會議を開き、宗義を一定せしめたるに、アリウスの論、立たずして破門せられたり。

節六 **ゲルマニ民族の教化** ローマ、及、コンスタンチンブルの總牧

(五) ウルフ、イルスと云ふ僧、始めて、耶蘇教の聖書をゴート語に翻譯したり。
 (六) 西ゴート人が耶蘇教を奉ずる條件として、ローマの地方に移住を許されたることは前述の如し。
 アフリックは、ローマを掠奪するに當り、耶蘇教の寺院を毀さず、ゲルマニ人中、最野蠻なりしランダル人の海上より來りて、ローマを掠奪する時も、謹みて人命を損はざりしは、總牧師レオの説諭に依ると云ふ。

師は、夙に、宣教師を帝國の版圖外に派遣して、ゴート人の教化に勉めければ、西ローマ没落の頃には、ゲルマニ民族は皆、耶蘇教を奉じたり。是に於て、耶蘇教は、腐敗せるローマの文物を鍊清して之を壯健なるゲルマニ民族の間に傳へ、以て、ヨーロッパの中古、及、近世文明の基礎を作るに大功ありたり。



圖るせと虜俘を士兵マローテし住移に方南族民ニマルダ



フランク王クロドウィヒ

フランク王クロドウィヒ、ソワソンの野にローマ人と戦ひ之に勝つ、戦利品は抽籤の法に依り之を兵士に分配するの習慣なりしが、其中に美麗の一瓶ありしかば、クロドウィヒ、之を己に得んと欲し、姑抽籤の外に措かんことを望めり。然るに兵士の一人之を拒み斧を振て其の瓶を粉碎したり、クロドウィヒは怒を押へて黙止したりしが、他日部下を檢閲するとき同じ兵士の斧に鏽あるを見て、之を奪ひ以て彼の頭骨を撃破し、言て曰、汝曾てソワソンの瓶に對し斯の如くせしならずやと、以て當時の人情を察するに足る。

中古史

第二十一章 ゲルマニ民族遷徙

節一 **ゲルマニ民族の特質** ゲルマニ民族は、ヨーロッパ中原の森林に散居せし蠻民なりしも、其性質に於て、大に、他の民族と異なるものありき。即、自由を尊び殊に、女子を扶將すること、是なり。彼等は自由を好みたるが故に、公共の事は、自由男子の會議を以て決定したり。是、今日の立憲政體の遠因なり。又、彼等は女子を扶將したるが故に、家族の生活に無量の價值を置き、一般の風俗、清閑純朴なりき。是、其大にローマ人に勝りし所以なり。

節二 **西洋文明の基礎** 西ローマ帝國が、ゲルマニ諸族の爲に

（一）ゲルマニとは、隣人の義にて、元は、ヨーロッパ中原の民族を呼び、後に、ローマ人も此名稱を採り、するに至りし次第なりと云ふ（アンドレ・ル・ドレー、世界史要の概、ゲルマニ人は、アリア種族なれば、元は、ギリシア人、ローマ人と同一の先祖より出でたること、言語學上に於て十分證明あり）

没落したるは、一見不幸なるが如きも、世界歴史の上より觀れば然らず、東洋の文明に淵源する古代文明は、ローマに至り絶頂に達し、爾來、衰退の外なかりしに、ゲルマニ民族は、之に自由の精神と、耶蘇教に基く徳義の觀念とを混和して、別に有勢の文明を爲したり。

節三 **フランク王國の建立** 西ローマに代りて起れるオドワ

ケルは、四九三年、東ゴート王テオドリッヒに亡ぼされしが、之と同時に、フランク王フロドゥウヒは、ガリア地方の諸族を併せて、ライン西岸に一大王國を建てたり。

節四 **イギリス國の起源** ブリタニア島を占領したるアング

人、及、サクス人は、此島の東半に七小國を起して互に争ひしが、八二七年に至りエグベルト王、七國を統一して、アングルサクス王國を起せり。是、今日のイギリス國の肇祖なり。

第二十二章 東ローマ ペルシア

スラブ 諸部落

節一 **ユスチニアヌス帝** 自五二七年 至五六五年 西ローマ没落の後、東ローマも

亦、蕃族の侵入に遭ひ、甚危かりしが、ユスチニアヌス帝に至り、ワンダル國、東ゴート國等を併せて、大に、帝國の版圖を擴張したり。帝の事業にして、ヨーロッパ文明に重大の影響を及ぼしたるは、ローマ法典の編纂なり。

節二 **東ローマ、ペルシアの戦争** ユスチニアヌスの死後、五十年

にして、ペルシアのホスロー(庫薩和)、ローマの邊防を犯しければ、時の東ローマ帝ヘラクリウスは、六二七年、之をニヌアの遺址畔に迎へ撃ちて破り、ホスロー慚死し、東ローマは、其故地を回復したり。

(一)ローマ法典は三篇より成る。第一篇は、ハドリアヌス帝以來代々の勅令を集めたるもの。第二篇は、法律學者の論議、及、判決例を集めたるもの。第三篇は、學生の教科書として、原則を簡明に説述したるものなり。

節三 **スラブ諸部落** ゲルマニ民族の五世紀以後に於て、西ローマに迫りし如く、九世紀以後に於て、東ローマに迫りしものをスラブ種族とす。此種族は、東ヨーロッパにありて、永く蕃夷の状態に沈淪せしが、九世紀に至り、ゲルマニ人と接觸せしより、活氣、頓に加はり、南下して、其一部はバルカン半島に入り、今のセルビア人、ブルガリア人等の遠祖となり、一部は、西北に進みてポーランド人、ボヘミア人の遠祖となり、又、一部は、更に北して、今のロシア人の遠祖となれり。

第二十三章 サラケン

節一 **アラビアの土地人民** サラケン人は、アラビア半島に在りて、久く獨立し、偶像を禮拜して、メッカを其靈廟とせし遊牧の民なりしが、第七世紀に至り、大に、ムハメッドの下に起りて

(一) 東ヨーロッパの一般に、開けざりしは、昔、ローマの征服を受けざりしに因る。

(一) ムハメッドの法を説くや、人の運命は動かすべからざるものなりと爲し、布教の爲、征服の軍をも起して、天國に生るべしと云へり。故に、其信徒、悍を極めたり。

(二) 後年カリフ帝國の衰ふるに至り、之に代りて回教世界の威力を保ちたるものは、トルコ人なり。

一時、ヨーロッパをも脅すに至りたり。

節二 **ムハメッド及回教** ムハメッドは、五七一年、メッカに生れ、初洞中に靜坐して冥索する所あり、一旦、忽、天使の降召を得て眞の宗義を授けられたりと稱し、一派の唯一神教を開けり。之をイスラム、即、回教と云ふ。然るに、彼の同族は、之を忌嫉し、害を加へんとしければ、ムハメッドは六二二年、逃れて、メヂナ市に到りぬ。此年を以て回教の紀元元年とす。回教の經文をコーランと云ふ。宗徒は、絶對に、其一字一句に信從する義務あり、兵力を以て、布教の具に供せり。

節三 **カリフ帝國** ムハメッドの繼承者をカリフと云ふ。彼等は歴世、侵略に従ひ、先、シリア、エジプト、ペルシアを定め、進みて中央アジアのトルコ(突厥)を征服し、七世紀の終に至る迄に、悉、アフリカの北岸を平定し、更に、イスパニアに渡りて、西ゴ

(三)此役に若、フランス軍、敗北せば、ヨーロッパ文明は天啓すべかりき。

(四)數學の原理中、アラビア人の發明に歸すべきもの小數、代數、三角、術等に於て甚多し。
(五)有名なる西洋小説アラビアン・ナイトは、バグダッド朝廷盛時の物情を寫したるものなり。

ト王国を亡ぼし、フランスに侵入せしが、ツール附近に於て、フランス國の宮宰カロロ・マルテルの撃ち破る所となりき。
これ、七三二年なり。^(註) Charles Martel
のダマスクに興りてより世襲となり、七五〇年には、アッバスのDamascus
統のカリフ、之に代りて、都をバグダッドに建て、オンマヤ統はコルドバに移りたり。^{Bagdad}

四 **サラケン國の文明** サラケン人は、當時のゲルマニ民族の諸國に比して、遙に進歩し、ギリシア、及、ペルシアの文物を傳へし外に、其獨力を以て、理學、哲學、文學を進め、印度より多^(註)く數學の原理を傳へ、隊商を派して四方と通商せしかば、九世紀の頃、バグダッド^(註)及、コルドバの文化は、燦然として觀るべきものありき。

第二十四章 中古に於ける東ヨーロッパ

と西ヨーロッパ カロロ大帝の事業

一 **ギリシア帝國の名稱** 東ローマは、今や、バルカン半島内に退縮し、專、ギリシアの文物を採りしを以て、此時代より以後は、ギリシア帝國と稱せり。

二 **ギリシア帝國の國情** ギリシア帝國は、元、ローマ帝國より分岐したるものなれど、其首府たるコンスタンチノブルは、夙に東洋諸國の風に化して、專制國の體裁を爲せり。其朝廷に陰謀多きも、東洋專制國に似て、位を得んとする者は陰險殘忍の所爲をも敢したり。^(註) 其人民は、元、ギリシア人なりしが、スラブ人此地を占めしより、周圍の感化を被りて、今日に至るまでも、專制主義に傾き、加之、宗教も、漸時、其趣を

(一)刑制の嚴酷なるも、亦頗東洋に類し、罪人の眼を抜き、鼻を削り、耳を切りたり。

(一) 第八世紀の初めに於て、ギリシア帝國に於て、偶像排斥の論起り、東ローマのイサリウス帝より禁令を發し、西ローマに於ても之に従はしめんとしたるに、羅馬總牧師之に反對して、東ローマ帝を破門し、コンスタンチノブル教會と一切の交通を絶ちたり。此後、東帝國に於ても、八四二年に至り、偶像を回復し、今日に却て、カソリック教會よりも盛なるものあり。

(二) ローマの總牧師は、西ヨーロッパを管轄し、コンスタンチノブルの總牧師は、東ヨーロッパを管轄し、アレキサンドリアの總牧師は、エジプトを管轄し、アンチオキアの總牧師は、小アジアを管轄したり。

(三) ローマ總牧師の居所たる教會堂は、耶穌高弟ペテロの墓に於て、耶穌之に基にして、耶穌の信徒の養成を托したると傳ふ。是、西ヨーロッパに於て、羅馬法皇が耶穌教の主と仰ぐ原因の一なり。

異にし、終に偶像禁止論起りて、西ローマの總牧師と相分離するに至り、東は、ギリシア教會となり、西は、ラテン教會、即カソリック教會となりたり。
(1) Greek Church Latin Church

三 **ローマ法皇の起源** 初、耶穌教の總牧師は、各管轄を分ち、其間に上下の別あらざりしが、西ローマ帝國没落の後

は、ローマの總牧師、自然に、西ヨーロッパの最有力者となり、精神界の王、乃、法皇として推戴せらるゝに至れり。而して宮宰カロロ・マルテル、Pope フランク國に勢を得、其子ペピン、法皇の許可を得て、フランク王となるや、イタリアの地を法皇に獻ぜり。此より法皇領地を有す。

四 **西ローマ帝國の再興** ペピン死して、子、カロロ、嗣ぎ、先、ラ

ンゴバルド王國を亡ぼし、次に、サラケン人の地を奪ひ、又、ライン河東のサクス人を征服して、終に、西ヨーロッパを壓倒した



帝 大 ロ ロ カ



十 騎 ノ ケ ラ サ

り。是に於て法皇レオ三世、カロロ王の耶蘇教會に對する功勞に報ゆる爲、八〇〇年、Leo IIIローマ皇帝の冠位を以て彼に授けたり。帝、Aachenアーヘンに都し、郡縣の制を立て、國內を整理せり。是より、ローマ帝國、東西對立し、宗教上に於ては、却りて、相反目するに至れり。

五 **カロロ大帝の功業**

Karlus Magnus(Charlemagne)カロロ大帝は、單に、軍人たるのみに

非ずして、亦、政治の才に富み、寺院を建て、學校を興し、農工を保護し、法律を改正せり。凡、ヨーロッパ中古の事業にして善美なるもの、皆、其創意に出でざるなし。而して、耶蘇教に依り、ゲルマニ民族を一統し、ローマの文物と、ゲルマニ民族の習慣とを融和したるの功は、今日に至るまで、其實效を呈しつゝあり。

六 **ベルダン條約**

カロロ大帝の死後、子孫、領地を争ひしが、

八四三年、ベルダンの條約を以て、之を三孫に分ちたり、即ち、
 長孫ロタールは、西ローマ帝の位と、中部フランクを得、ルイ
 スは、東部フランクを得、カロロは、西部フランクを得たり、ロタ
 ール、死するの後、中部フランクは、東西フランク王の分割す
 る所と爲り、子、ルイス二世、イタリアのみを領して帝號を
 稱せり。

七節 **ドイツ及フランスの起源**

此後、八八七年に至り、西フラ
 ンク國は、オド^{Odo}を立て、東フランク國は、アルヌルフ^{Arnulf}を立て、
 王となし、是より、此兩國國民、全く分離して、東はドイツとな
 り、西はフランスと爲れり。

第二十五章 ノルマン人

節一 **ノルマン人の特性**

ノルマン人とは、ゲルマニ民族の中、北
 Norman (Normen)

(一)ノルマンの入寇は、第十世紀より第十一世紀に亘るヨーロッパの大事變にして、殆ど第五世紀第六世紀に起りしゲルマニ民族の遷徙に譲らざる大變化を來し、且、其關係の及ぶ所、頗る大なりき。

(二)ロシア人は、一八六二年ノアゴロッドに於て、建國一千年祭を舉行したり。

ヨーロッパ各地に住居したる蕃族を云ふ。此民族、九世紀の初より、時々、北海に出で、舟に乗り抄掠して、中古の諸國民を苦めたり。然れども、彼等は、他の國民を征服せんとせず、到る處に於て、既成國民と同化したり。

二節 **ロシア國の起源**

現今のロシア人は、初、統一の治を爲さざりしが、八六二年にスウェーデン^{Sweden}のノルマン人の酋長ルーリク^{Rurik}を君とし迎へ、南下して、ノボゴロド^{Novgorod}を陥れ、茲に都してロシア國を起せり。然れども、ルーリク^{Rurik}の一族は、全く、ロシア人と同化したるが故に、ロシアは、依然として、スラブ民族の國民たりき。

三節 **ノルマン人のフランス侵入**

ノルマン人は、又、フランスの海岸に入寇し、八四一年にルアン^{Rouen}を陥れて、之に據り、頻に、侵襲せしかば、當時のフランス王、カロロは、彼等の耶蘇教を

奉ずるを、條件として、其君長、ロロに、西北の廣地を與へ、以て、ノルマンディー侯に封じたり。Rollo

節四 ノルマンディー侯のイギリス侵入 ノルマン人は、又、ブリタニア島

にも侵入し、一〇一六年、其王カナウトに至り、イギリスを奄

有せしが、幾もなくして、アングルサクス王統の覆す所とな

れり。然るに、其王統、絶へければ、ノルマンディー侯、ウイレルムは、

一〇六六年、イギリスに侵入し、其軍を破りて、自、王位に登れ

り。是より、フランスの言語、風俗は、イギリスに入り、イギリスと、

大陸國民との交渉、頻繁となれり。

節五 ノルマン人のイタリア侵入 ノルマン人は、又、屢、イタリア

を侵したりしが、十二世紀に至り、終に、南部イタリア、及、シチ

リアを畧し、ナポリ王國を建て、學問を興し、殖産、工業を盛

にして、國富みたり。Napoli (Naples)

(三)一六六六年に至り、此王國は、相續の順序に、因、ドイツ諸侯の手に歸し、今、尙、南部イタリアに、ノルマン時代の遺跡多し。

(三)イストランドの詩人は、未、書寫の術を傳へざりし時代に於て、英雄の事業を詩に作りて、唱ひしを、第十二世紀に至り、編纂したるものに傳はり、ノルマン人の上代に於ける風俗習慣を知る重要な材料たり。

(一)五大諸侯とは、フランコニア大公、サクソニア大公、シユロビア大公、バヤリア大公、ロトリンゲン大公是なり。

節六 イスラランド及グリーンランド ノルマン人は、又、九世紀、及、十世紀中、イスラランド、及、グリーンランドに殖民し、又、アメリカ大陸を發見して、大西洋海岸に殖民したりしと云ふ。Iceland Greenland

第二十六章 神聖ローマ帝國 法皇の

權威

節一 ドイツ王の選舉 東フランク、即、ドイツに於けるカロロ王

統は、九一年に至りて、絶え、五大諸侯相集りて、フランコニア

大公、コンラッド一世を、ドイツ王に選舉したり。是より、ドイツ

王の系統、絶ゆるとき、又は、其無能なるときは、國內の大諸

侯にて、王を選舉すること慣例となれり。

節二 神聖ローマ帝國 九三六年、オトー一世位に即く。王、西ヨ

ーロ、バ統一の志あり。内は、諸侯を抑へ、外は、ホンガリア人及、

スラブ人を伐ちて、邊寇の根を絶ち、又、イタリアの王位を併せたり。時に、ローマ皇帝の冠位は、一時、中絶せしを、王、法皇と計りて再興し、自、ローマに詣りて法皇より其冠を受け、神聖ローマ皇帝と稱したり。

三 皇帝と法皇との衝突 是時に當り、ローマ法皇の權威も、亦、大に増長し、宗教上より西ヨーロッパを統一せんとせしかば、神聖ローマ皇帝の一統策と兩立し難きものあり。

フランクニア王統のヘンリ四世に至り、法皇グレゴリオ七世との間に大衝突を起したり。グレゴリオは、法皇の選立に皇帝の關係することを止め、又、各地牧師の皇帝より就職認可を受くることを禁じたり。是に於て、ヘンリは、法皇を廢したり。其ため、破門せられ、而して、平生、ヘンリと相善からざる諸侯は、皆、彼に離反せしかば、ヘンリ、止むを得ず、法皇に

(一) 是より、ドイツ王は、アーヘンに於て、ドイツ王の位に即き、ミラノに於て、イタリア王の位に即き、ローマに於て、神聖ローマ皇帝の位に即くこと定例となりたり。

(二) 皇帝は、普天率土王土王民に非ざるなれば、法皇も皇帝に服従すべきものなりと論じ、法皇は、「王公の廢立」に汝の意の如くせよと云へる經文の語を引きて、法皇は、人君の上になりと論じたり。

(四) 牧師は、皇帝の面前に於て、僧官之を選擧し、皇帝より權柄の職として、圭を授け、法皇より指環及杖を受くることとなれり。

(一) 始めて、家臣を抱へ入るときは、嚴肅なる儀式あり。

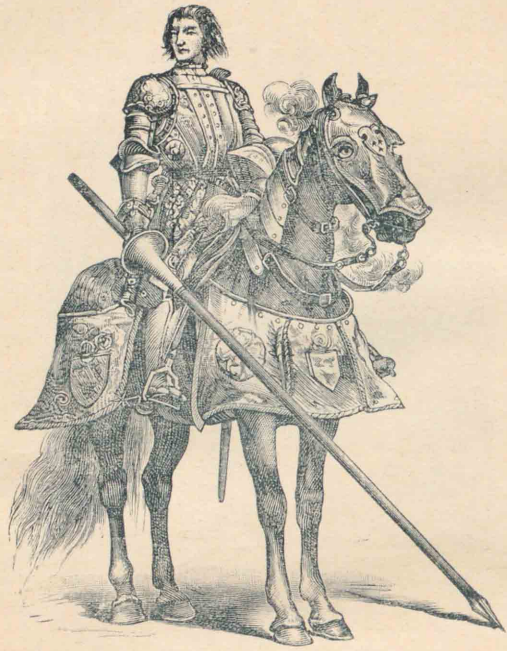
哀願して、漸、赦免せらるゝを得たり。此後、ヘンリ、グレゴリオを逐ひ、其子、ヘンリ五世に至り、一一二二年、ウォルムスの宗教和議に於て、初めて、就職認可の問題を決したれども、皇帝と法皇との争は、此を以て、止まず、尙、久しく續きてヨーロッパ中古の一大事件たりき。

第二十七章 西ヨーロッパの制度及

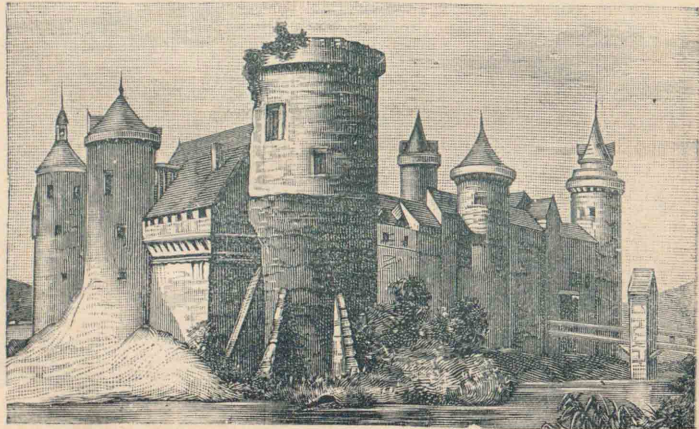
國勢 封建制度

一 封建制度 中古、ヨーロッパ各國の紀綱弛みて、英雄、割據し、弱肉強食の世となりければ、上下自然の必要よりして、封建制度なるもの起りぬ。封建制度とは、一定の領地を有する者、其幾分を他人に知行せしめて、之を其家臣となし、領主に對し義務を盡さしむるを云ふ。其義務は、領主に對し

Federal System



士騎の代時建封パッローヨ

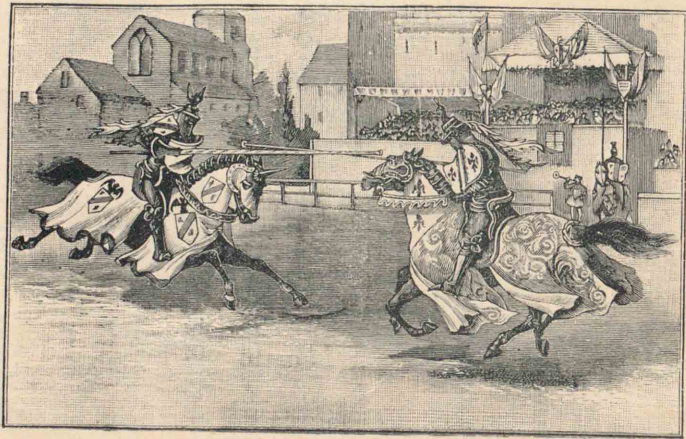


塞城の侯諸總封

臣たらんとするものは、主君の前に跪き、両手を合して之を主人の両手の間に挿み、ウテン語にてホモトと云ふ。人といふ字にて、其家人となるを誓約するなり。而して主人よりは、封状を授興し、知行式として一握の土を家臣の手中に置きしなり。
(二)自由地所とは、主家より知行として授けられたるに非ずして、自主自由の所有權により所有する地所を云ふ。

平時、戦時に於て忠義を盡すに在りき。之により國王は、其國土を諸侯に分配し、諸侯は、又其知行を以て陪臣を養ひ、互に、多く善良なる臣下を集め、自、防衛したれば、此制度、益發達し、土地を所有するも、之を防禦するの力なき者は、わざと其土地を以て近隣の有力なる諸侯に獻納し、其家臣となりて、之を知行するに至り、自由地所^(三)、殆、其跡を絶ちぬ。但、封建制度も地方に依り多少、趣を異にす。英國の如きは、ウイレム、其家臣の勢力を過大にせざる爲、其知行を一地方に集めずして、處々に分在せしめ、陪臣に至るまでも、國王に忠勤を誓はしめたり。
二 封建諸侯の城塞 封建諸侯は、何れも要害の地に城塞を構へ、濠を深くし、樓櫓を高くして防戦に備へたり。ヨーロッパ西部には、今尙、到る處に古城あり、其多くは、壁、落ち、草、

圖 七 十 二 第



上圖中古封建の時代に於て、騎士たらんと欲する者は、先達騎士の指導の下に武藝を鍛練し、進歩の功見えたる時、嚴肅なる儀式を擧げ、指導者より忠勤を勵み、武士道を磨き、強きを挫き、弱きを助けて、婦女子を尊敬すべき旨を諭し、劍背を以て其の背を打つ。打たる者、即、謹て命に背かざるを誓ひ、始めて騎士の伍伴に入る。此に繪く所、即、是なり。

下圖、封建騎士の擬戰、貴婦人より勝者に褒物を授くる事、此頃より始まる。

茂りて古色、掬すべし。

節三 **騎士** 封建制度の結果として、諸侯陪臣、皆、平時より武

士を養ひて、其訓練に心を用ゐたるが故に、其間に騎士とKnights稱する一種の社會を生じたり。當時、フランスの騎士の間

に、我が國の武士道に似たる任俠の風、起り、漸次、他國にも傳はりたり。即、苟、騎士の列に入りたる者は、廉恥を重じ、邪曲を遠け、弱を扶け、強を挫き、就中、婦女子を尊敬し、一身を擲て、其保護に任ずるを本分としたり。

節四 **農工商業** 封建時代の經濟は、農業を主としたるも、農

地は、多く、君主、又は、教會の所領に非れば、諸侯、若は、陪臣の知行にして、何れも、其地主の財産と見做さるゝ一種の隸民をして、之を耕作せしめ、自由の農民は、極めて小數なりき。工業も、亦、領主、拘束の下に、其需用品のみを製作して、公

(三)領主は、地内の職工を束縛し、同業者の組合、即、株を保護監督して、其株に屬せざる者の其職業を營むを禁じたり。

益に資すること能はず、商業は、イタリア人、又は、ユダヤ人が諸侯に税金を納め、其免許を得て、領内に行商するのみなりき。

第二十八章 十字軍と東方諸國

節一 十字軍の由來 耶蘇教徒間には、夙に、パレスチナPalestinaに到りて拜禮するの風あり、サラケン人は之によりて利益を得しを以て、能く保護し來りしが、一〇七六年、セルジューク種Seljukのトルコ人、此地を併すや、巡禮者を虐待し、耶蘇の靈地を瀆汚したり、因りて、耶蘇教を奉ずる國民は、激昂して靈地を回收せんとしたるとき、會、ギリシア皇帝も、亦、トルコ軍の爲に、其國を侵されて、法皇の援を求めければ、法皇ウルバノ二世は、一〇九五年、フランスのクレルモンClermontに諸王侯を集

セルジューク種、トルコ人の勢力がパレスチナに到りて、
サラケン人は之によりて利益を得しを以て、能く保護し來りしが、
一〇七六年、セルジューク種、トルコ人、此地を併すや、
巡禮者を虐待し、耶蘇の靈地を瀆汚したり、
因りて、耶蘇教を奉ずる國民は、激昂して靈地を回收せんとしたるとき、
會、ギリシア皇帝も、亦、トルコ軍の爲に、其國を侵されて、
法皇の援を求めければ、法皇ウルバノ二世は、一〇九五年、
フランスのクレルモンに諸王侯を集

圖 八 十 二 第



軍 字 十



(一)軍を出せる王侯は破門し罪人の罪を免じ、債権者は其の元利返済を請求するの利息を得ず、又、出た後の利息を計算せしめ、各級に傳染し、軍の熱心に各國社始、狂亂の程度に達したり。

(二)エジプトは、九〇九年以來、獨立の力、帝國を爲せしが、一七七年、シリア知事の配下にしてエジプトの應援に赴きたる、サラヂン、エジプト、ダマスカ、アレクサンドリアを以て自立し、尋て、イエルサレム及アイクルを併呑したり。

會して、即坐に、出陣を議決し、各、十字章を身に著けて、翌年、出發すること、定め、出師中、ヨーロッパに於ては一般平和を宣言したり。

二 **イエルサレム王國の興廢** 數十萬の耶蘇教民は、非常の

困苦饑餓を冒し、コンスタンチノブルを経て、小アジアよりパレスチナに入り、一〇九九年、遂に、イエルサレムを陥れ、茲に、耶蘇教の一王國を建てたり。之を、第一、十字軍一〇九六年とす。

此後、五十年、トルコ人、イエルサレムを侵すに及びて、ドイツ、フランスの諸王、第二、十字軍を起せしが、敗れ、一一八七年に

至り、サラヂンなるもの、エジプトに興りて、終に、イエルサレムを陥れたり。是に於て、ヨーロッパ諸大國の帝王は、第三回、十字軍を企て、之が征伐に向ひしが、亦、克つこと能はず。後、十年、法皇、又、第四の十字軍を起せしも、其目的を達せず。只、ギ

ロシア帝國の内事に干渉して、ラテン帝國を建つるを得しに止まりき。之より、一二七〇年まで、尙數回の小十字軍ありしも、皆、效果なく、イエルサレム小耶蘇教國の勢力は、日に益、蹙まり、一二九一年終にエジプトに起れるマメルーク統の滅ぼす所となれり。^(三)

Kameluk

節三 十字軍の結果 十字軍は、中古の最大事件にして前後二百年間に亙り、遂に其目的を達せざりしも、ヨーロッパ文明に及ぼしたる影響、重大なりき。即、(一)コンスタンチノブルを守りて、回教國民のヨーロッパ侵入を妨げたる爲、其間に西ヨーロッパの各國民をして充分に發達せしむることを得たり。(二)法皇を仰ぎて、十字軍の指導者と爲し、又、軍費に供する爲、莫大の財産を喜捨する者多かりしに因り、法皇の權威と、富と、急に、増大したり。(三)諸侯は、市民に權利自由を附

(三) マメルークと云へるは、アラビア語にて奴隸の義なり。サラジンの子孫、蒙古人よりトルコの奴隸を買得して重用し、後、之に要職を授けて地方を治めしめしに、其將、アズマン、モセク、アイベックなる者、主を殺して其位を奪ひたり。

(四) 出陣する者は、其財産を教會に廉價に賣渡して軍用金を調へ、而して歸來せしものは多く、身心の疲倦に堪えず、財産を擧げて寺院に投じ、生涯其保護に依りたり。

與して、軍用金に替へ、戦死者の知行は、君主に還りたるに因り、諸侯の勢力減じて君主と市民との力、増し、封建の終止を速にしたり。(四)西ヨーロッパは東方文明の事物に接觸して始めて、狹隘なる封建思想を脱し、世界觀念を得て人智開發したり。(五)イタリア諸港の商船は、出師軍隊の物資を補給する爲、シリア沿岸の諸港に航し、東方の産物を得て、ヨーロッパに歸りたるより、地中海上の通商發達し、ベネチア、*Genoa*、*Pisa*の諸市、急に繁榮したり。

Venezia (Venice)

第二十九章 ドイツの分裂、及、フランス、

イギリス、イスパニアの中央集權

節一 ドイツの分裂 代々のドイツ王は、神聖ローマ帝國の理想に驅られ、イタリアを得んとしたるが爲に、却りて、内部の

(一) 皇帝黨をギベリンと云ひ、法皇黨をグルフと云へり。イタリアにも此兩黨ありて久く争ひたり。

(二) 此時代に、ドイツ國內は、二百七十六邦に分裂したり。

(三) 此間、ドイツの内部より何人かを選舉するも、一致を得るの望なかりしに因り、外國人を選舉せんとせしが、此點に於ても、亦一致せず、或者はイギリス王の弟コロンウァリス公を擧げたアリ。コロンウァリスはドイツに來りて戴冠式を擧げたるも、直に歸國し、カスチル公は、實、來らざりき。

統括、弛み諸侯、各獨立を計りぬ。一一三八年、スタウフン家のコンラッド三世、獨逸王となりしが、諸侯中、之に服せざる者、法皇と結托して、皇帝黨の諸侯と相鬪争せり。コンラッドの後、フレデリキ・バルバロサ、位を繼ぎ、屢兵をイタリアに出して、其不順を制せんとせしが、法皇は常に、之を妨げ、爾來、内部の分裂と、イタリアの事情とは、益、困難に赴き、一二五四年より、一二七三年までは、全く、一統の君主を缺きたり。之を空位時代といふ。此間にドイツは遂に、イタリアの領地を失ひ、内國は盜賊横行して、民塗炭に苦みたり。

二 オーストリアの起源 一二七三年ドイツ、各邦の諸侯、ハプスブルグ伯ルドルフの武勇才徳ともに高きを選みてアーヘンに迎へ、一統の治を復せり。其後、ハプスブルグ家は漸次領土を増得して、オーストリア公を兼ね、一四三八年に至り、其

節 スブルグ伯ルドルフの武勇才徳ともに高きを選みてアーヘンに迎へ、一統の治を復せり。其後、ハプスブルグ家は漸次領土を増得して、オーストリア公を兼ね、一四三八年に至り、其

節 フランスの中央集權 フランスに於ては、九八七年以來、フーグ・カペーの子孫、其王位を襲ぎ、封建諸侯の權力、衰へ、王權、増長したり。其原因は、(一) 十字軍の爲、諸侯、疲弊し、一家、斷絶したるもの多く、(二) 大陸に於ける、イギリス王の領土を沒收して、フランスの王領となし、(三) フランス王は南方アルピ地方の邪教徒を征伐して、廣大の土地を併せたる等在り。

四 イギリスの内部一統 イギリスは、一一五四年、ヘンリー二世、プランタジエネト王統を起せしより、益、フランスに於ける領地を廣め、エドワード一世、一二七二に至りては、又、ウールズ、及、スコットランドを討ちて之を平定したり。

(四) ウィルヘルムは、ノルマンディー侯たりし故に、イギリス王となるの後も、フランスに領地を有して、子孫に傳へ、又、アンセム、ヨウ伯統を繼ぎし時、多くの領地を持ち、行きたり。此等の領地は、イギリス王がフランス王の臣下として知行する所なりしに、より、シヨンの王に、至り、其フランス王の命を用ひざるを口實として、沒收したるなり。

(五) ウェールズ人は、天險に據りて、實、ローマの權力に服せず。アンケル、サクセス、王國の時代にも、名のみ内附せしが、實際は、其命を受けざりき。

(六)此時、スコットランドに於ては、愛國の士、ウイイレム、ウォレス、ロバート、ブルース等相次いで、イギリスと戦ひ、爾來三百年間、スコットランド獨立してイギリスと紛争止むとき無かりしが、一六〇三年、イギリス王、ジェームス一世、スコットランドの王位を兼ねるに至り、二國は平和に合一せり。

節五 百年の役自一四三三年至一四五三年 此の如くにして、イギリス王は、フランスに於て有する土地に對し、フランス王に、臣従の禮を爲すを好まず。フランス王は、又常にスコットランド人の獨立戰爭を助けたるより、兩國、互に相和せざりしが、イギリスのエドワード三世が相續權に依り、フランスの王位をも得んとしたる爲、戰爭、遂に、破裂したり。初、イギリス軍、連戦連捷して、フランスは、殆、滅亡に瀕せしが、一民家の處女、ジャンヌ・ダルク、自、天使を得たりと信じ、奮身、蹶起して、士氣を鼓舞し、先、オルレアンの圍を解きしより、フランス軍、復、大に振ひて、終にイギリス軍を全國より逐ひたり。フランス歴史には之を百年の役と稱せり。

節六 薔薇軍自一四五五年至一四八五年 百年役に續き、イギリスにては、ヨーク、ランカスター兩統、王位を争ひ、三十年間、相戦ひしが、ランカ

(七)此内戦にヨーク派は、白薔薇を以て徽章とし、ランカスター派は、紅薔薇を以て徽章としたるより、薔薇軍の名あり。

スター家、遂に、克ちて、ヘンリ七世、位に登り、チュードル王統を起せり。此より、漸、地方、分權の狀態を脱して、中央集權の狀態に移りたり。

(八)此戰爭の間に、イギリスの諸侯は、過半滅亡し、存留するものも、亦皆、疲弊して、王家のみ、戰勝の功に依り、權力を振ひたるを以て、此結果を來せしなり。

節七 イスパニアの國情 イスパニアに於ては、コルドバのカリフ帝國衰へて、モール人のグラナダ王國、獨、強大なりしが、一四六九年、アラゴンAragonのフェルデナンドとカスチルのイサベラの結婚して、其國を併せ、イスパニア王國を起せしより、國力、大に振ひ、一四九二年、グラナダを陥れて、全國に中央集權を行ふことを得たり。ポルトガルは、又、是より先、一一三九年、モール人に勝ちて、獨立の一國を爲したり。

第三十章 イギリスの憲法及議會の

起源 大陸の自由諸市及地方連合

第一節 庶民の地位改良 十字軍の後に於て、ドイツを除く外、各國ともに封建諸侯の勢力減退すると同時に、市府に在りて、商工業に従事する庶民の實力増進したるは、中古の末期に於ける著き現象にして、形勢一變の前兆なり。

第二節 ジョン王の大憲章 John 王は不徳にして、フランスに於ける領地を失ひ、之が回復の爲、戦端を開き、屢重税を課して諸侯、人民を苦めたるより、一二一五年、貴族と平民と力を合して王に迫り、大憲章に調印せしめたり。

(一) 人民の權利自由を保障するものにして、其中に合法的に裁断に依るに非ざれば、人々を監禁處罰せず、参政會議の決議を以てするに非ざれば、租税を課せず等の規定ありき。

第三節 議會の起源 ジョンの子、ヘンリー三世、亦、頗、專横にして大憲章を破り、不法の重税を課せしかば、貴族怒り、兵を擧げて

Magna Charta

Henry

John

(二) イギリスに於て、従來は貴族及僧侶を召集して政治を議せしむることありたるも、平民は、曾て與らざりしなり。

王を擒にしたり。是に於て、レスター伯シモンは、貴族、僧官並に、諸市の代表者を宮中に召集し、國用の支出方法を評議せしめぬ。是、イギリスに於ける議院制度の起源なり。

第四節 イタリアの獨立諸市 イギリス國民が、參政權を得んとせしと、共に、イタリアにては、十字軍により通商、發達せし結果、市民、富強に赴き、皆、獨立して共和政體を立て、海陸軍を

作りて、自衛に備へたり。就中、ベネチア、ジェノバ、フィレンツ、ミラノ、最、有力なり。これらの諸市にては、市民の聲望ある者、寡頭政治を行ひ、其勢力、王侯に讓らざりき。

Firenze (Florence) Milano

第五節 ドイツの自由諸市 ドイツにては、市府は、皆諸侯の所領に屬し、之に封建の職務を盡したりしも、十字軍以後、諸侯の疲弊、甚しき場合には、領内、富有の市府より一時に多額の金を收め、之に替へて、永久自治の權を與へたるもの、亦、

(三)其數六十以上ありたりといふ。皆市長を以て市會を組織し、市長を選擧して、政事を行はしめたり。

(四)ハンサは、ドイツの古語にして組合の義なり。乃、一時は八十餘市之に屬せしが、近世に至り、自防禦に備ふるの必要なきに至りたるを以て、退き、今、尚、ハンブルク、ルベック、ブレメンの三市は此聯合に屬せり。

少からざりき。これ等の市府は、ドイツ王の直轄に屬し、自治の制度を立て、頗、繁榮したり。

六 **ドイツの地方聯合** 當時、海陸の通路は、尙、甚、危険なり

しかば、一二四一年、リッベック、ハンブルグ等の諸自由市、聯合し、共同の費用を以て、兵員を置き、行劫、及、海賊に備へたり。

之をハンサ聯合(四)と云ひ、諸侯といへども、侵す能はざるの

勢力ありき。其他、又、ライン聯合、及、スワビア聯合ありき。

七 **一般觀察** これらの自由諸市は、ヨーロッパ近世の商工業、發達の

前驅たりしのみならず、又、後に述ぶる文運再興を誘致し、自由制度、及、立憲政體の遠源として、近時の政治

生活に大影響を及ぼしたり。

第三十一章 東ヨーロッパの國情 蒙古

族の侵入 オトマン・トルコの侵入

一 **ギリシア帝國の國情** 東ヨーロッパにありても、ギリシア帝國、倒れて、ラテン帝國、興りし後は、一統の治、弛み、自、封建の

狀を呈し、群雄、割據して、セルビア、ブルガリア、ボスニア等の數

國を爲すに至れり。又、ロシアは、屢、侵入し來り、其主、ブラヂミ

ルは、九八八年、時のギリシア帝の妹、アンナを娶り、耶蘇教を

以て國教とし、頻に、ギリシア文化を輸入せり。子、イヤロスラ

フ、亦、父志を襲ぎしも、當時のロシアは、國土を數子に分割

する習慣なりしに因り、内争、屢、起り、國力、發達せざりき。

二 **蒙古人のヨーロッパ侵入** 第十三世紀の初に、蒙古の首

長、鐵木眞、諸部を一統して、自、成吉思汗と稱し、中央アジア

を以て、一統して、自、成吉思汗と稱し、中央アジア

(一)イヤロスラフ、美術を奨勵し、學校を興し、寺院を建て、ギリシアの文字を用ひ、ギリシア音楽を傳習せしめたり。

(二)ホロフツイは欽察又は奇察克と稱す。今日のロシアの南方に居たる民族なり。

を征服し、部將を派して、ポロフツイ⁽¹⁾を征せしめしに、ロシア人はポロフツイを援けられれば、一二二四年、蒙古人之を破り、後十三年、鐵木眞の子、窩濶臺^{Ogatai}に至り、姪、拔都^{Batu}をして、再、ロシアを伐たしめ、蒙古軍の到る處、必、市府を焼き、住民を殺し、慘酷を極めぬ。一二四一年、蒙古軍の一隊は、進で、ホンガリア、ポーランドに侵入し、シレシアに於て、ポーランド、及、ドイツの聯合軍を破り、他の一隊は、南下して、ドナウ河岸の各地方を侵し、兩軍、相合して、ドイツに入らんとせしが、會、窩濶臺の訃、到りしを以て、此方面の戰鬥を停止したり。

節三 **ロシアに於ける蒙古朝廷** ロシア、悉く平定するに及び、

拔都はサライ^{Saray}に都を建てぬ。蒙古人の所謂、黄金帳殿^{黄金帳殿}、是なり。爾來二百年間、此に都して、東は、ウラル^{Ural}、南は、裏海より、ドナウの河口に達する大國を支配し、ロシアの諸侯は、皆、サラ

イ朝廷の封を得て位に居り、貢物を納めて、時々、朝覲し、又、兵役の義務を負ひたりき。

節四 **アジアに於ける蒙古國** 是より先、鐵木眞の第二子、察

合臺^{Tegatai}は、トルキスタンの全部、及、印度の北部を合して察合臺國を興し、第四子、拖雷^{Turkai}の子、旭烈兀^{Chagatai}は、一二五八年、バグダッドのカリフ帝國を亡ぼして、イルハン國を創め、又、拖雷の子、忽必烈^{Hülegü}は、遂に、南宋を亡ぼし、日本にも寇したり。然るに、支那^{Chinan}以外の蒙古諸部族は、忽必烈の登祚を認めざりしより、内亂を生じ、群雄割據して、相戦ひしが、帖木兒^{Timur}に至り、拔群の武略を以て中央アジアの各蒙古國を統一し、撒麻可干^{Samarqand}に都して、察合臺國の主となり、又、ヘルシア、アフガニスタン^{Afghanistan}を併せ、屢、ロシアを侵して、一二九三年には、モスクバ^{Moscow}に達したり。後六年、又、印度の地域をも併せぬ。

(三)チムール、又、タメルランは、成吉思汗女系の子孫にして、二三五年、サマルカンド^{Samarqand}の附近に生れ、トルキスタンの戦役に於て、負傷して跛者となる。帖木兒の一代記は、セルヌス・ユドナンと云へる者、ヘルシア語にて之を著はせしむ。フランクス人、アチド、フクロア、アラブ、ペルシア文に譯し、一七二一年、出版したり。

(四)ムラト一世は、一三六一年に生れ、一三八九年に死せり。曾、耶穌教徒の俘虜中より容貌、美にして體力強きものを選びて、ヤニサリといへる軍隊を組織したるに、其勇悍なることトルコ軍の比に非ざりければ、之を以てヨーロッパ侵入を企てしなり。

五 **オトマン・トルコ** 時に、オトマン・トルコなる一民族あり。元節 Osman Turks 裏海の東に住せしが、十三世紀の終に、蒙古人に追はれて、小アジアに入り、茲に、一回敎國を興せり。其主、ムラド一世、ギリシア帝國を征伐することを企て、ヤニサリ隊を以て、頻に、之を侵し、其子、バシヤジドに至りては、殆、バルカン半島の全部を陥れ、更に東して、ギリシア帝國を脅し、一三九六年には、コンスタンチノブルも危急に瀕したり。ギリシア帝、依て、援を帖木兒に求めければ、帖木兒は、即、大兵を以て來り、一四〇二年、トルコ兵をアンゴラに破り、バシヤジドを虜にせり。此後、彼、又、支那征服を企てしも、果さずして死し、其大帝國は直に四分五裂したり。

六 **ギリシア帝國の滅亡** コンスタンチノブルの圍、一時、解けたりと雖、バシヤジドの子孫、代々、之が侵略を行ひ、ムハメッド

二世に至りて終に陥れ、ギリシア帝國、亡びたり。時に一四五三年なりき。

七 **ロシアの使命** ギリシア帝の系統なる一女ソフィア、逃れてローマに在り、法皇はソフィアを、モスクバの主、イバン三世に嫁し、其力に依りて、コンスタンチノブルを回復せんと計れり。此時より、ロシアの朝廷は、ギリシア帝國の繼承者を以て、自、任じ、バルカン半島を征して、トルコをヨーロッパ以外に逐ひ退くるを以て、ロシア帝國の使命となすに至れり。イバン三世は、又、終に蒙古人の羈絆を脱して、ロシアの獨立を恢復せしが、其孫イバン四世に至り、一五四七年、始めて「ツァール」の稱號を用ゆることとなりたり。

(五)法皇、此時、ソフィア皇女に添へてギリシア帝國の紀章たる雙頭鷲を刻したる椅子をモスクバに送り、此椅子、今、尚、モスクバ宮中の博物館に備へあり、公衆の縦覽を許せり。

第三十二章 古學復興、活版の發明、兵制の變遷、地理上の發見

一 **中古の學問** 封建の世は、一般の學問地に墜ちたりしも、カロロ大帝諸方の寺院に附屬して建築せし學校のみ學問を保維し、一派の學者を出だしたり。當時サラケン人却て、開化してギリシアの數理、天文、哲學を傳習し、バグダッド、コルドバは學問の中心なりき。

二 **古學及美術の再興** 十四世紀の初に至り、傳説に依らず、直に原書に就きて、ギリシア、ラテンの古學を研究すること流行したり。此一派を稱して人文學派と云ふ。人文學派の巨擘を詩人ダンテとなす。續で、ペトラルカ、ボカチオ等、出づ。之と同時に、戰國擾亂の爲に、久しく衰微したりし美術も、

(一)人文學者の名は、元來神學、經文の學問より區別して、古代の人の手に成りし文學の研究を稱する語なりき。彼等とは、古代の書を得んとして、熱心に寺

院書家を搜索し、塵芥の中より多く重要な寫本を得たり。重要なる寫本を得たり。法皇ニコラス五世も、亦人文學者を贊成し、ウチカノ文庫を起せり。ウチカノ文庫は、ローマのセントベテロの一角に在りて、世界の最古最大の圖書館なり。

(二)ドイツのグーテンベルグといへる人、一四四〇年頃活版を發明せりといふ。一四五五年に、初めて、ラテン語のバイブルを印刷したり。

(三)此頃スウイス人は、獨得の兵術を發明し、之をオーストリアに對する獨立戰爭に應用し、其實效を示したる故に、各國は、スウイス人を雇用し、スウイス人を雇ふものは、當時剛強なるものとせらる。風俗も、封じしな

り。されば、封建の武士も、此備兵に向ひては、實に顔色なかりしなり。

亦、此國に於て隆榮し、繪畫にレオナルド・ダ・ウインチ、ミケランジェロ、ラファエロ、及チチアノの、四大家を出だしぬ。ミケランジェロは同時に彫刻家たり、又、建築家たりき。

三 **活版の發明** 古代の書物は、皆羊皮面に筆寫したるものなりしかば、高價にして、且、得難かりしが、十五世紀の中葉に至り、活字印刷の術と製紙の術とを得て、古學の再興のみならず、一般の人智開發にも、大影響を及ぼしたり。

四 **兵制の變遷** 火藥は、古代より支那、印度に於て使用せしが、ヨーロッパに在りては、十四世紀の初にアラビア人より之を傳へてより、火器の使用、盛に起り、大小銃に對しては、封建の騎士も其用を爲す能はざりしに依り、各國の兵制に大改革を行ふの必要、起り、スウイスの備兵と、ともに、封建制度の衰頹を催進したり。

Switzerland

(四)マルコ・ポロは、ベネチアの商人にして、一五〇五年に生れ、父は二五五年にシベリア大陸商業旅行の程に遼東に遇せられて、其臣下となり、一六九年使節としてイタリヤに派遣を命ぜられた。一七〇一年マールコ・ポロを俱して復命の途に登り、四年の後に大汗の官廷に達す。マルコ・ポロは、大汗の寵遇を受け、十七年間其朝に事へ、一三二九年萬の富を載せてベネチアに歸りたり。ベネチアのセネパ市と戦ふに至り捕へられて八年有名なる東洋紀行を著せり。後免されて歸國し、一三三二年死去せり。

(五)磁石の效用は十二世紀に於てアラビヤ人既に之を知りたり。然れども知らしむるはイタリヤ人にして、一三世紀にイタリヤ人によりて羅針盤を造りたり。

五 地理上の智識發達 古學の再興、兵制の變遷に並びて、ヨーロッパの物情に大變動を來したるものは、地理上の智識の發達なり。其重なる原因は、サラケン人の地理上の智識傳承と、マルコ・ポロの東洋旅行と、羅針盤の發明となり。

六 マルコ・ポロ Marco Polo マルコ・ポロはイタリヤの人なり。支那に來り忽必烈に事へたり。其著せし「東洋紀行」は日本、支那、印度の殷富を西洋に傳へ、冒險家企業家をして、多く、東洋旅行を企てしむるに至れり。

七 羅針盤の發明 従前の航海は、天體の位置により方向を定むる爲、不便、多かりしが、十四世紀の頃、イタリヤ人、羅針盤を創製したるに因り、霧雨晦冥の時にも、亦、方向を知るを得て、此後の航海に非常の利便を及ぼしたり。

八 地理上の發見 中古に於て、印度は、無盡の富源として

(六)従前はエジプトの商人、紅海に由り印度に往來し、陸路アラビアの行商、其貨物を地中海迄輸出し、茲に於て、セネパ、ベネチアの商人と貿易したり。

(七)キリスト・コロランバスは、一四五六年、セネパに生れ、十四歳より航海事業に従事し、後、ポルトガルに住し、一四八六年、イスパニヤに移り、此、一大事業をなせしが、政敵の讒に遭ひて排斥せられ、貧困に死したり。

(八)之を西印度と名付けしは、コロランバスが印度の一部なりと信ぜしに因れり。

知られければ、ポルトガル人は、アフリカを廻りて、印度に通ずる海路を開かんと欲し、一四八六年に、ヂアスなる者、既に喜望峯に達せしが、十二年の後、バスコ・ダ・ガマ、Diaz 此途に依り、遂に、印度に達することを得たり。是よりポルトガル人は、東印度に、多く、領地を得て、ゴアを其中心點としたり。

九 コランバスの新世界發見 時に、コランバスなるものあり、Columbus 印度に達するには西航するを以て捷徑なりとすと主張し、其策をイスパニヤのイサベラ女王に獻じて納れられ、乃、女王、備ふる所の船舶を率ゐて西航し、一四九二年、西印度群島を發見し、續で中央アメリカを發見したり。

十 アメリカ大陸 一四九七年に、ジョン、及、セバチアン・カボト父子、北アメリカ大陸を發見し、一五〇〇年にポルトガル人カブラル、南アメリカのブラジルに到り、後、四年にアメリカゴベ John and Sebastian Cabot Brazil Amerigo



テ ン ダ

ス バ ン ラ コ



ス テ ル コ



ロ ボ ・ コ ル マ

スプッチなる者、兩大陸の紀事を刊行したるより、之をアメリカと稱するに到れり。

十一節 世界廻航 イスパニア王は、東洋の香物島（即今のフィリピン島之内）に直達する航路を開かんと欲し、ポルトガルの航海者、マガリアエ（Magalhães）ンスに使命を授けしかば、マガリアエ（Magellan）ン、一五一九年、解纜し、マガリアエ海峽に由り太平洋に出で、香物島に達し、此處に於て害せられしが其部下、喜望峯を廻りて三年の後、歸著したり。是に於て、輿地の球状は事實として證明せられ、人の思想、一變したり。

第三十三章 宗教改革 イスパニアと

フランス

一節 宗教改革の原因 宗教改革とは、十六世紀の初に於て、

ヨーロッパの北部、諸國が、ローマ法皇のカソリック教會を離れて新に起りたる教會に歸依するに至りし事變を云ふ。こは主として、(一)古學の再興、印刷の發明、地理上の發見に因り、一般の人智、發達して舊教の狹隘なるに満足せざるに至りし事、(二)權勢富貴、寺院に集まりし結果として僧尼の風儀、大に紊れ、且、其多くは無學にして、世間の嘲を招きたる事、(三)各國君主が法皇の政治に干涉するを喜ばず、又、多くの土地の教會所有と爲れるを嫉みたる事、(四)法皇が信者をして罪業消滅の爲、金錢を獻納せしめたる事等の原因によりて起れり。

節二 **ルーテル** 時に、サクソニアの僧にマルチン・ルーテルと云へる者あり、學術德行を以て聞へしが、法皇が財源を得る爲、罪業消滅符を賣るの甚く、教儀に背くを憤慨し、一五一七

年、辯妄九十五條をウイッテンベルヒの寺院に掲示し、其非を痛論しければ、議論爲に沸騰したり。
Wittenberg

三 新教の傳播 宗教改革の消長は、當時ヨーロッパに於て、有力なりしイスパニア王カロー一世に關係する所多かりき。カローは、父の系統により年十九にして、オーストリアと、イスパニアとを併せ領し、一五一九年、カロー五世の稱號の下に、神聖ローマ皇帝に選舉せられ、廣大なる版圖に主となりぬ。帝は、元より、カソリック教會に屬せしかば、力を竭して新教を壓服せんと欲し、ルーテルをウオルムスの會議に召喚して其説の棄却を命じたるも、ルーテル、屈せず、サクソニア公、フレデリキの庇護により、其城内に在て、經文をドイツ文に翻譯し、後、又、ドイツ各國を巡廻して説法せしかば、歸依する者甚多く、北ドイツの諸侯は大抵變宗したり。
Worms

(一) 新教を奉ずる君主は、從來僧侶の行ひし權力、並、宗教上の團體に屬したる財産を己に收むることを得たるも、其喜びて變宗せし原因の一なり。

(二) カルピンは、元フランス人なりしが、窘迫を避けてスイスのツエネーアに移り、ルーテルの説く所よりも、更に嚴格なる教義を唱へたり。

四 ツウイングリ、カルピン スウイス國には、ツウイングリと云へる者、別に一派を開きしが、其死後、カルピン(1) Zwingli益之を廣めて其影響殆、ルーテルに譲らざりき。フランスのユグノー宗徒、イギリスのピューリタン宗徒、スコットランドのプレスビテリアン宗徒等は、皆此派より出でたり。
Puritan

五 シュマルカルデン同盟 一五三〇年、アウグスブルグにドイツ各國會議を開き、ルーテルの徒メランヒトンの起草せし信條を以て、新舊兩教の調和を計りしが成らず。新教各邦の君主は翌年、シュマルカルデンに會して同盟の約を結び、カロー帝の敵たるフランス王フランシス一世を初、イギリス、デンマルクの新教諸國と聯絡を通じたり。カローは、由て、之を伐たんとせしが、會、トルコのスレイマン帝、ウーン府に迫りければ、帝、一五三二年、ニールンベルヒに於て、シュマルカルデン同盟と和睦
Schmalkalden
Melancthon
Francis I
Denmark
Suleyman
Wien (Vienna)
Nuremberg

(二)此時は、君主の
信教の自由を認め
るまでにして、未
民に及ばず。人民は
尙、其國の君主の奉
ずる所を奉ずるの義
務ありたり。

を爲し、トルコ軍を退けたり。

六 クレスピー和約 時に海賊屢、イタリア、及、イスパニアの海

岸を侵しければ、カロロはフランシス王と十年の休戦を約

して、^{Tunis}チュニスを親征せしに、一五四一年、フランシス王、約に背

きて兵を起せしかば、帝は之と戦ひ、一五四四年、結局、クレ

スピーに於て和を講じ、カロロ帝は、ミラノ、フランシス王は、ブ

ルゴニーを得、永年の争、茲に一定せり。

七 アウグスブルグ宗教媾和 カロロ帝は、これよりシマルカ

ルデン同盟を伐ちしが、事意の如くならず、一五五五年に

至り、アウグスブルグ宗教媾和に依り、終に新教を奉ずる君

主も舊教、君主と對等の權利を有すべきを公認せり。

八 カロロ五世の死 翌年、カロロ五世、イスパニア王の位を其

子、^{Philip II}フィリポ二世に譲り、之にナポリ、ミラノ、^{Nederland}ネーデルランド、及、ア

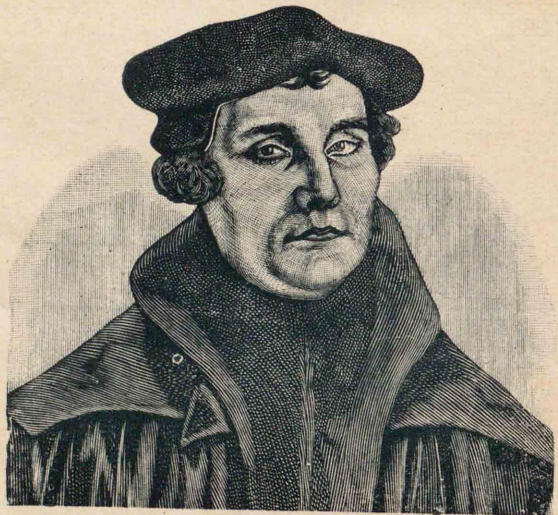
第三十圖



カピルン



カロロ五世



ルテール

メリカに對する領權をも傳へ、オーストリア、ホンガリア、ボヘミアをば、其弟フェルデナンドに譲り、イスパニアの寺院に退隱して二年の後、殂せり。Ferdinand是よりイスパニアとオーストリアと分離し、フェルデナンド、神聖ローマ皇帝の位に登りぬ。

九節 宗教改革の結果 新教を奉ぜし諸國に於ては、ローマ法皇の權威を認めず、又、宗教會議の決議を遵奉せず、獨、經文を以て信仰の基礎とし、而て經文は人々の自由に之を解釋せしに因り、人の智力初て束縛を脱し、發達の餘地を得て大勢、一變し、近古の世態に移る原因となれり。

近古史

第三十四章

ポルトガル、イスパニアの

殖民政策

節一 **ポルトガルの印度通商** ポルトガル人は、直接、印度に航するの海路を發見したり。然れども、印度の商權を收めんに、先、當時海上に於ける印度通商の專權を握りし、エジプト人に克ち、印度洋沿岸に根據地を作るの必要ありたり。

節二 **印度總督** 一五〇五年、アルメイダ、Almeida 印度方面の總督に任じ、アフリカ海岸の各地、マダガスカル島、及、錫蘭島を征服し、一五〇八年、ヂウの海戦に、Diu エジプトの印度商權を永久に撲

(一) 天文十二年ポルトガル人三人種子島に着せり。
(二) ポルトガル人は廣東との貿易の便利上南洋の諸商人と共に一五三五年瑪港を租借し、毎年租料二萬兩を拂ふこととなせしが、後此地は全くポルトガル人の手に歸し、一八二一年より毎年五百兩を明朝に納むる約束となりたり。一八四九年來はポルトガル政府は租料を拂はず、一八七七年の條約にて全其領土となれり。

滅したり。一五〇六年、アルブケルケ、Albuquerque 又、アラビアの南岸、及、ペルシア灣口のオルムズ島を征服し、Ormuz アルメイダに次ぎて印度總督に任ぜられ、一五一〇年、Goa 臥亞を取りて此に總督府を起し、翌年、Malacca 滿刺加を征服して極東に通ずる海路を開きたり。

節三 **極東交通** 一五一七年、ポルトガル人、始て廣東に到りて支那と通商を開き、一五四三年には、日本の種子島に到り鐵砲を傳へ、Macao 又、此頃、支那より瑪港を租借し、城壁を築きて其内に居留地を設け、東方通商の中心と爲したり。是より極東とヨーロッパ諸國との交通、始て盛なり。

節四 **新世界殖民** イスパニアは、先、西印度諸島に殖民し、土人を使役して砂糖、珈琲、煙草の大農地を拓き、中央アメリカより漸次、南北大陸に及ぼし、一五一九年には、Cortes コルテス、Mexico メキシコを略收し、Pizarro 續て、Pizarro ビザロは、一五三二年、Pernu ペルー國を平定した

り。ポルトガル人も、亦、ブラジルに移住せり。

節五 黒奴賣買　イスパニア人、ポルトガル人は土人を強迫して採鑛、及、農作に驅役し、其虐待に堪へずして死するもの多かりしかば、アフリカの黒奴を輸入して、之を補充すること始まり、黒奴賣買、是より盛なりき。

(三) 黒奴輸入は、イスパニアの僧ラスカサスが、アメリカ土人を憐みて、之を救ふが爲めに慫慂せし所なりと云ふ。

節六 イスパニア、ポルトガル暴富の結果　二國の膨脹政策は、よく其功を奏して一時、莫大の富を致せしが、唯、殖民地の利益を本土に吸収するのみにして、其地の開發、及、民力の養成に勉めざりしに因り、久しからずして、富源を涸らし、内には徒に、遊惰の風、増長して、却りて、國運の前途を害するに至れり。

第三十五章 宗教改革の反動

節一 宗教改革の狀態　アウグスブルグ宗教媾和の後、ルーテル、及、カルビンの教義は、益、擴まり殆、ドイツ、及、其以北の一帶に奄被し、其他、西方の各地にも波及したり。然れども、種々の宗派に分れて相軋轢し、高尚なる宗論をのみ事とせるより、却りて弊害を馴致したり。

節二 トリエント會議　此有様を見てイタリアの舊教徒中に舊教再振を企つるものあり。屢、トリエントに僧官會議を開きて、カソリック教會の宗義を確定し、又、法皇、パウロ四世も僧侶の風紀を嚴にせしかば、舊教世界の風潮、一變して新教に對峙する勢力を爲すに至れり。

節三 エスイタ團體　イスパニアの騎士、イグナチウス・ロヨラ、一五

Ignatius Loyola

(一) エスイタ教徒は、世界いづれの地たりとも法皇の命ずる所に到り、舊教の爲に水火をも避けざるを誓ひ、ローマに幹部を置き、ヨーロッパを十二教區に分ちて、新教徒を舊教に還歸せしむるに勉め、又アメリカ、アフリカ、アマリカ、教區に編制して各區に布教し、隊長に對し絶對其主義を對し絶對服従の義務を負ひたり。

(二) 天文十七年(一五四八年)日本薩摩の一小年、半次郎摩の一人、半次郎摩に逃れ、洗禮を受け、日本布教の好望を説く。サビエル、十八年、薩摩に天着し、島津家より布教の許可を得たり。永祿二年(一五五八年)には同じ宗教徒のウイレラ、京都に入り、將軍義輝に謁した(日本西教史)。

三四年、又、新にエスイタ教徒と稱する紀律、峻嚴なる僧侶の團體を起せり。其徒、親戚舊故と一切の關係を絶ち、専ら、カソリック宗義の傳布と、兒童の教育とに従事し、其熱心を以て舊教の再振を助けたること少からず。

節四 **フランソア・サビエル** ロヨラの高弟、フランソア・サビエル Fransis Xavier

といふ者、印度布教隊長に任じ、一五四一年、ポルトガルより解纜し、臥亞、滿刺加、及、南洋諸島に於て多く土人を教化し、天文年間には、我日本にも來りて、盛に、布教したり。

節五 **異端糺彈** 宗教改革の反動に因り各國に於て、一時慘酷を極めたるものを、異端糺彈の制度とす。法皇パウロ四世は、新教を嚴禁し、審廷を開きて變宗者を糺彈し、悔悟せざるものは財産を沒收し、尙、悛めざれば火刑に處したり。

第三十六章 フリポ二世 オランダ

獨立

節一 **フリポ二世** フリポ二世は、新舊兩世界にわたりて廣大なる國土を傳承し、其富強、實にヨーロッパに冠たりき。王、父の才略あるも、寛仁の徳を缺き、異端を追究するを以て、王家の任務と爲したり。

節二 **新教徒征伐** イスパニアの領土たるネーデルランド^ニ北方の人民は、夙に、新教に化したれば、カロロ五世の時、既に、糺彈所を置きて之を窘逐せしが、フリポ二世に至り、一層、嚴辣を加へたるより、人民、大に蜂起して舊教の寺院を毀ちぬ。フリポは、アルバ公に命じて之を征伐せしめ、頗、酷遇したり。

(一) ネーデルランドは、マース、セルド、ライン、エムス、の諸河より流出せる、北の低地に因り、生じたる地、方より成り、初、沼澤多し、居住に、適せざりしが、人工を以て海水の侵入を防ぎ、多、此所に移住し、中、古以來、種々の特權を享有し、大西洋岸の通商發達、大に當り、人口稠密の初に於て、人口稠

(二) ウイルレムの首級を擧げたるものは、其罪科を免じて貴族に列し、二萬五千金を賞與すべしと布告したり。

(三) 是、ローマ、カルタゴ以來の大海戦にして、之に興りたる船數は、六百を越へたり。トルコ軍艦は、耶穌教徒の俘虜數十人を鎖にて繋ぎ棹を取らしめしが、苦解散せられたり。

節三 **ユートレヒト聯合** 是に於て、オランジ侯Orange ウイルレムは、義勇軍を擧げて之に抵抗し、一五七九年、北部の七個地方を以てユートレヒト聯合を組織し、自之が總督となりしが、フリボは卑劣にも賞を懸けて、彼の首級を求めければ、一五八四年、ウイルレム、遂に兇手に斃死されたり。されど、オランダは終に獨立することを得たり。Holland

節四 **回教徒追伐** イスパニア南方のモール人は、回教を奉ずることを許されしが、フリボに至り之を嚴禁し、一五七一年、大に、之を嚴禁し、又、トルコ人の地中海に跋扈せんとするを制する爲、優勢の艦隊を遣りて、大に之を破らしめたり。

節五 **イスパニア、ポルトガル合併** 時にポルトガル、内訌あり、フリボ二世、之に干涉し、一五八〇年、終にポルトガル王の位を兼ねたり。是より一六四〇年まで、ポルトガルは、イスパニアに合

併せられたり。

節六 **オランダ共和國の隆盛** イギリス、フランスは、オランダ合衆國地方の人民を助けて、交、イスパニアの兩大陸に於ける所領を奪ひしかば、フリボ、遂に、一六〇九年を以て和を講じ、此時より、オランダ國は、全く、獨立したり。而して、最、驚くべきは、此國民が三十四年の久しきに互りて、當時の最大強國と、死生の間、に争ひたるに拘らず、同時に、貿易に従事し、ヨーロッパの戦争を利用して、海外に於けるイスパニア、ポルトガルの領地を奪ひ、一躍、大商業國の地位に登りたること

是なり。四

(四) 此時より、各國は殖民事業の忽にすべからざることを悟りたり。後、イギリスの海外膨脹に全力を注ぐに至りしも此に原因す。

第三十七章 イギリスのチュードル朝

節一 **チュードル朝の時代** 薔薇軍、止みて、ヘンリ七世、位に即き

(一)王、カタリナ后を離別して、他女を納れんとしたりは離婚を許さず、唯、法皇が許さず、結婚無効の判決を受けて、カタリナ后が故に、カタリナ后が會理の妻たりしが、王の許しを以て判決を請ひたるに、法皇は、カタリナ后を失望せむしることを欲せざりしが、故に、久しき決せし後、イスマニア王の威權に制せられて、カタリナ后とローマに召喚したるは、是に於て、ヘンリ八世は、宰相ウルセの已を佐けざるを怒りて之を逐ひ、マスコクロムウエルトを擧げて宰相となし、然らば、王に建議するに、王自、イギリスに於ける教會の主となすべきことを以てし、此策を納れたるなり。

しより女王エリザベスの死に至るまで約百二十年間をテ、
ードル朝の時代とす。是、イギリスの最大進歩を爲せし時代なり。

二 **ヘンリ八世** 一五〇九年 - 一五四七年
ヘンリ八世、位を繼ぎ、イスマニア、アラ

ゴンのカタリナを娶る。王、深、カソリック教會に歸依し、ラテン文を以て、ルーテルの辯難書を草し、一五二一年、法皇より

宗義防護者の稱號を贈られたり。然れども、其王后を離婚

せんとするに及びて、法皇と釁を生じ、自之を斷行して宮

女、アナボレンを王后となせり。

三 **イギリス教會の獨立** 法皇は、ヘンリ八世を破門したり。

是、却て、イギリス國王を以てイギリス教會の主とし、之に歸

するに一切の教務を主宰し、僧官を任命し、教會の財産を

處分する權を以てするものにして、即、王は、イギリス國內

(二)此時發せられたる寺院の總數は六百四十五箇あり、其中學九十校を爲せるもの九十五病院を開けるもの八十ありたり。ヘンリ八世は、没收寺産を以て僧侶に年金を給し、殘餘を以て貴族に作り、法皇に抵抗するの實力を備へたり。

の法皇となりたるに均しかりき。王は風紀紊亂を理由として、悉舊教の寺院を廢し、其財産を沒收し、且、教會主權に

承服せざるものを追窘し、其爲、古學復興に勤めし碩學エ

ラスムス、及、トーマス・モーアは、皆罪を獲たり。

四 **エドワルド六世** 一五五三年 - 一五五七年
ヘンリ、死して子、エドワルド六世

繼ぐに及び、イギリス教會の教義、禮文を改正して、新教に

類せしめ、之に違ふ者は、教禮統一條例に依り、禁錮の刑に

處したり。

五 **マリイ・チッドル** 一五五三年 - 一五五八年
然るに、女王マリイは熱心なる

舊教家なりしかば、其位に即くや、忽舊教を恢復し、新教を

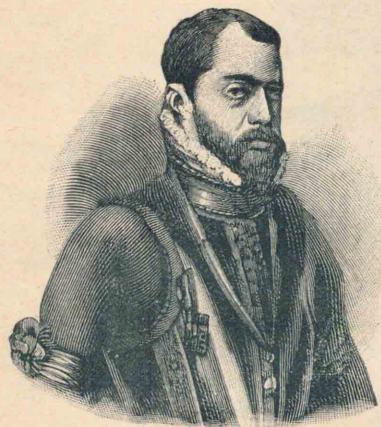
奉ずる者を窘追したり。女王、カロロ五世の子、フリポ二世

と婚し、連合して、フランスと戦ひ、一五五八年、却りて、フラン

スに於ける最後の領地たるカレイを失ひ、マリイ、恨死せり。

Calais

Calais



世二ボリイフ



世八リンヘ



リクン、ウツ



ラヨロ

(五)スコットランドのセームス五世の女、マリー・スチュアート幼にしてフランス王フランシス二世に嫁し、王の死後歸りてスコットランドの王位にあり。時に年十九、絶世の美人なりしも、フランスに成長したる爲、品行修らざりき。

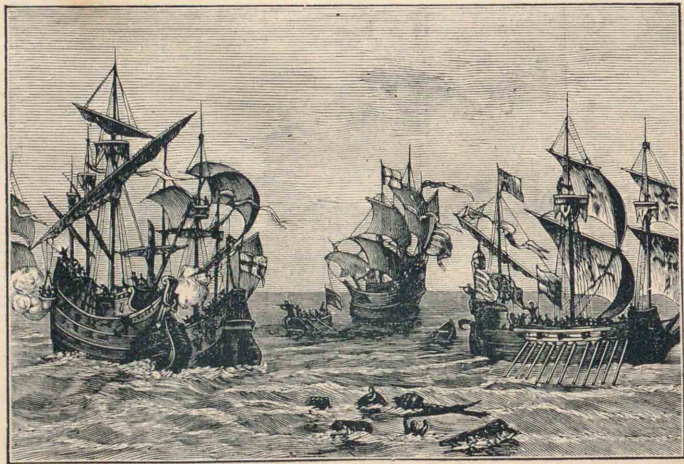
六節 **エリザベス** 一六〇三年 エリザベス、位に即くに當り、舊教徒

は、法皇がヘンリ八世とアナ・ボレンとの結婚を許さざりしを理由として、エリザベスの王位繼承の權利を争ひ、スコットランドの女王マリー・スチュアート^(五)を立て、イギリスの王位を兼ねしめんとしたりしかば、エリザベスは、マリーを捕へて之を殺し、又、イギリス教會を再興して、違法者を殺戮したり。

七節 **不可敵艦隊の沈滅** 女王は、又、オランダの獨立戦争を援け、イスパニアの殖民地を侵せしかば、フリポは、イギリスを征伐するに決し、不可敵艦隊と稱する大海軍を起して之を討せしが、イギリス國民は舉國一致して、之に當りしより、一五八八年、終に此世界の敵を打破ることを得たり。是より、イスパニアの國運は、急に傾き、イギリスの海上權は、頓に、



王 女 ス ベ ザ リ エ



隊 艦 敵 不 の ア ニ バ ス イ

強きを加へ、イスパニア、ポルトガルの領地を侵略し、盛に、アメリカに向て殖民し、世界の海灣にして、イギリス帆船の到らざる處なきに至れり。

節八 **イギリス文學の黄金時代** イギリス國民は、今や、全、法皇及、舊教會に對して獨立し、ヨーロッパの最大強國に勝ちたるを以て國民の意氣、昂騰し、之と、與に、文學、發達して、シェイクスピア、スペンサー、ベーコンの徒を出だせり。
Shakespeare

第三十八章 フランスの宗教戦争

節一 **ユグノー** フランスに於て、カルビンの感化を受け、新教を奉じたる者を、ユグノーといふ。フランシス一世は、カロロ五世と争ふ爲、政畧上より、Huguenotsドイツの新教徒を助けたれど、自國に於ては、ユグノーを追窘せり。子、Henry IIヘンリ二世に至り一層、嚴

酷を加へたり。

二宮中の朋黨 Charles ヘンリ二世崩じて其子、シャルル九世、尙、幼

少なりければ、母、カタリナ、政治の實權を行ひ、舊教徒の首

領、ギース公の權勢を殺がん爲、新教徒を援けしに、ギース公、

大に怒り、新舊兩教徒相争ひ、宗教の軋轢は、政權の争奪と

混交し三十有餘年の擾亂を惹起せり。

三バルトロメヲ祭日の變 是に於て、一五七二年、兩教徒を

和解する爲、シャルル九世の妹を、新教徒の戴けるブルボン家

のナバラ王に嫁せしに、ギース公、喜ばず、舊教徒は、バルトロ

メオ祭の前夜、急に事を起して、パリ市中の新教徒を盡殺

せしめ、地方にも及ぼして數日繼續せり。

四ブルボン統の起源 Paris ヘンリ三世に至り、ギース侯、異圖あ

りしを以て、之を誅せしに、王、亦、幾もなくして舊教徒の毒

(一)ブルボン家は、フランスの先王ルイ九世より出でたる宗家なり。ナバラは、フランス南部の地にして、一部分は、イスパニアに屬し、而して、其領主は、フランスの貴族に列すと雖、王號を稱するの資格ありたり。

手に斃れ、ウロア統、絶えぬ。由てナバラ王ヘンリ、入りて繼ぎ、
茲に、フランスのブルボン統を起せり。

五ナント詔勅 然るに、フランスの舊教徒は、新教のヘンリ

に事ふることを欲せざりければ、王は、遂に、新教を捨て、

舊教を奉じ、一五九八年、ナントの詔勅を發して、全國民に

信教の自由を與へ、新舊教徒の政治上の權利を均一にし、

積年の擾亂、茲に、始めて止み、國運、隆盛に向へり。

六リシュリー僧正 Nantes Louis XIII ヘンリの子、ルイ十三世、繼で立ち、一六二

四年、リシュリー僧正を擧げて宰相とす。僧正は、フランス古今

の大政治家にして、約二十年間、其樞機に與り、兩ハブスブル

グ家を屈して、フランスの爲に、ヨーロッパの霸權を制するに

勉めたり。

(二)王は、尙、新教徒を安心してしむる爲、國中の要塞地に新教徒のみを以て編成したる營兵を置きたり。

第三十九章 三十年戦争

節一 三十年戦役の原因 ドイツに於ても、エスイタ教徒の布

教以來、宗教改革の反動、甚しかりしかば、新教徒は、新教會
同を作り、舊教徒は、舊教聯合を設けて、互に確執し、ハプス
ブルグ家の マチアス帝、立つに及び、舊教に熱心なる従弟、フ
ルヂナンドを、^{Mathias}ボヘミア王として、新教會同を抑へしめしよ
り、一六一八年、終に、三十年の大戦争を醸せり。

節二 **ボヘミア戦役時代** 一六一八年 - 一六二四年 ボヘミアの新教徒は、新教會
同の長たる、^{Paliz}フルツ公フリデリキを推して王となせしが、フ
ルヂナンド、皇帝となるに及び、イスパニア軍と神聖聯合の
長たる、^{Bavaria}バウリア公との援助を得て、フレデリキの軍を破り、
ボヘミアの新教徒を壓倒せり。

(一)フレデリキは、
イギリス王セームス
一世の女婿なりしが
故に、竊に、其援助を
望みたるなり。

第三十三圖



リ チ



ユリユシリ



ンイタスンレワ



フルドアフタスケ

(一)クリスチアン四世は、フレデリクスの姻戚たり、且、ホルスタイン州の領主としてドイツの内事に關係する權利を有したリ。
 (二)ワレンスタインは、ホヘミアの一騎士の家に生れ、戦後、フルヂナンド帝の軍に入り、結婚に因り莫大の資産を得、多く傭兵を養ひ、以て勢力を作れり。帝其才略を喜びて、フリードリッヒ伯に叙したり。

節三 **デンマーク戦役時代** 一六二四年 一六二九年
 バワリアの將軍チリ、更に、

進みてドイツ北部の新教徒を掃除せんとする勢なりしかば、デンマーク王クリスチアン四世は、イギリスと、オランダとの後援を得て、ドイツに干渉し、新教會同の爲に戦ひしが、フルヂナンド帝の將、ワレンスタイン(三)の破る所となりリ。チューベックTubockの和約に於て、今後、ドイツの内事に干渉せざるの約を爲すに至れり。

節四 **スウェーデン戦役時代** 一六三〇年 一六三五年
 然るに、スウェーデン王グスタフ・アドルフGustaf Adolfは、陽に、非運に沈淪せるドイツ教徒を救援するを名とし、其實は自國の權勢を張らんが爲に、ドイツに侵入し、其新教君主を聯合して、フルヂナンド帝の軍に當り、

イギリス、フランスも之を援けたり。此時に當り、チリ、既に戦死しければ、帝、ワレンスタインに統率の全權を與へ、一六三

二年、兩軍、リッツェンに戦ひしが、スウェーデン軍勝ちたるも、王は遂に戦歿したり。Lützen

節五 **スウェーデン、フランス聯合時代** 一六三五年—一六四八年 時にフランスの宰相リッリュー、ハプスブルグ家の勢力を殺がんと欲して、スウェーデンを援けたるに因り、戦争、尙、數年、續き、一六四二年、リッリューの死に至りて止めり。

節六 **ウエストファリア和睦** 是に於て、外交談判の爲に四年を費したるの後、一六四八年に至りウエストファリアの和約、成る。是、近古に於ける列國關係の基礎として觀るべき、重要な公文なり。即之によりて、(一)列國の權力平衡を維持し、何れの一國も單獨にして軍を起し、他の征するの途、無からしめ、(二)スイスと、オランダとの獨立を公認し、(三)フランスは、ドイツ國境に於て、アルサスの大部分を得、(四)スウェーデンは、Alsace Balt

ト海岸に於て多く重要な領地を得、(五)神聖ローマ帝國は、有名無實に歸し、新舊教徒の權利は、對等均一となりたり。節七 **三十年戰役の結果** 三十年の久しきに亙りし内戰の爲に、ドイツの人口は、痛く減じ、通商、工業は、全く止み、市府も皆衰へ、學問、廢れて、人の徳義心も毀れたり。近世に至るまで、ドイツ國力の振はざりしこと此に原因す。

第四十章 フランス國家主義の確立

及、外國侵略 イスバニア繼承の役

節一 **フランスの帝王神權説** フランスのルイ十四世の時より王は天帝の命に依り人民を保育するものなれば、人民は、王に絶對服從の義務ありとする理論、行はれぬ。之を帝王神權説といふ。フランスに於て、帝王神權説を唱へて其

(四)此後も、オーストリア大公は、代々神聖ローマ皇帝に選舉せられたれど、此時より神聖ローマ皇帝と云はず、單にドイツ帝と稱呼すること流行せり。

實行に勉めたる事は、宰相リシユール僧正に始まり、マザラン僧正、其策を承けて、遂に大成したり。

節二 **ルイ十四世の豪華** ルイ十四世、幼にして立ち、マザラン攝政せしが、一六六一年、マザランの死後は、王、萬機を親裁し、朕、是國家の主義を以て、純然たる專制政治を行ひ、有名

の財政家コルベルを用ゐて、國力の休養を計らしめ、又、政權を中央に集むる爲、諸侯の知行を廢して、之に宮中の官爵を授け、大に華美を裝ひ、巨萬を投じて、ベルサイユに大宮苑を起し、儀禮を飾り、文華を獎勵せしかば、男女の衣服、言語、交際に至るまで一時、流行を爲し、他國の朝廷も、皆之に倣ふに至りぬ。

節三 **ネーデルランド及オランダ侵略** ルイ十四世、又、其皇后の名に於て、ネーデルランドに對する相續權を主張して、之を

(一)ルイ十四世は、又、王徳を賞賛せしむる爲、文學を獎勵せしかば、コルネイユ、ラシニス、モリエール、ラホンタイン等の大文學者輩出せり。
(二)ルイの皇后は、イスパニア王フィリップ四世の女なり。

三 **ネーデルランド及オランダ侵略** ルイ十四世、又、其皇后の名に於て、ネーデルランドに對する相續權を主張して、之を

占領せしが、オランダは、之を恐れ、列國に説きて干涉を試み、一六六八年、アーヘン條約に依り、占領地の大部分を返

さしめしかば、ルイは、大に憤りて、一六七二年、急に、オランダに侵入し、オランダ人、堤防を決して、之を防戦し、列國、又、之を援けたり。されば、フランスは、ヨーロッパの半を敵として、各所に戦ひしが、一六七八年、ナイメーヘンの和約に於て、結局

フランシ・コンテ地方と國境の數市とを割き得たり。

節四 **フアルツ侵略** ルイ十四世は、國內の宗教を畫一にせんと欲し、一六八五年、ナント詔勅を撤回し、新教徒の改宗を

強迫せしめ、又、相續權を主張して、フアルツ伯の領内に侵入したり。是に於て、ヨーロッパ列國は聯合して、之と戦ひしが、

一六九七年、ライスワイクの和約によりて、ルイは、遂に、エラスと、スツラスブルグとを得ることとなりたり。

(三)ルイ十四世の弟、オレンアン公の室に、フアルツ伯の同胞なりし故、王自その相續權を主張せしなり。

(四) バウリア公の子、ヨセフ・フェルディナンドの母は、レオポルド帝の女なれば、公の子はイスマニア王カロー二世の妹の孫に當れり。

五 **イスパニア継嗣問題** イスパニアのカロー二世、男子なかりしかば、ルイ十四世は、ハプスブルグ家を排し、己の室マリア・テレサがカロー二世の姉なりしを以て、孫、アンジューのフリボ公をして、イスパニアの位を嗣がしめんとしたり。然るに、イギリス、オランダは、権力平衡を破らんことを恐れて、イスパニア分割論を唱へしかば、カローは、バウリア公の子を継嗣に指名し、其早世するに及び、一七〇〇年、更に遺言してアンジューのフリボ公を継嗣となせり。

六 **イスパニア継嗣戦争** ルイ十四世は、即、アンジュー公を、フリボ五世として、イスパニア王の位に即かしめ、バウリア公は、イスパニアの分割を約して、フランスに同盟せしが、イギリス、オランダは、オーストリア、及、ブランデンブルグと共に、之に敵對して十三年間、大戦し、イギリスのマールボロ公、オーストリア

Brandenburg
Marlborough

(五) カロー六世一人にてオーストリアの君位と、イスパニア王位とを兼ねるときは、古のカロロ五世に至るが故に、初、オーストリアと同盟せし諸國も、後にフランスと和するの意向を生じたるなり。

のエウゼン公、善く戦ひ、フランス軍、處々に敗れたり。

七 **ユートレヒト和約** イギリスは、女王アンナ一七一二年を以てマールボロを召還し、オーストリアもカロー六世に至り

Eugene

形勢一變し、一七一三年、ユートレヒトに和約を結び、列國は、フリボ五世、及其子孫の決してフランスの君位に登るなき

Utrecht

を條件として、其イスパニア王位を公認し、イギリスは、ジブ

ラルタル以下數地を得、サボヤ公國は、王國となり、翌年、オース

Savoy

トリアは、又、ネーデルランド、ミラノ、ナポリ、サルヂニアを得たり。

第四十一章 イギリスの革命

一 **チャールズ一世** 時にスチュアート統、イギリスに君臨し、帝王

Stuart

神權説を主張して政治上の權利自由を蹂躪せしを以て、革命起れり。一六二五年、チャールズ一世、立ち、議會の王命に

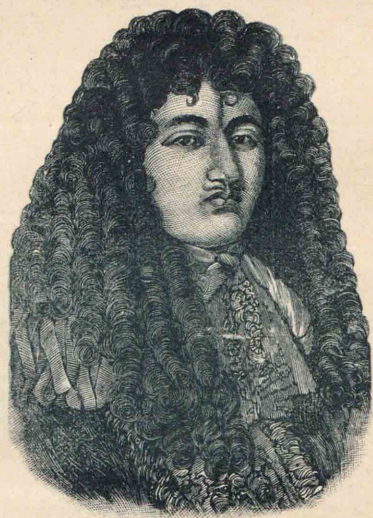
Charles I

(一)權利請願は、既に大憲章、及、其後の法律に於て、人民に許したる權利自由を確むるに外ならざりき。即、(一)議會の承諾なしに税金を徵收せず、(二)人を不法監禁せず、(三)兵士を民屋に宿せしめず、(四)陪審なしに裁判せず等の保證を立てたるものなり。

従はざるを怒りて、兩度、之を解散し、強迫、公債を募りて國費を辨じたり。然れども、尙、足らざりしを以て、止むなく第三議會を召集せしかば、議會は、王の權利請願Petition of Rightを許可するを條件として、支出に同意したり。然るに王は、公約に背きて、議會を召集せず、專斷、課税し、王命に抗する者を罰したり。時に、スコットランドに叛亂、起り、王、鎮定の費用に窮して、議會を召集せしが、議會は、王の違約を責めて、支出を議決せざりしかば、又、之を解散し、スコットランド人の國內に侵入するに至り、王、止むを得ず召集したるに、議會は、益、反抗して已まず。王、因て、議員中の最強硬者を捕縛せんとせしかば、人民、蜂起して之に抗し、一六四五年、王軍をネースビーNasebyに破り、後、チャールスを捉へて、一六四九年、之を死刑に處せり。

節二 **クロムウェル** 議會軍を指揮して、王師を敗りしは、オリバー

圖 四 十 三 第



世 四 十 二 爾



ロ ボ ル - マ



世 - ス ル - ヤ チ

第 三 十 五 圖



チヤルース二世



ウイリアム三世



クロムウェル

！クロムウェルなり。クロムウェルはピュリタン教徒に屬し、同宗の

Cromwell

Puritan

熱心家のみを集めて、紀律嚴肅の軍隊を作り、神命と稱して國家、及、教徒の爲に専制を排するに勉めたり。

三 共和政體一六四九年 議會は、貴族院を廢して、共和政體を

一六六〇年

宣言し、行政權を四十一名の議政會に委任せしが、實權は

クロムウェル一人に歸したり。時に、國內、叛亂ありければ、クロムウェルは、先、之を平定し、又、オランダを征して、海上に於けるイギリスの權力を確立せり。クロムウェル、屢、議會を解散し、

一六五三年以後、殆、全權を握りしも、王號を斥けて、唯、共和

Protector

國保存者と稱したり。一六五八年、クロムウェル死し、子、リチャ

of Commonwealth

ード、無能にして、共和國保存者の職を辭しぬ。

Richard

四 王政復古 是に於て、イギリス人は、一六六〇年、直に、チャ

ールス一世の子、チャールス二世を迎へて、王政を復立せしが、

(二)王政復古はイギリス人がクロムウェルの武斷政治に倦み、共和政體が無政府の有様に陥るを恐れたるに起る。

王、徳、薄く、又、其國內に舊教を再興せんとせしより、議會は、一六七三年に審査條例を作りて、舊教信者の代議士、官吏となるを禁じ、尋いで、人身保護法を作りて、人を裁判に附せざる前に二十四時間以上、拘留することを禁じたり。

節五 **ホイグ黨 トリー黨** James チャールス二世は、弟ゼームスをして位を繼がしめんとせしが、ゼームスは、舊教信者なりしかば、議院の中、二黨に分れたり。自由主義を取り、舊教信者のイギリスの王位に登ることを禁ずる法律を作らんとする者をホイグ黨と云ひ、保守主義を以て、此法案に反對する者をトリー黨と云ひたり。此時よりイギリス議院には、常に此二黨あり。

節六 **一六八八年の革命** 一六八五年、ゼームス二世、位に即き、舊教を再興せんとして、審査條例を廢しければ、一六八

(三)ゼームス、子なかりし故、イギリス人民は、王の女マリーのオランジ侯ウイレルムに嫁せるを迎ふるの時を待ちしが、一六八八年、王子生れしかば、ホイグ黨は、直に決心してオランジ侯夫妻を迎へたるなり。

(四)大憲章、權利宣言、權利條例、人身保護法は共に、王權を制限し、君主を戴きながら政治を行ふを得せしむ。即立憲君主政體の始なり。

八年、國民一致して王の女婿、オランジ侯ウイレルム、及、公妃マリーを迎へ、ゼームスをしてフランスに奔らしめたり、翌年一月の議會は、ウイレルム夫妻をして、イギリスの王位に登らしめたり。

節七 **權利宣言及權利條例** Declaration of Rights ウイレルム三世、及、マリーは、登位の條件として、權利宣言に調印せり。是、イギリス議會、及、人民の既往に得たる權利自由を一括して、再、之を保證するものなり。議會は此宣言に基きて、權利條例を作り、永く舊教信者の王位に登るを禁じたり。

節八 **大ブリテン國** 一七〇二年、マリーの妹アン、ウイレルムの後を承けしが、嗣なきを以て、位をゼームス一世の曾孫、ハンノフルの、George ジョルジ公に譲る。ハンノフル統、此に始まる。是、今のイギリスの王統なり。由來、イギリスとスコットランドとは、別國

を爲し、共に同一人を君主と戴くに止まりしが、是より先、一七〇七年を以て全く合併して大ブリテン國と曰へり。

第四十一章 南洋、及、東洋に於けるポルトガル、イスパニア、オランダ、及、イギリス

トガル、イスパニア、オランダ、及、イギリス

節一 **イスパニア、ポルトガルの日本交通** イスパニア人、ポルトガル人が、十六世紀の中頃、相前後して日本に來りてよりは、

商船、陸續として九州に到り、當時、平戸は貿易の中心となりき。

節二 **フィリピン群島** イスパニア人は、フィリピン二世の時、フィリピン群島を征服し、マニラを首府とし、全列島を以て、新イスパニア、即、メキシコの管轄の下に置き、毎年一回、貢物、及、商品を官船に積み、メキシコに送り、行政費を得て歸れり。是、メキシコ

(一)フィリピン列島の貢物は、王室の所有たり、毎年島内の産物を以て、支那商品に替へ、千五百梱となし、七月官船二隻に積みメキシコに送る。而して一定の年限間、フィリピンに住し、相當の身代ある商人にも、貨物の托送を許し、島内行政費としてメキシコ銀を積み、歸る。其額は、一六六五年の令に依れば、二百五十萬弗なり。

シコ銀の夙に、東洋に流通せる所以なり。

節三 **豊臣秀吉とフィリピン** 豊臣秀吉、勢力をフィリピン群島に張らんとし、一五九〇年天正十八年書をフィリピン太守に送り、降服を求めしに、太守、恐怖して答使を遣し、秀吉、之を名護屋に引見したり。其後、原田孫七郎を呂宋に遣はせしが、秀吉、薨去に至り、雄圖、亦、空くなりぬ。

節四 **オランダの東洋交通** オランダ人も、イスパニアに對し、獨立を企てし頃より、盛に東洋貿易に従事し、ヨーロッパの戰爭を利用して、蘇門答臘をポルトガル人より奪ひ、一六一九年には、爪哇を占領して、バタビア府を開き、又、一六三二年より一六五六年に至る間に、ポルトガル人を錫蘭島より逐ひ、一七九五年まで、之を領したり。オランダの阿姆斯特ダム市は、印度通商の中心となり、一時、繁榮を極めたり。

(二)オランダの海外貿易は、一時隆盛を極めしが、第十七世紀の終に、久く、フランスと戦ひ、イギリスのチャールズ二世も、竊にフランスを援けたりしより、國力衰微し、遂に、此二國の爲に、殖民地通商の利を奪はるゝに至れり。

(三)ヤン・ヤンステンは、数年の後、歸國の許可を得、滿刺伽附近に於てポルトガル人と戦ひて戦死し、アダムスは相州三浦に采地を賜ひ、名を安針と改め、一六三四年死せり。

(四)イギリス人も、商館を平戸に起し、年々來往せしが、後オランダ人と軋轢甚きに至り、一六二二年之を引拂ひたり。

節五 **オランダの日本交通** 一六〇〇年、オランダ船、初めて豊後に來る。家康、命令して堺浦に回航せしめ、船長ヤン・ヤンステン^(註)指針士イギリス人、アダムス^(註)を江戸に召す。一六〇九年、オランダ東印度會社の船、平戸に來り、通商を乞ふ。家康、之を江戸に召し、朱印を賜ひ、通商を許せり。

節六 **イギリスの東洋交通** イギリスも亦、頻に東洋貿易を企て、一六〇〇年、東印度會社を設立し、爾來、印度西岸に於て、オルマズ、スーラト等の要地をポルトガル人より得たり。一六五一年、クロムウェル、令を發して、イギリス船の外は、東洋産物をイギリスに輸入するを禁じたり。

節七 **イギリスの日本交通** 一六一三年、イギリス東印度會社の商船、國書を齎して平戸に著す。家康、船長、ジョン・セーリス^(註)を駿河に召して、通商免許の朱印を付與したり。

節八 **臺灣** 當時臺灣は、日本人の據る所たりしが、一六二二年、バタビアのオランダ人、澎湖を取り、越へて、二年、臺灣に移りて日本人を逐ひ、一六四二年に至りては、基隆及淡水に據りしイスパニア人をも悉、逐ひて西半部を占領せり。

第四十三章 近古に於ける北ヨーロッパ、

及、東ヨーロッパ諸國の盛衰 北ヨーロッパ

バの戦役

節一 **スウェーデン、デンマルク** デンマルク、スウェーデン、ノルウェーは元、一國なりしが、一五二三年來、スウェーデンは、獨立して、漸國權を張り、グスタフ・アドルフ王の時に至て國運、北ヨーロッパ諸洲を壓せり。爾來、益國の富強を圖り、一六九七年、カロロ

(五)オランダ人、臺灣の行政を改良し、文明の事業を起せしに因り、支那人多く此に移住したりしが、三十八年の後、一六六二年、鄭成功臺灣をオランダ人より奪ひて之に據りぬ。

Charles XII.

十二世位に即きてより勢最振ひたり。當時、デンマルクも、王
クリスチアン五世、政を善くし、デンマルク東印度會社を起し
Christian Vて、印度通商に従事したり。一六九九年、子、フレデリキ四世、繼
で立ちぬ。

節二 **ポーランド** ポーランドは、十四世紀の初、ドイツより獨立
せしが、一三八六年、リトワニア大公ヤゲロ、迎へられて王と
Lithuania Jagelloなるに及び、其版圖、北はバルト海より、南は黒海に及び、國
運、一時、盛なりしも、一五七二年、ヤゲロ統、絶ゆるに及び、選
舉王國となり、貴族は數多の特權を有して、國會の紛擾は
常に甚く、隣國は、内紛に乗じて、其領土を侵し、國內、名狀す
べからざる困情に陥れり。一六九六年の國王撰舉には、競
争者、多かりしも、サクソニア公オーグストス、行賄の額、最多く
且、ドイツ帝の應援ありしに因り、Augustusオーグストス二世として

の位を兼ねるを得たり。王は、ルイ十四世に倣ひて、一大王
國を北方に起すの志ありき。

節三 **ロシアのロマノフ統** ロシアは、一五九八年に至りて、ル

ーリック統、絶えければ、一六一三年、ルーリック統に血縁最、近き
Rurik

ミハイル、帝位に即けり。ロマノフ統、此に始まる。
Michael Romanoff

節四 **ペテロ大帝** 一六八二年、ミハイルの孫、ペテロ、幼にして
Peter位を繼ぎ、一六八九年、親政す。時に年甫て、十七なり。帝、ロシ

アをしてヨーロッパの一大強國たらしむるを以て、自、任じ、
文物を傳へて、國民古陋の風俗を易へ、多く外國人を聘し
て、下民に殖産の道を教へ、貴族を外國に派して、航海の術
を學ばしめ、又、自、匿名してオランダに至り、造船術を習ひ、
後、イギリスに遊びて、其識見を磨きぬ。時に、國內頑冥の徒
は、改新を喜ばざりければ、ペテロ、急ぎ歸國して、之を壓服

(一)當時スウェーデンは、フィンランド及バルト海南岸に於ける多くの土地を有したり。

し、自、指揮して海軍を造り、又、外國士官をして陸軍を教練せしめ、以て、バルトを制するの基を起せり。

節五 **北ヨーロッパ戦役** 一七〇〇年、ペテロは、デンマルク及、ポー

ランドの二王と結び、スウェーデン王カロロ十二世の領土を、割かんとしたり。此時、カロロ、年、僅に十八歳なりしが、迅風の勢を以て、デンマルクに侵入し、二週日にして和を乞はしめ、尋て兵八千を以て二萬のロシア人をフィンランド灣頭のナルバに破り、終にワルシヤウを陥れ、ポーランド國民をしてオーガスタスを廢し、スタニスラウス・レスチンスキを選立せしめたり。

節六 **ペテルブルグ** ペテロ帝は、海に由り、西ヨーロッパの文明諸

國と交通する爲、ネバ河口の沼澤を乾し、堡壘を築き、一七〇三年、此處にモスクバの官民を移しぬ。これペテルブルグな

(二)ロシアは、一七〇三年ペテルブルグ二百年祭の盛典を擧げたり。

(三)カロロ十二世は、トルコに走りし目的は、トルコ人を促してロシアを伐たしむるに在りき。トルコ人軍を起せしも、ロシアは、其大宰相に賄賂して之と和しぬ。王トルコに客たる五年にして、スウェーデンに歸り、ノルウェーをデンマルクより奪はんとして戦争中一七七八年戦没したり。

り。ロシアの今日ある所以のものは、實に此一舉に存す。

節七 **ロシアの強大** 一七〇七年、カロロ十二世、兵を率ゐてロシア

アに入り、一七〇九年、ペテロの軍と、ポルタバに戦ひしが、大敗して、トルコに走り、一七二一年、ロシアは、ニスタットの和約

に依り、バルト海の東岸に廣大なる領地を得、後、二年、又、裏海の南岸をペルシアより割き、トルコを抑へて、東北の最大強國となれり。

第四十四章 プロシアの勃興 ポーランド

ド、并、オーストリア繼承の役 七年の役

節一 **ホーヘンツォーレルン家** 元、ホーヘンツォーレルンは、ドイツの

一小藩なりしが、後、ブランデンブルグ選舉侯となり、一六一八年に相續に依り、ポーランドの一藩たるプロシア公國を

併領したり。

節二 フレデリキ・ウィルヘルム大公 大公フレデリキ・ウィルヘルムは三十
Frederick William

年戦争に關與し、多くの領土を得しも、猶、ポーランドの屬邦たりしが、後、ポーランドを援けたるの功に因り、其獨立を得たり。大公、大に内政に勤め、農工業を振興して、常備兵制を設けたり。

節三 フレデリキ一世 一六八八年、大公、死し、子、フレデリキ繼ぎ、

イスパニア繼嗣戦争に於て、ドイツ帝を援けたる功に因り、王號を許され、一七〇一年、ケニヒスベルグに於て、プロシア王の位に即き、ベルリン府を興して、此に都せり。プロシア王國 Königsberg

茲に始まる。

節四 フレデリキ・ウィルヘルム一世 一七七一—一七九〇年 フレデリキ一世は、浮華

を喜びしが、子、フレデリキ・ウィルヘルムに至り、勤儉尙武を以て

(一)フレデリキ・ウィルヘルムは、プロシア王國創業の祖なり、ナント詔勅撤回に會ひて、國を逃れたる二萬のユダヤ信徒を國中に迎へ、又、オランダ人を招きて、農業を起さしめ、運河を掘り、郵便を設け、學校を起して、處々に分在する領地の民の統一に勉めたり。
(二)ブランデンブルク公としては、ドイツの一藩なるも、プロシア公として、は前に獨立の君位に對し、王號を許せしなり。ブランデンブル

第三十六圖

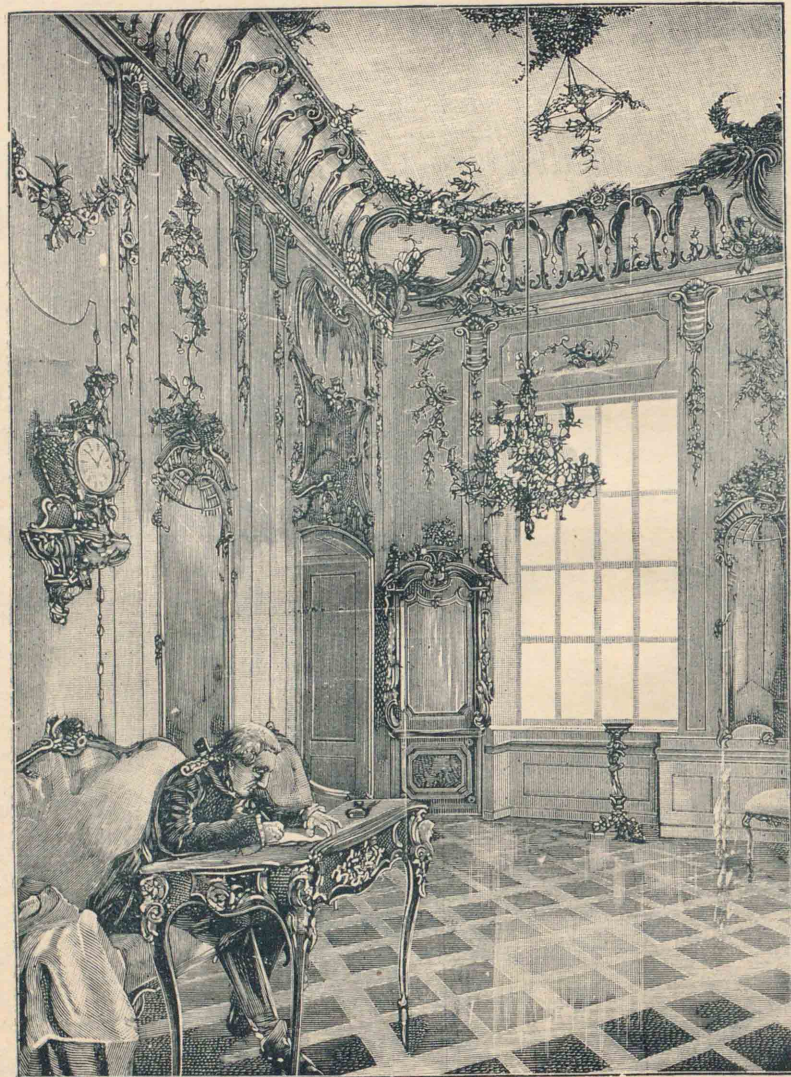


帝大ロテベ

世二十ロロカ

王大キリデレフ

サレテ・アリマ



王大キリデレフ

(りせ許を覽縦は室一の中宮ムダッボしりた齋書の王大)

カ王として、フレ
アリキ三世、プロシ
ア王として、フレ
アリキ一世なり。王
の即位式の行はれし
は、一七〇一年一月
十八日なり。此後百
七十年、一八七二年
一月十八日、プロシ
ア王ウイレム一世
ドイツ帝の位に即
き、一九〇一年一月
十八日、又ベルリン
に盛なるプロシア王
國二百年記念祭あり
たり。

國是とし。貴族を抑へて、農工を助け、義務教育の制を設け
て、大に國基を固るに努めしかば、其死するに及び、八
萬の強兵と、千三百萬圓の國帑とを遺したり。

節五 **フレデリキ二世(大王)**一七四〇年一七八六年 太子、天性、柔弱にして文事

を好み、嚴父の折檻に堪えずして、イギリスに逃れんとせし
が、捕へられて脱營の罪に問はれ、辛じて、死刑を免れたり。
何ぞ知らん、是、他日のフレデリキ大王たらんとは。太子、一七
四〇年を以て位に即きぬ。

節六 **ポーランド繼嗣の戦争** カロロ十二世、敗走の後、サクソニ
ア公オーガスタス、スタニスラウス・レスチンスキを逐ひて、ポー
ランド王の位を復し、其死後レスチンスキ、之を争ひ、列國、又、
之に干涉して、ドイツは、戦争の中心となれり。一七三八年
ウイーンWienの和約に依り、レスチンスキは、ポーランドの王位を放

棄してロートリンゲンを得、イスパニアのドン・カルロス王はシ
チリア、ナポリを得たり。
Lothringen (Lorraine) Don Carlos

七 **オーストリア継承の戦争** 一七四一年 オーストリア帝カロロ六

世、男子なく、一女マリア・テレサは前のロートリンゲン公フラ
ンシスに嫁せり。帝、一七一三年を以て「Pragmatic Sanction」

(三)オーストリア本
都、ホンガリア、ボヘ
ミア、シレシア、シス
ツリア、ガリチア、ガ
ルニオラ、ロンバル
デア、ネデルランド
等なり。

ンシスに嫁せり。帝、一七一三年を以て「Pragmatic Sanction」
シ「Pragmatic Sanction」なる法律を作り、オーストリア固有の所領のみ、マリア・
テレサに傳へんとし、Pragmatic Sanction各國君主の同意を経たり。一七四

〇年、帝崩じ、其領土マリア・テレサの手に移りしに、バワリア
公は継承権を主張し、列國は、又、聯合して種々の要求を提
し、バワリア公、遂に、ドイツ帝となりて、カロロ七世と稱せり。

八 **アーヘンの和約** マリア・テレサは、唯、イギリス、オランダの援

あるのみ、其他の列強は、皆、敵なりしが、幼兒を抱き、ホンガ
リアに至り、涙を揮て國會に依頼せしかば、議員は、奮激し

(四)是より先、スタ
ニスラウス・レンスチ
ンスキは新にロート
リンゲンを領するこ
ととなりたれば、フ
ランシスは去て、トス
カナを領すること
なれり。此人より、ハ
プスブルグ・ローレ
ン統起る。是、現今の
オーストリア皇統な
り。

て勤王を誓ひぬ。既にして、フレデリキ王、神速、オーストリアに
入りしが、マリア・テレサは、先、大王にシレシアを與へて、聯合
を脱せしめ、尋でサクソニア、及、サルヂニアSilesiaも退きし爲、戦況
一變し、ドイツ帝、カロロ七世、崩ずるに及び、ドイツ各邦は、却
りて、マリア・テレサの夫、前のロートリンゲン公を皇帝に選舉
したり。(四)是より、雙方互角の争となりしが、結局一七四八年
アーヘンの和約に於て、舊情に復し、獨、シレシアをプロシアに
Aachen附し、ナポリ王の弟、Don Philipドン・フィリポにイタリア北方の數地を與
へたるのみなりき。

九 **對プロシア同盟** プロシアは、新に百四十萬の人口と、豊
饒の土地とを得て、勢、旭の昇るが如く、民力を養ひ、強兵に
勉めしかば、列國は、權力平均の破られんことを懼れ、マリ
ア・テレサは、シレシア恢復を謀らんとし、ロシアのエリザベ

タ女帝と聯合し、フランス、イスパニア、サクソニア、及、ポーランドも之に加はれり。此時、プロシアの親國は、唯、イギリスのみなりき。

十七年の戦役一七五六年一七六三年 フレデリキ大王は敵の方略を探知

して一七五六年、不意に、サクソニアを伐ち、ドレスデンを陥れ、

單獨、列國の大軍と戦ひて勝利を得しも、衆寡、敵せずして

其勢、日に蹙まりしが、一七六二年、ロシアのペテロ三世、位に

即くに至り、同盟を脱してプロシアを援けしかば、プロシア

の運、復、開き、翌年、フベルツスブルグの和約に依り、プロシアは

Hubertshune

シレシアを保持し、マリア・テレサの子、ヨセフ二世を皇帝に選

Josefa

擧すること同意したり。

十一、プロシアの地位 七年の戦役に、プロシアは、大陸の各大強國を敵として戦ひ、寸毫も失はざりしに由り、自、大強國

の列に入り、是より以後、ドイツ國民の歴史はオーストリアとプロシアとの覇權競争の歴史となれり。

第四十五章 イギリス、フランスの殖民策

一、フランスの殖民策 オランダ衰微の後は、アジア、并、アメリカに於て、フランスの殖民地、最、著大たりしが、フランスは、ヨ

ーロッパに於ける權力平衡の戦争に、最、重きを置きて、殖民策を第二段となし、且、本國に於ける宗教制度を殖民地にも及ぼして、新教の移民を排除したり。

二、イギリスの殖民策 之に反して、イギリスは、殖民策に最、

重きを置き、大陸に於ける權力平衡の戦争を以て、他國の殖民地を奪ふの口實に供し、且、宗教の制限を立てず、喜て新教の移住民を迎へたるに因り、精勵の民、多くイギリス

の殖民地に集まれり。

節三 **印度に於けるイギリス、フランスの衝突** 印度は、十八世

紀の初に當り、莫臥兒大帝國の統一、緩みて、各地方の君主、

覇業を争ひ、又、東西の海岸には、各國の居留民ありしが、就

中、イギリス、フランスの二國は、ヨーロッパに於ける争につれて

相衝突し、フランスの總督ヂ、Dupleix プレイは、地方君主と同盟して

イギリスの権力地域を侵せしが故に、イギリスは、殆全、印度

より逐はれんとせしが、イギリス東印度會社のクライブは、

權謀と戦争とを以て、其地位を挽回し、内に名宰相Oliveピット

ありて、其政略を援けしかば、フランスの勢力、日に蹙まり、

印度の大權遂にイギリスの手に歸したり。

節四 **イギリスの印度總督** イギリスの印度領地は、今や、頗、廣

大にして一印度會社の支配に委任し難きに到りしかば、

(一) フランスの殖民は、多く毛皮の收穫と土民貿易とに從事し、皆萬教徒にして、エスタブ教徒に難新地を開拓したる多あり、其北部に在るものは、大抵ヨーロッパの宗教迫害を逃るゝ爲に移住したるヒュタタ宗徒の居る處にして、農作漁業自由主義に従事し、其南に在るものは、實業に因り、貴族子弟の居る處にして、木綿の居る處に傾き、皆イギリス教に屬したり、保守主義に傾きたり。

之をカリコ(加里古)、マドラス、ボンベイの三行政區に分ち、カリコに總督を置きて、支配せしめたり。最初の總督、ワールン・ヘスチングス、クライブの政略を繼ぎて、最、大膽なる手段を施し、印度の各地を内附せしめぬ。

節五 **北アメリカに於ける衝突** フランスは、元、アメリカに於て

カナダ、Canada ミシシッピ河岸、及、西印度諸島を有し、イギリスも、亦、多

くの殖民地を領して、次第にスウェーデン、オランダの殖民地

を奪ひ、其土地を廣めしが、ユートレヒト和約に依り、更に、ノ

バスコチア、Nova Scotia ニウファウンドランド、Hudson ハドソン灣岸の地を、フランス

より獲たり。其後、オーストリア繼嗣戦争の時にも、イギリスは、

北アメリカに軍隊を派遣して、フランスの領地を奪はしめ、

七年の役に至りても、亦、プロシアを援けたるも、唯、軍費を

貸せしのみにして、北アメリカに全力を用ゐ、一七六三年

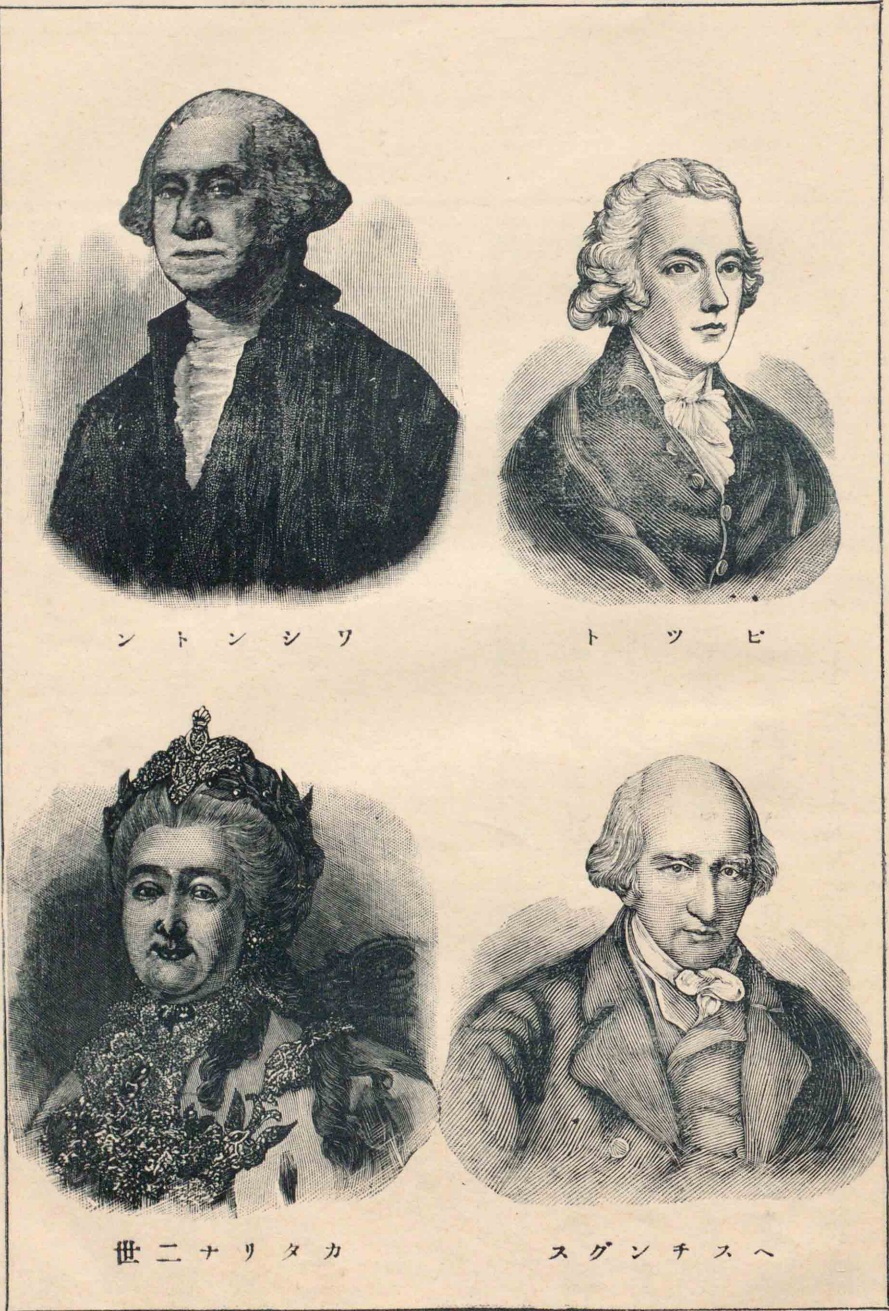
のパリ條約を以て、フランスよりカナダ、ミシシッピー河岸の領地、及、西印度の數島を奪ひ、北アメリカの大部分は、悉く、イギリスの手に歸したり。

六 **北アメリカ殖民地の獨立** イギリスは、殖民地戰爭の爲

節 北アメリカ殖民地の獨立
に、莫大の國費を消糜し、財政困難なりしかば、北アメリカの殖民地に課税せしに、殖民地より國會に議員を選出することを許さずして内地議員の隨意に税法を議決するは、不正なるが故に、殖民地は、之に反對したり。然るに、時のイギリス王、George III、チオルヂ三世は、保守黨内閣の輔により、税法を勵行せんとしたるより、殖民地は、一七七五年、有名なるワシントンWashingtonの指揮の下に獨立の軍を起したり。

七 **北アメリカ合衆國の起源** 不平殖民地は、フィラデルフィアPhiladelphiaに會議を開きて、一七七六年七月四日、獨立を宣言したり。

第三十八圖



ワシントン

ジェフソン

カクタリ二世

ヘンチスグ

而してイスパニア、フランスは、イギリスに復讐せんとして、獨立軍を助けしかば、イギリスは、戦利なく、一七八三年の和約に依り、殖民地十三州の獨立を公認したる外に、フロリダ半島をイスパニアに奪はれ、セネガルをフランスに譲らざるを得ざりき。十三州は、一七八七年、北アメリカ合衆國憲法を制定し、ワシントンを第一回の大統領に選舉したり。

第四十六章 カタリナ二世 ポーランド

滅亡

節一 **カタリナ二世** 一七六二年以後、三十餘年、ロシアの帝位にありしカタリナ二世は、女帝なれども、豪傑にして國力を揚げ、國境を擴め、先、トルコと戦て、クリムを奪ひ、ロシアの國境を西はドニエストル河より東はウラル河に達せしめ

たり。

節二 ポーランド分割

オーガスタス三世、殂したる後、カタリナ二世は、フレデリキ大王と聯合して、ポーランドの内事に干渉せしかば、ポーランド人甚之を喜ばず、トルコと結びて、戦を宣せり。由て、ロシアは、直に、兵をポーランドに入れ、一七七二年、オーストリア、プロシアと共に、第一回の分割をなせり。然るに、此後、志士コシィシコ等起りて、竊に、獨立の謀を講ぜしかば、カタリナは貴族Kosciuszkoを煽動して、亂を起さしめ、援軍を送りて、獨立軍を破り、一七九三年、プロシアと共に第二回の分割をなしたり。

節三 ポーランド滅亡

一七九四年、コシィシコ等、再、義兵を擧げしが、國內、一致せずして敗れ、ロシア、プロシア、オーストリア三國の滅ぼす所となれり。然れども、國民としてのポーラ

ンドは、尙、存在し、期を見て獨立せんと謀れるより、第十九世紀以後に到りても屢、事變に影響したり。

第四十七章 第十八世紀に於ける

ヨーロッパ列國の情勢、及、文物

節一 社會階級

貴族、僧侶と平民との懸隔は、依然として存し、各國の君主は、フランスの朝廷を模範として、儀禮を飾り、華奢に耽り、且、文武の官職は、多く、貴族の占有する所となりき。寺院も寄附の財産に富み、貴族の子弟、僧侶となりて贅澤の生活をなしたり。平民は、尙、未、獨立せず、貴族、僧侶等、地主の所有物と見做され、頗、貧困の状態にありき。

節二 革新文學

貴族、僧侶の間に存する中古傳來の文物制度を舊弊視して、之を打破し、純粹の理論に基きて、新に、工

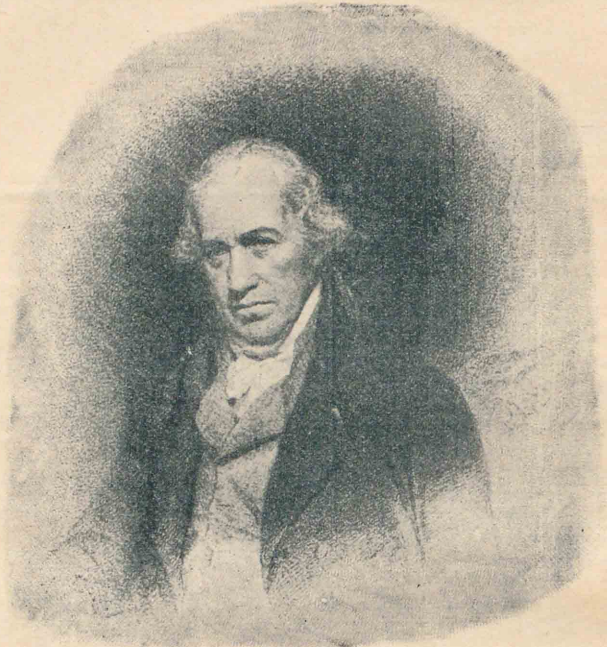
夫するの風、起り、之を文章に顯して、名を得たるものを革
新文學者と云ふ。フランスのボルテール、モンテスキュー、ルーソー、
最高名なり。其舊物破壊論は、フランスの大革命を馴致し
たり。

節三 理學の發達 理論の研究と、共に、理學、大に發達し、有名
なるボルタの電氣上の發明、ニュートンの引力律發見、ラブラー
ス、ヘルシエルの星學上の發見、ワットの蒸汽機關發明、フラン
クリンの避雷線發明等、皆、此時代に屬す。

節四 哲學 ドイツの哲學者カントは、純理哲學を以て、思想界
を一變し、イギリスのロック、ヒューム、亦、實驗哲學を以て、一世を
動かしたり。

節五 經濟學 經濟學も、亦、大に進歩し、フランスの財政困難を
救濟せんとしたるチュルゴー、及、富國論の著者アダム・スミス

第三十九圖



ト ツ ワ



ル ー テ ル ボ



ー ソ ー ル

は、此時代に出でたり。

近世史

第四十八章 フランス革命

一 革命の原因 ルイ十四世、及十五世の度々の戦争と、宮中の華奢とは、財政困難を招きたるも、之に對する重荷は、悉く之を平民に課し、貴族、僧侶は、官吏となるの特權を專有しながら、租税を免除せられたり。故に、平民の不平、益増長したるに際し、會革新文學者の舊物破壞論、出でて、改革を煽動し、恰同時に、北アメリカ合衆國の人民は、君主專制を脱して、民主自由の政體を創めたるに因り、フランスに於て、之に倣はんとしたり。是、大革命の原因なり。

二 革命の發端 ルイ十六世、歳二十にして位に即き、*ジュール・ゴッ、ネケル*等を用ゐて、財政を釐革せしめんとしたれど、*Turgot Necker*

(一) 初は、各級別々に票決せしむるの計畫なりしに、斯ては、貴族と僧侶と常に同一の決議をなして第三級民、即、平民を壓倒するが故に、平民は、三級を通じて多數決を取らんことを主張し、其用ゐられざるを見て、終に、分離したるなり。

も、弊害、根深くして容易に抜けず。一七八九年、止むことを得ず、百七十五年間、會開かざりし貴族、僧侶、平民の一般會議を開きたるに、忽、議論起り、六百名の平民議員は、分離して、別に、國民會議を組織したり。王は、此形勢を見、貴族と謀り、武力を以て抑制せんとせしかば、パリに暴動起り、平民は、壓制政府の標幟と信ぜる、*バスチーユ*牢獄を襲ひて、之を毀ち、革命擾亂、是より始まりぬ。*Bastille*

三 貴族逃脫、國王拘留 暴民、貴族を襲ひて、其財を奪ひ、家を焼くこと、パリより地方に傳染せしかば、貴族は、外國に脱走する者、多く、ルイ十六世も亂を國外に避くべしと風説したり。王、去るときは、願意を聽く者なきが故に、暴民は、王をベルサイユ宮に捕へて、之をパリに拘禁したり。*Versailles*

四 新憲法及過激黨 此間に、國民會議は、新に、憲法を議定

し、議會を以て王權を制限し、ルイをして、此憲法を裁可せしめたり。然るに、過激黨員、マラー、ダントン、ロベスピール等は、此舉に乗じて、王位を廢し、革新文學者の唱ふる如き自由平等主義の政體を立てんと計りぬ。

五 諸君主國との戦争 是に於て、オーストリア、プロシアの諸君主國は、國王の虐待を詰問して兵を擧げ、フランスに侵入しければ、フランスの人民は、一般に激昂し、先悉、王黨を殘殺し、奮戦して、外國軍をバルミーに破りぬ。時に、一七九二年九月二十日なり。立法會議は、此翌日を以て、解散し、政權は、新に開かれたる國民同盟會に移りぬ。

六 共和政體宣言 國民同盟會は、皆、共和主義にして、其中に稍、穩和なるジロンド黨と、過激なるジャコビン黨とありたり。一七九二年九月二十一日を以て、共和政體を宣言し、翌

（二）中には、何の罪もなきに富者なるが故に、其資産を沒收せんとする者も、斬首せられたる者も、數多かりたり。其機械を、首領の罪を、其周囲に、棧敷を作りて見物し、市民は、其周囲に、革命反對の嫌疑者、皆、罪に問はれ、其數、多くして斬首に便な

日 を 共和第一年の第一日に數へ、爵位を廢して、萬民、同等とし、ルイ十六世は、民意に背き、外國に内通して、革命を妨害せしめんとしたる廉を以て、糺斷の上、之を斬罪に處しぬ。時に、一七九三年一月二十一日なり。

七 恐怖時代 是に於て、全ヨーロッパの諸國、聯合してフランスの四境を侵しぬ。之を第一連衡と云ふ。國民同盟會は、即兵を募りて、之を防がしめしが、時に兩黨の軋轢、甚く、ジャコビン黨、遂に、勝ちて、悉、ジロンド黨員を滅ぼし、乃、決議を以て、公安委員を置き、マラーを以て、委員長とし、ダントン、ロベスピールを委員とし、苟、革命に反對するの嫌疑ある者は、皆、斬首せしめたり。是より、所謂、恐怖時代に入れり。

八 世態一新 公安委員は、物情を一變して、全く、新世態を作るに決し、悉、舊慣を改め、衣食、風俗、度量衡、歷數、皆新式を

用ゐ、耶蘇教をも廢して、純理を神として祭り、僧侶を罷め、寺院を毀ち、其財産を沒收したり。

九 反動 既にしてマラーは、女子の爲に刺され、ダントン亦、刑せられて、獨、ロベスピール、全權を握り、益、殺戮を逞うせしが、今は、外敵、皆、退き、國中、無事なりしかば、國民同盟會は、ロベスピールの無用の殘害を不可とし、彼を捕縛して、其同類と與に、悉、之を馘首臺に戮せり。時に、一七九四年七月なり。之によりて、恐怖時代、其終を告げ、事物、常勢に復して、耶蘇教も再興せられたり。

十 節 ナポレオン・ボナパルト 此後、ジコビン黨の殘黨は、處々に團結して、國民同盟會に反抗し、又、同盟會に不平なる四萬の暴徒、會場を襲はんとせしが、コルシカ島出身の砲兵士官、ナポレオン・ボナパルト、國民同盟會の命に依り防戦し、榴

Napoleon Bonaparte

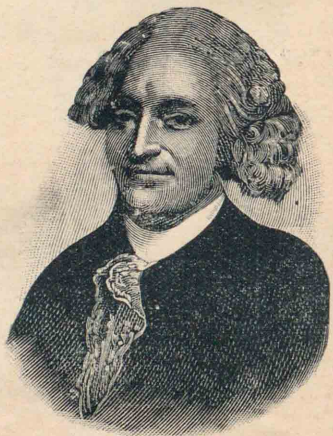
第十四圖



ルイ十六世



マキシミリアン



ジョルジュ・ダンтон

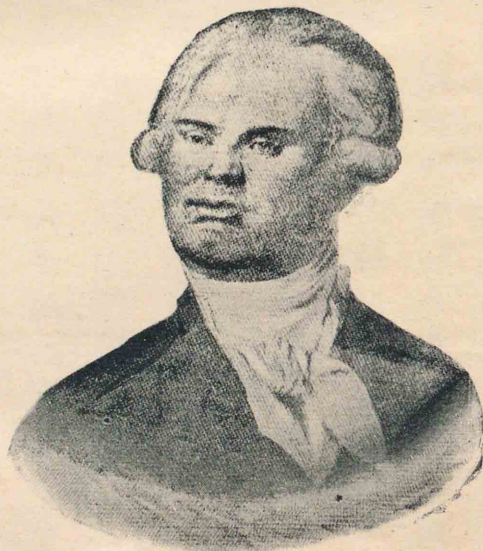
圖 一 十 四 第



ル - ビスベロ



トッエイッフラ



ン ト ン ダ

(三)下院は、五百の議員より成りて之を五百人議會と云ひ、上院は、年長會議と稱して五十歳以上の議員二百五十人を以て組織したり。

彈を發射して、暴徒を逐ひ、國會の依頼する所となれり。

十一 總裁政府 國民同盟會は、新に憲法を作り、上下兩院

と、五名の委員とより成れる總裁政府とをして、國政を處理せしめぬ。此政體は、一七九五年の十月より四年、繼續し、

其間、革命の主義、漸次、諸國に波及したり。

十二 攻勢政略 フランスは、鄰邦の爲に壓制を除くを名として、逆に外邦を征伐するに決し、各、七萬の大軍を、モロー、

ジアルダンの二將に授けて、ドイツに向はしめ、別に、三萬六千

をナポレオンに授けて、イタリアに入らしめたり。モロー、ジアル

ダンの軍は勝たざりしも、イタリアに入れるナポレオンは

頻に、オーストリア軍を破りて、此にチサルピナ共和國を建て、

又、ジェノバを共和國と爲し、更に、オーストリアに侵入し、カン

ポ・フォルミオの休戰規約に於て、オーストリアをして、ベルギー

中學西洋史教科書 第四十八章 百五十五

一圓及、ライン左岸の數地をフランスに割讓せしめ、チサルピナ共和國を公認せしめたり。ナポレオンは、盛大の凱旋式を以て、パリに迎へられしが、總裁政府は、彼の勢力過大ならんことを恐れ、之をエジプトに派遣したり。

十三 革命主義の傳播 一七九八年、フランス軍は、ローマに

入り、法皇を擒にし、此に、ローマ共和國を建て、又、スウ、スに入りて、此に、ヘルウエチア共和國を建て、又、ナポリ王を逐ひて、其國に共和政府を建てたり。

十四 エジプトの役 エジプト遠征の目的は、此に、フランスの

根據を置きて、印度を奪ひ、間接に、イギリスを征伐するに在り。ナポレオン、一七九八年七月、エジプトに上陸して、カイロCairoを占領したるも、其率ゐる所の海軍は、ニール河口に於てイギリスのネルソンの爲に破られたり。翌年、シリアに侵入

(四) フランスのイギリスを悪むは、イギリスが革命戦亂に乗じて、多くフランスの海外領地を奪ひしに因るなり。總裁政府は、ナポレオンにイギリスを命じて、イギリスを制するの道ありと説きて、エジプト遠征の策を決せしめたり。但、ナポレオンの意中は、アレクサンドル大王の故智に習ひ、東西兩洋に渡る一大帝國を起るに在りたるものなり。

し、ベルシア、印度に通ずる陸路を征服せんとせしが、此時に當り、列國は、第二の連衡を作り、頻に、フランス軍を破りしかば、ナポレオンは、エジプトを部下に託して、急ぎ、フランスに歸れり。

十五 ナポレオン總裁政府を轉覆す 恰、當時、總裁政府の威

信、地に墜ちければ、國民は、非常の歡嬉を以て、ナポレオンを迎へ、託するに政治の大權を以てせんとす。總裁政府中、亦、彼に意を通ずる者あり。ナポレオンは、兵力を以て、國會を解散したり。時に、一七九九年十一月九日なり。

第四十九章 統領政府、及、第一帝國

ナポレオンの覇業

一 統領政府 新に、制定せられたる憲法に於ては、行政の

權を、三名の統領に委任して、其任期を十年としたり。されど統領三人といふも、實權は、頭等統領一人に在りて、ナポレオン之に任じ、恰、ローマ共和政府のケーザルの如き地位に立てり。故に、名は、共和なるも、實は、專制なりき。

節二 國土膨脹

オーストリアは、ナポレオンの政權を認むることを拒みしかば、一八〇〇年、ナポレオンは、モロトに一軍を授けて、ドイツを伐たしめ、自兵に將としてイタリアに侵入し、マレンゴの一戰に於て、オーストリアの大軍を敗り、モロイも、亦、ホーヘンリンデンに於て、オーストリアの兵に勝ちぬ。因りて、オーストリアは、一八〇一年、リッネビールの和約に於て、ライン左岸のドイツ領域を、悉、フランスに割譲し、又、ナポレオンの建てたる諸共和國を公認したり。然れども、エジプトはイギリス軍に奪はれ、イギリスは、一八〇二年、フランスと、ア

ミアンの和約を結びたり。

Amiens

節三 文治振興

ナポレオンは、今や、力を文治に用ゐて、舊教を盛にし、教育に勉め、行政を改良し、又、學者を集め、自由平等の主義に基きて、民法法典を編纂せしめ、自、之を決裁せり。其偉業は、却りて、彼の武功よりも著く、且、永久にヨーロッパを裨益しつゝあり。

節四 終身統領及皇帝

是に於て、フランス國民は、ナポレオンをして、文武の偉業を完成せしむる爲、一八〇二年、議決して、其職を終身にし、且、之に、其後嗣者を指名するの權を附與し、續て、國民の一般投票を経て、彼を皇帝の位に登らしめたり。時に、一八〇四年十二月二日なり。

節五 アウステルリッツの役

ナポレオンは、國民の輿望を維持する爲、常に、外國に向て、兵を用ゐんとしたるに因り、比隣列

國は、一日も安きことを得ず。因りて、イギリス、又、首唱者となり、各國と連衡して、フランスを抑へんとしたり。是に於て、ナポレオンは、ハンノフェルHanoverを占領し、ウイーンを通過して、アウステルリッツAusterlitzの原野にオーストリア、ロシアの大軍と戦ひ、大勝利を得たり。時に、一八〇五年十二月二日なり。プレスブルグPresburgの和約に於て、オーストリアは、ベネチアVenetiaをフランスに譲り、チロルTirolをバワリアに譲りたり。

六節 **神聖ローマ帝國滅亡** 此時まで、神聖ローマ帝國は、僅に其形を存し、代々のオーストリア大公、ドイツ各聯邦より神聖ローマ皇帝に選舉せられて、普通、之をドイツ帝と稱せしが、一八〇六年よりドイツ聯邦の諸州、分離して別にライン同盟を組織し、ナポレオン帝を保護者と仰ぐに至れり。神聖ローマ帝國、茲に、終を告げ、(一)オーストリアの大公フランシス二Francis II

(一)是、オットー大帝の神聖ローマ帝國を再興せしより八百餘年の後なり。

世は、只、オーストリア、ホンガリア、ボヘミア等の數邦を領し、オーストリアの帝位に即き、フランシス一世と稱したり。

七節 **トラファルガー海戰** ナポレオン帝は、イスパニアと同盟し、聯合艦隊を以て、イギリスを襲はんとせしが、一八〇五年十月二十一日、トラファルガーTrafalgarの海戰に於て、フランスの艦隊は、ネルソンの率ゐたる、イギリス艦隊の爲に敗られて全滅したり。是より、フランスは大陸に跋扈するも、海上は、イギリスの專權に歸したり。

八節 **エナ及アウエルステットの役** ライン同盟組織の後、獨、プロシア王フレデリキ・ウィルヘルム三世は、ナポレオン帝に抗せしかば、帝は破竹の勢を以て追撃し、一八〇六年十月十四日、プロシアの軍をエナJena、アウエルステットAuerstädtの兩所に破り、フレデリキ大王以來の強兵を一朝にして破碎したり。

九 **チルシット和約** ナポレオン帝は、更に、翌年六月十四日、プロシアの同盟國たるロシアの軍をフリードランドに敗り、之をして、和を請はしめたり。チルシットの和約に於て、プロシアは領土の過半を失ひ、其曩に、ポーランドより得たる領土をワルシャウ大公國と爲し、以てサクソニア國王に與へたり。是より、ロシア、プロシアは、フランスの忠實なる同盟者となれり。

十 **諸王國創立** 是より先、一八〇五年に、ナポレオン帝は伊太利共和國を伊太利王國となし、自、其王位を兼ね、オーストリアと戰ふとき、フランスに同盟したるバウリア、ウルテンベルヒ一邦の君主を王に封じ、敵に就きたるナポリ王を廢して、己の兄、ヨセフを其位に即け、オランダ王國を弟、ルイに與へ、又プロシアよりウエストフリアを割きて、王國と爲し、弟、ゼロームに與へたり。

Jerome

Westphalia

Wurtemberg

Joseph

十一 **大陸封鎖** イギリスは、此間連衡を作りて、フランスに反對したり。然れどもトラファルガー以來イギリス征伐の望は、絶えたるが故に、ナポレオンは、經濟上より之を苦むるの策を採り、一八〇六年十一月、ベルリンより勅令を發し、大陸

Berlin

各國のイギリスと交通し、並に、イギリスの産物を以て通商することを禁制したり。之を大陸封鎖といふ。之が爲に、イギリスは、非常の打撃を被りたり。

十二 **半島戰爭** 大陸に於て、獨、ポルトガルは、此禁制を守らざりしかば、ナポレオン帝は、ポルトガル王をブラジルに逐ひ

て、其國を占領し、尙、イスパニア王に迫りて位を辭せしめ、ナポリ王ヨセフを其位に即け、ナポリ王の位を妹婿、ミューラー元帥に與へたり。然るに、半島の人民は、フランスに屈從するを好まず、イギリスの援助を得て反抗し、イギリスのウェルズリー

Wellesley

(二) イスマニアにては、非常に苦戦して、而も得る所少く、之に手を着けたるは失敗なりしことナポレオン、自之を認めたり。

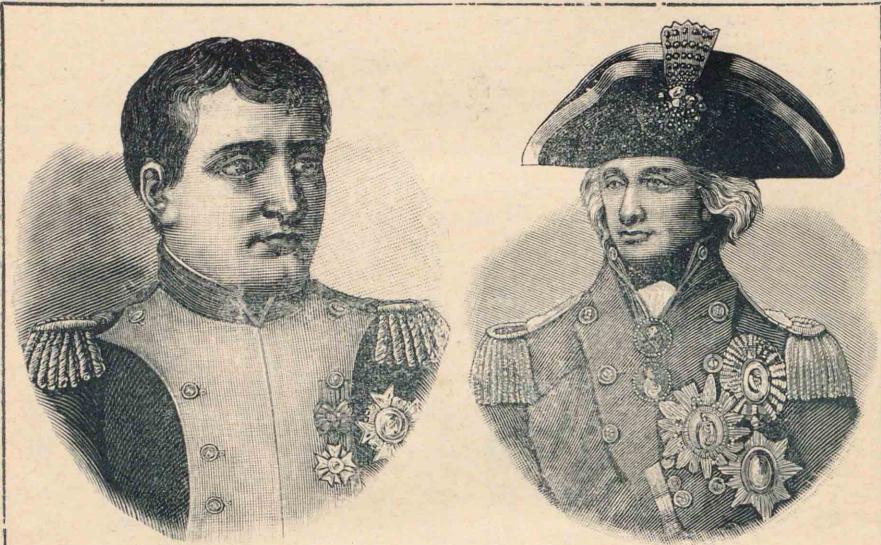
(三) 此結婚により、子を擧ぐ之をローマ王に封ず、世にナポレオン二世として知らるゝ者はなり。

將軍、後にウエリントン公此に上陸し、ヨセフ王を逐ひければ、ナポレオン、其武を瀆されたるを怒り、一八〇八年、大軍を率ひて、自半島に入り、到る處、イスパニア人を破り、ヨセフを其位に復したり。

十三 第二回のオーストリア戦役 此間にオーストリア帝は、戦敗の恥を雪がんと欲して、フランスに宣戦せしかば、ナポレオン、遽に半島より歸り、一八〇九年七月、自、兵を率ゐて、大にオーストリア軍をワグラムWagramに敗り、ウィーン城下の盟に於てアドリア海岸のイリリアを初め多くの領地を割取せり。

十四 ナポレオンの全盛 Illyria ナポレオン帝は、其子なきと、自家、素生の賤きとを憂ひ、ヨーロッパ舊來の君家と血縁を結び、子孫の位を確實にせんと欲し、一八一〇年、皇后ヨセフ、ナを離別し、オーストリア帝の女マリア・ルイザを娶りぬ。Josephine 帝は又、口

圖 二 十 四 第



世 一 ン オ レ ボ ナ

ン ソ ル ネ



ン ト ン リ ヲ ウ

一マ法皇ピオ七世が、大陸封鎖に反對せし故を以て、之を
パリに幽し一八〇九年、法皇領を併せ、其弟オランダ王ルイ
が位を辭せしを以て、オランダを併せたり。されば、一八一
一年には、ヨーロッパの大部分はフランスの領分となり、唯イ
ギリス、トルコに其勢力及ばざるのみなりき。

十五節 **イギリス殖民地の膨脹** ヨーロッパ大陸に於て、獨、フラン

スのみ跋扈せし時に當り、イギリスは、海上の全權を收め得
たるに因り、飽く迄、之を利用して、殖民地の膨脹に勉め
たり。即ち、フランス、オランダは、東西半球に尙、多く殖民地を有せ
しが、今や、フランスはイギリスの敵にして、オランダは、フラン
スに合併せられたるが故に、イギリスは、錫蘭、滿刺伽、及、印
度諸侯中、尙、フランスの保護を受けたる者の所領を奪ひ、又
喜望峯殖民地、ギアナ、バンダ、アンボイナ等を奪ひたり。

Guiana Banda Anboina

第五十章 ヨーロッパ獨立戰爭、及、ウィーン公會

節一 **フランス第一帝國の弱點** ナポレオンの帝國は、一時、盛大を極めたるも、下の如き多くの弱點ありたり。(一)新にフランスに合併したる諸國を團結する力に乏く、却て、皆、其凌辱に切齒し、機を見て獨立せんとしたり。(二)大陸閉鎖は、各國の商業を萎縮せしめ、爲に、其不平を増したり。(三)フランス本土の民は、兵馬に疲れ、重課に堪えず、度々の徵發の爲に、壯丁の數、著く減少したり。(四)革命の爲に、地位を失ひたる貴族は、多く外國に在りて卑賤より起りたるナポレオンを喜ばず、之を倒して舊慣に復せんと計りたり。(五)一旦、ナポレオンに心服したる者も、其糟糠の妻を逐ひ、帝王

の儀禮に倣はんとするを見て、漸彼を喜ばざるに至れり。
節二 **ロシアの役** 既にして、ロシアは、大陸封鎖に背きしかば、ナポレオンはオーストリア、プロシアと其兵を合し、一八一二年八月、ニエメン河を渡り、スモレンスクを陥れ、北るを追ひて、モスクバMoscowに入りしに、市民住居Smolenskに火を放ちて、退きければ、帝は已むなく、退却に決したりしも、時、既に、遅れ、雪、深く、寒烈しくして進退、谷り、加ふるに、追撃、急にして寒餓に斃る者、算なく非常に困阨を極めて、纔に、身を以て本國に歸れり。

節三 **ヨーロッパ獨立戰爭** 北ドイツの諸國は、此機に乗じ自立せんとし、中にも、プロシア王は、屢、熱誠なる詔勅を發して、人民の愛國心を鼓動しければ、大學々生の奮起する者、多く、プロシアは、新に、兵、十七萬を得、各國、又、之に應援せり、ナ

ポレオン帝、乃、一旦、フランスに還り、急に、兵三十萬を起し、之に當り、聯合軍、危かりしが、オーストリアも、亦、軍を出して、ナポレオン帝に背くに至りて、形勢、一變し、一八一三年十月、ライプチヒの大戦に於て、フランス軍、遂に、利を失ひ、ナポレオン帝、逃れて、パリに還れり。

節四 **ナポレオンの廢位**　ロシア、プロシア、オーストリア、イギリスは、聯合して、フランスを伐つ、の約を爲しぬ、之を聯合四國と云ふ。一八一四年、春、聯合四國の軍、フランス軍を敗りて、三月三十一日、パリに入り、元老院をして、ナポレオン帝の位を廢し、之を地中海のエルバ島に謫せしめぬ。

節五 **王政復古**　聯合四國は、元老院の臨時委員をして、ルイ十六世の弟、十八世をイギリスに迎へしめ、五月三十日、之と第一バリ和約を締結し、フランスの領地を一七九二年、

第 四 十 三 圖



一八一四年のポレオンの



ウオラーテロ戦役の後ラフス軍

(一)プロシアは、サクソニアを得んとし、ロシアは、ポーランドを得んとし、カトリックは、此兩策に反対したり。又フランスの代表者たるタレーランは、イギリスの委員と連衡して大陸の何れの國をも過大ならしめざるに勉めたり。

即、革命以前の現在面積に縮小したり。ルイ十八世、人民の希望を容れて、自由主義の憲法を欽定したり。

六 **ウィーン公會** 四國聯合は、豫、約束したる所に依り、一八

一四年十一月、ヨーロッパ各國の君主宰相をウィーンに會し、

フランスより没收したる土地の分合方法を議定せんと

せしに、翌年に及ぶも、議論紛々、容易に決せざりしが、會、ナ

ポレオン、エルバを脱し、歸國して再興を謀るの報ありしか

ば、俄に、議事を急ぎ、六月九日、一般決議に調印したり。

七 **百日天下** ナポレオンは、一八一五年三月一日を以て、フ

ランスに上陸したるが、多くのフランス人は、狂奔して彼に

應じければ、彼はルイ王を逐ひ、又、直に兵を起して聯合軍

とウォーターローに會戦し、終に敗れたり。時に、六月十八日な

り、聯合軍、乃、再、パリに入り、ナポレオンをセント・ヘレナに流し

Waterloo

St. Helena

(二)ナポレオンは、一八二一年五月五日、セントヘレナに病死せり。

て、ルイ十八世の位を復し、フランスの國境を一七九二年、現在の面積まで縮小し、且、四國に莫大の償金を納れしめ、其全額を拂ひ得るまで、十五萬の兵をフランスに置き、革命の起らざるに備へたり、これ第二パリ和約なり。

八 **ヨーロッパ國境整理** ウィーン公會は、名は一般の會議なり

しと雖、實は、聯合四國の意志、重きを爲し、ヨーロッパ列國の間に權力の平衡を保つ爲、概略、左の如く決定したり。(一)プロシアは、サクソニアの北半、ポメラニア、ポーゼン、ウエストファリア、及ライン諸州を得て、國土、著く膨脹せり。(二)サクソニア王の領したるワルシウ公國を割きて、ポーランド王國と爲し、ロシア帝、其位を兼ねたり。(三)北部イタリアのロンバルディア、ベネチアを合して、一の王國と爲し、オーストリア帝、其位を兼ね、又、其親族を、トスカナ、パルマ、モデナに封じたり。(四)イギリスは、フラ

Toscana Parma Modena

Pomerania

Posen

Westphalia

Lombardia

Venetia

ンス、オランダの殖民地、及、マルタを得、又、其王はハンノフェル王

Malta

の位を兼ねたり。(五)スウイスは、永久中立の聯邦と爲りたり。(六)オランダ、ベルギーを合して、ネーデルラント王國と爲し、オランダ家のウルレム一世を此に封じたり。(七)ドイツの三十九個國は、別に、規約を作りて、ドイツ聯邦を組織し、オーストリアをその議長と爲せり。

第五十一章 反動時代

一 **亂後の情勢** ナポレオン、自由民權を標榜せしより、各國

の君主は、或は、位を奪はれ、或は、人民に立憲政體を約して、僅に、位を保ちしが、ナポレオン一たび亡び、舊主、相會して、將來を談ずるに至りては、大に心を強りするものあり、相依頼して、再、專制に歸り、各國人民も、亦、二十餘年の擾亂に倦

み、一時は専制に甘じたり。之を反動時代の形勢とす。

二 神聖同盟 ウィーン公會の後、數月にして、ロシア帝アレク

サンドル^{Alexander I} 一世は、數國の君主と盟約し、耶蘇教經文の眞意

に依り、兄弟の義を以て、相助けて其天職を盡さんことを誓へり。之を稱して神聖同盟と云ふ。

三 アーヘン公會 然るに、一八一八年に至り、フランスの國

會には革命黨員、多數を占め、期に先ちて償金の殘額を拂ひ、聯合四國に撤兵を求めしかば、四國は、再革命の起らん

ことを恐れ、アーヘンに會して、善後策を議しぬ。時に、ロシアにも、革命運動ありしかば、オーストリアの宰相、^{Met ernal}メッテルニヒ

は、ロシア帝を説破して之を専制主義に轉化し、孰の國たるを問はず、ウィーン公會の決議に依りて、定まれる現狀を紛更せんとする者は、神聖同盟の敵とすとの約を立てた

り、神聖同盟は、是より専制護持の同盟となれり。

四 干涉戦争 果せる哉、此後、イスパニア、ナポリ、サルヂニア等に革命運動ありしが、其都度、列國より兵を出だして、之を

彈壓したり。是、皆、一八三〇年以前の事にして、之を反動主義全盛の時とす。

第五十一章 イギリスの政黨政治

一 トーリー内閣の反動主義 當時、イギリスに於ては、トーリー

黨、久しく内閣を組織したり。此内閣は、大地主と利害を共にするものなれば、穀物法案を通過せしめて、穀物の輸入に重税を課し、一八一六年、内國不作にして、穀物の價格、騰貴し、民心動搖せし時も、法律を發して、集合印刷の自由を制限したり。

節二 **トリー内閣の主義一轉** 一八二〇年、George IV. **ジョージ四世**、立ち、Canning **カンニング**、外交の衝に當るに至りて、政略を一變し、諸國に先ちて、南アメリカ各殖民地の獨立を認め、又、神聖同盟諸國の反動政略に反對したり。Wellington **ウェリントン**のトリー内閣に至りて、一八二九年、審査條例を廢して、舊教徒の代議士、及官吏となるを許したり。

節三 **ホイグ内閣の自由主義** 一八三〇年、William IV. **ウィリアム四世**立つ。是より先、トリー内閣は、選舉法改正に反對せしが、Russell **ラセル**、Palmerston **パームストン**等、改進黨の組織するに及び、一八三二年、遂に、選舉法を改正して、大に、公平を保ち、又、翌年には、各殖民地に於て、奴隸を廢止したり。

節四 **ビクトリア女皇** 一八三七年、Victoria **ウイクトリア**、崩じ、姪、**ビクトリア**繼で立つ。Hanover **ハンノフル**王國は、女系相續を許さざるが故

に、別に、國を立て、二國、是より全く分離す。一八四〇年、Saxe-Coburg **サクセコブルグ**のAlbert **アルベルト**親王を迎へて、皇配とし、**女皇**、其扶翼に依り、嚴密なる立憲主義を行ひ、政事は、悉、議會多數の意志に依るを例とす。是に於て、元來、民主國に非ざるイギリスも、形跡に於て、民主國と異らざるに至れり。

第五十三章 南アメリカ及中アメリカ

各國並ギリシア獨立

節一 **南アメリカ諸國の獨立** Ferdinand VII **イスパニア**は、Ferdinand VII **フェルディナンド七世**其位を復してより、憲法を廢し、專制を行ひしかば、**南アメリカ**の各殖民地は、弊政に堪えずして、漸次、獨立したり。Venezuela **ベネズエラ**、New Granada **ニウグラナダ**、先、獨立を宣言し、一八一九年、二州合併して、Columbia **コロンビア**共和國を起し、Bolivar **ボリバル**を大統領に選び

しが、ボリバルの死後、又、ニウグラナダ、ベネズエラ、エクアドルの
三國に分離せり。ブエノスアイレスも、獨立して、アルヘンチナ共
和國となり、ウルグアイ、パラグアイ、チレ、ペルー亦、獨立し、ペ
ルーの一部は、別にボリビア共和國を爲せり。ブラジルも、亦
之と同くポルトガルより獨立したり。

節二 **中アメリカ諸國の獨立** メキシコも、屢、イスパニアに叛し

て、一八二四年來、獨立の共和國となり、同時に中アメリカの
諸國も、亦、皆、獨立したり。此後、イスパニアの殖民地は、キュー
バ、ポルトリコPortoricoの二島と、南洋のフィピンとあるのみなりし
が、此等の諸島も、最近時に至りて、或は獨立し、或は北アメ
リカ合衆國に合併せられたり。

節三 **モンロー主義** かく、新世界のイスパニア殖民地は、争ふ

て獨立しければ、神聖同盟の諸國は、專制護持の爲に干涉

せんとせしに、合衆國大統領モンローは、一八二三年、一の宣
言を發して之を斥けたり。其要は舊世界の諸國の濫に新
世界に干涉するは、合衆國の認容する能はざる所なりと
云ふにあり。之をモンロー主義と云ふ。

節四 **ギリシアの獨立運動** トルコは、一八〇八年以後、マーム

ード二世位にあり。實權は、近衛の兵士に移りて國政、亂れ、
地方の統括、緩みたりしかば、ギリシア人は、一八一一年、イプ
シランチの指揮の下に、獨立軍を擧げたり。トルコは、由て、エ
ジプトの知事メヘメット・アリに命じ、海陸の軍を以て、之を鎮
定せしめ、アリの子、イブラヒムは、ギリシア民族を滅盡するの
主義を以て、残酷、極まれる戦争を爲したるより、各國の輿
論は、大に動き、イギリス、フランス、ロシアは、聯合して、ギリシア
を援け、其聯合艦隊は、一八二七年、トルコ艦隊をナヴァリノに

(一)ギリシア人は、トルコの征服を受けたる後、數百年間、固有の言語風俗を維持し、ギリシア正教を奉じて、毫もトルコに化せらるることなかりき。
(二)有名なるイギリスの詩人、バイロンの卿は、古代ギリシアの文明を慕ひ身を擲てギリシア獨立軍に投じたり。
(三)イブラヒム、先、クレテ島に根據を置かんが爲に、同島の住民を屠り、其洞窟に隠るる者は、火を放ちて之を燬殺し、ギリシア人の木據ミソロンギを陥れたるときは、男子二千を殺盡し、婦女二千を奴隸に賣りたり。

破りて、殆之を全滅せしめたり。

節五 **アドリアノプル和約** ロシアのトルコを望む、一朝一夕に

非ざる故、イギリス、フランスの兵を止めたる後も、ロシアは

尙、戦を止めず、陸上、トルコを征し、一八二九年、アドリアノプ

ルの和約に於て、ギリシアの獨立を承認せしめ、尙、他日、南

進の道を開く爲、モルダウ、Moldavia、ワラキアWallachiaの二州、及、セルビアServiaに對

する保護權を得、又、別に、密約を作りて、トルコに事ある時、

兵力を以て、赴援するの承諾を得たり。

節六 **ヨーロッパの現状變化** 前に述べたる如く、神聖同盟の

各國は、ウーン公會の決議に基き、ヨーロッパの現状を維持

するを以て、主義としたり。然るに、ギリシアは、此範圍外なり

しとはいへ、列國が其獨立を公認したるは、ヨーロッパの現

状を變更することを公認したるものなれば、人種獨立(五)の

(四)二州はドナウ河の左岸に在り。トルコに屬したるも、其住民は昔のローマの邊防兵士の子孫にして、ラテン人種に屬し、ギリシア正教を奉ぜり。是、ロシアが其保護の口實となしたる所なり。

(五)人種獨立は、又之を國民主義とも云ふ。即、歴史言語、宗教、風俗を異にする政府の下にあるものは、獨立して、別に、一國民を爲すべしとの主義なり。

運動は是より各地に盛なりき。

第五十四章 七月の革命及其影響

節一 **革命の原因** フランスは、ルイ十八世、一八二四年に崩じ、

弟シール十世、Charles X、繼ぐに至り、復古の辛苦を忘れて、専制を行

ひ、勅令を發して、印刷の自由を束縛せしより、一八三〇年

七月二十七日、パリ市中に三色旗黨の蜂起あり、三日にし

てブルボン統の復古王政を轉覆したり。

節二 **民主王政** 三色旗黨は、パリ選出の代議士ラファイエット、

ギゾー、Gizot、チール等をして、今後の政體を規畫せしめたり。彼

等の希望したる所は、固より民主政體なり。然れども、之を

第一革命當時の如き尋常の共和政體と爲すときは、國內

に紛亂を再現する處あるのみならず、神聖同盟の各君主

(一)復古王政は、ブルボン家の白旗を用ゐしが、復古に反對する學生及労働社會中に、ブルボン王統を廢して、革命の三色旗をフランスの國旗となさんことを望む團體あり、之を三色旗黨と云ふ。

(二)アルボン家は、ルイ十四世の時より二派に分れ、ルイ十四世の弟、フィリップをオレンゼ公に封じたり。ルイ・フィリップは其後にして、革命の亂にイギリスに逃れ、同國議院政治の活動を見て、他日フランスにも同様の政體を作るの志あり。歸國の後、ラファイエット、テール、ギゾー等と交渉して、中等民の輿望を収むるに勉めたり。

國は、前約に依り、兵力を以て干涉すべし。因りて、ラファイエット等は、王を立て、君主政體の名義を存しながら、民主主義を徹底せしむる爲、先、王を選立し、人民より之に主權を委任するの順序を取り、パリ市中に公告して地方よりルイ・フィリップ^(三)を迎へたり。ルイ・フィリップ、其位を人民に受けたりと爲し、革命の三色旗を以てフランスの國旗となし、國會に民主々義の憲法を議定せしめて、之に忠實を誓へり。民主王政こゝに始まる。

節三 **ベルギー人の獨立運動** 此革命の影響は、他の各君主

國に及び、到る處、多少の動搖ありしが、就中、ネーデルラント王國に於ては、かねてより人種、言語、風俗を異にするオランダ政府の專制を喜ばざりしベルギー人、忽、獨立の軍を起し、オランダ兵を逐ひてブルセル^{Brussels}府に臨時政府を建て



動 運 命 革 の 人 - ギ ル ン 年 〇 三 八 一

たり。由て、一八三一年一月、列國會議、ロンドンに開かれて、ベルギーをフランスに均しき民主王國となすに決し、又、フランスの之を合併せざるため永久中立國と爲したり。

節四 ドイツの民権運動 革命の精神はドイツの諸國にも傳染し、元、ドイツ聯合規約には、各邦に於て立憲政體を定むべきの一條を設けたるに、反動時代の形勢一變以來、多くの國は、此約を實行せざりし故に、此年に至り人民、君主に迫りて、或は、新に憲法を發布し、或は之を改正して人民の權利自由を擴張せしめたり。

節五 ニコラス帝のポーランド鎮壓 ロシアは、一八二五年以來、ニコラス帝位に在り。民主革命の風潮を嫌忌し、君主政體Nicholasを護持するを以て、自己の任務なりと爲し、身、ポーランドの王位を兼ねて、其人民を壓制し、憲法を廢せしかば、ポーラ

ンドの志士、學生の間に獨立を企つる者多く、フランスの七月革命を見て、直に事を擧げしに、ニコラス帝は大兵を入れて之を壓抑し、數多の志士を捕へて、之をシベリアに謫し、ポーランドをロシアの一地方として武斷政治を行へり。
六 **ヨーロッパ形勢の二分** 此の如くヨーロッパの西部に於て、イギリスは、夙に國會を有し、自由主義の政治を行ひ、フランスも、亦、民主政體と爲りしが、東部に於て、ロシア、プロシア、オーストリアの三帝は、猶、專制政治を行ひ、東西の形勢二分したり。されば、ニコラス帝は、ベルギーに革命の成功するを防止する能はず、ルイ・フィリップは、ポーランドの鎮壓に干涉すること能はず、而して、ウィーン公會の決議は、既にして、又、破綻を來せり。

第五十五章 東方問題

一 **東方問題とは何ぞや** 所謂、東方問題とは、トルコの處分問題なり。トルコは、バルカン半島よりエジプト、シリア、小アジアに互りて、多く重要な土地を有し、其民は、昔、勇悍なりしも、近世に至りては、柔弱なる上に、回教に惑溺して、進歩改良の餘地なく、國政亦、亂れて、早晩、分割を免れざるもの如し。而して、耶蘇教を奉ずる多くの人民が、トルコの弊政の下に苦みつゝ、あるを見れば、分割は願ふべきこと、如くなるも、一旦、分割に著手するときは、各國の利益衝突より、延てヨーロッパの大亂となるべし。是、此問題の困難なる所以なり。

二 **各國の利益衝突** ロシアは、早く、コンスタンチノールを

略し、地中海に出でんことを望み、フランスは、ナポレオンの時より、エジプトを占有するの意あり。然るに、ロシアにしてコンスタンチノブルを奪ふも、フランスにしてエジプトに據るも、イギリスの印度に通ずる道を中斷せらるゝの虞あるが故に、イギリスは、極力、之に反對せざるべからず、而して、オーストリアも、バルカン半島のロシアの有となるを默視すべからざるものあり。是、東方問題に於ける此等諸國の利益衝突なり。

三 節 エジプト戦争

エジプトの知事、メヘメット・アリは、竊に、トルコの帝位を望み、フランス人を用ゐ、洋式の陸海軍を作りて、時期を俟ちつゝありしが、一八三二年に至りて、終に、シリアに侵入し、行く行く官軍を敗りて、コンスタンチノブルに接近したり。然れども、エジプト軍、若、コンスタンチノブル

を脅すときは、トルコには、密約によりて、ロシアの援兵を求むるの虞あるが故に、イギリス、フランス、仲裁を容れ、トルコをしてシリアをエジプトに譲らしめたり。トルコ帝、Mahmud マームードは、逆臣のために領土を奪はれて、遺恨、骨髓に徹し、日夜、兵備に勉め、六年の後、遂に、シリア回復の師を起したり。然れども、アリの子、イブラヒム、善く戦ひ、エジプト軍、連戦連勝して、再、コンスタンチノブルに迫りしより、トルコは、ロシアの救を求め、ロシアは、陸海の兵を出だして赴援したり。又、フランス人民は、頻にルイ・フィリップに迫りて、エジプトを助けしめんとしたり。是に於て、一八四〇年、大事件となれり。

四 節 パーマストンの外交

ロシア勝つも、フランス勝つも、是、兩ながら、イギリスの忍ぶべからざる所なれば、イギリスの宰相パーマストンは、オーストリアと謀り、仲裁を容れて、Palmerston ロンドン

ンに會議を開き、先、フランスに向ひて、エジプトをして、シリアを捨てしむるを條件として、提携を促し、其應ぜざるを見て、竊にロシアに通じ、ロシアが獨、トルコを保護するの權を放棄するを條件として、之と結び、艦隊を派して、エジプト軍を伐ち、イブラヒムをして、シリアを捨て、退却するの止むを得ざるに至らしめたり。

五 **パリの防禦** 是に於て、フランス人の激昂は極度に達し、宰相チエールは、パリの周圍に十六の砲臺を築きて、列國と一戰するの決心を示せしが、ルイ・フィリップは、戰を不利とし、チエールを斥け、ギゾーを擧げて相讓の談判を爲さしめたり。

六 **エジプトの半獨立** (Chizot) この談判の結果に依り、トルコは、エジプト國守の職をメヘメト・アリの子々孫々に傳ふることを承諾し、エジプトは、トルコの外藩となりて、年々コンスタン

チノーブルに一定の朝貢を輸せり。

第五十六章 一月革命及其影響

一 **革命の原因** ギゾーは、ルイ・フィリップの民主王政にありて、久しく重要な地位を占め、賄賂を行使して議員を籠絡し、又、常に實業社會に媚びて、勞働社會の辛苦を顧みざりしかば、下層人民の不平、年々増長し、選舉法の改正を望む者多し。然れども政府は、集會の自由を制限し、改正期成論者の集會を解散したるより、事遂に破れ、一八四八年二月二十三日、パリ市中の勞働者は、市街に防柵を起して官軍に抗し、學生と合して王宮に迫り、二日にして、全く王政を倒したり。

二 **新共和政府** 是に於て、勞働社會は、激烈なる社會黨員

ルイ・ブラン等を推し、國會議員は、共和黨員ラマルチン等Lamartheを指名し、之を合して臨時政府を作り、國民會議を開きて、新憲法を議決し、之によりて、行政權を任期四年の大統領に委任することとし、國民の一般投票を以て、其選舉を行ひたるにナポレオン一世の甥なるルイ・ナポレオンLouis Napoleon當選したり。之を親王大統領といふ。

(一)ルイ・ナポレオンは、ナポレオン一世の弟にて、オランダ王に封ぜられたるルイの子にして、母は、ヨゼフィナ先夫の子なり。幼にして母と共に、スウィスに住み、兵學を修め、或時は、イタリアの革命黨に與し、或時は、イギリスに遊びて、一家再興を計りたり。

三 **オースリアの革命動亂** フランスに、二月革命、起るや、其影響は、非常の急劇を以て隣邦諸國に及び、就中、オーストリアは、大影響を被りたり。即、三月十三日、ウィーンに學生、及書肆の革命運動、起り、印刷の自由を大にし、立憲政體を立てんことを以て王宮に迫り、メッテルニヒ宰相は、假扮してイギリスに逃れ、皇帝は、位を皇姪フランツ・ヨーゼフFranz Joseph Metternichに譲れり。既にして、サルヂニア王、イタリア統一の舉あり、ロンバルディア、ベ

ネチア、之に附加し、ボヘミア州、及、ハンガリア州も、亦、皆、分離せんとし、ハンガリア州は、コッスートの指揮の下に一旦、獨立して共和政體を立てぬ。是に於て、オーストリア政府は、先、サルヂニア王を撃破し、又ロシアの援兵を得て、ハンガリアの動亂を鎮壓し、之により、辛じて、小康を得たり。

四 **ドイツの革命運動** ドイツの各邦に於ても、多小の動搖あり。人民は、其政府に就きて、民權の保護を、更に、充分にせんことを要求すると同時に、オーストリアの専制主義を忌みて、ドイツ聯邦規約を改正せんことを望みたり。由て、プロシアに於ては、國王、先、憲法發布を承諾したり。

第五十七章 ドイツ統一の企圖

一 **ドイツ聯邦の状態** ウィーン公會に於て、定めたるドイツ

聯邦は、オーストリア帝、之が議長となり、各國政府の代表者を聯邦會議に集めて、共通事務を議決したり。然るに、オーストリア以外の外國の間に、此聯邦組織に對し、不平の念漸、高かりし所以のものは、左の如き理由ありしに因る。即ち

(一)聯合、薄弱なれば、協同の力を以て、外に對し、ドイツ國民の利益を擴張するに足らざる事、(二)オーストリアは、聯邦議長の位置に在るを利用して、自國の私利をドイツ各邦の上に行はんとしたる事、(三)プロシアは、オーストリアと、均しく、ヨーロッパの一大強國なるに、聯合會議に於ては、オーストリアの下風に立ちたる事、之なり。

(一)ホンガリアの人は、種は「マジヤール」として、黄人種の一に屬するものなり。ボヘミアの住民は、チェッコヒとして、ロシア民種と同じきスラブ種なり。

節二 **オーストリア、プロシア事情の相違** オーストリア帝國は、内に、ホンガリア、ボヘミア等の如き、異種民族を包括するが故に、君主專制を以て、之を統馭するに非ざれば、維持し難し。

之に反し、プロシアは、夙に、民力休養に心を用ゐ、地方會議を起し、又、關稅聯合を作りて、オーストリアを除く外、各邦の間に自由貿易を行ひたるが故に、オーストリア以外の各邦の人民は、皆、寧ろ、プロシアを聯合首長に戴かんことを欲したり。

節三 **フランクフルト國民會議** フランス二月革命の影響に因り、ヨーロッパ一般に、自由革命の運動ありしとき、既にドイツ各邦の間に、聯邦組織改造の要求、盛に、起り、オーストリアも、國難、一時に彙まるの時なりしかば、枉げて、之を承諾し、フランクフルトに國民會議を開きたり。然るに、多數は、各國を合して一の帝國となし、プロシア王を皇帝に戴くの案に同意せしかば、オーストリアは、會議を退き、時のプロシア王も、亦、オーストリアと開戦に至らんことを恐れて、其帝位を受けざりき。

Frankfurt

節四 エルフルト會議

プロシア王フレデリキ・ウルレム四世は、北方の各邦のみを以て別に聯邦を組織せんとし、會議をエルフルトに開きて、其憲法を議定したり。是よりドイツは、^{Erfurt}二派に分れ、小國は、大抵プロシアに附きしも、バウリア、ウルテンベルヒ等は、オーストリアに附きたり。

節五 オルミッツの屈辱

オーストリアは、新聯邦を破るに勉め、之に加はりたるクールヘッセンの内事に干渉せしかば、プロシアは、新聯邦を擁護する爲、オーストリアと一戦せざるべからざるの地位に至り、フレデリキ・ウルレム四世の弟、ウルレムは戦を主張したり。然れども、宰相マントイフェルは之を不可とし、ロシアの仲裁を仰ぎしに、ニコラス帝は、立憲主義の勁敵なれば、一八五〇年、オルミッツ會合に於て、徹頭徹尾、プロシアを曲とし、オーストリアを直として、舊聯合の猶、ドイツ

一般に有效なるを認めたり。ウルレムは國を逐はれて、イギリスに到り、憤恨身に徹し、他日、位を繼ぐの日は、一戦して、會稽の恥を雪がんことを誓へり。是後、ドイツ帝國創業の明主たるウルレム一世なり。

第五十八章 ナポレオン三世

クリム戦争

節一 フランスの第二帝國

ルイ・ナポレオンは、己の權力を永久にせんと欲し、軍隊、及、政府の要路に腹心の士を置き、法皇に媚びて、僧侶の歡心を買ひ、勉めて、人民と國會とを分離し、一八五一年十二月二日、突然、國會の反對黨政治家を捕縛し、改正憲法の要領を公告して、以て、人民の一般投票に附し、多數の同意を得たり。新憲法に於ては、一切の國權を

(一)此新憲法に於ては、立法權も之を大統領に收めて、立法院にあるも大統領に於て法律の發議、及裁可の權を取り、元老院は、大統領、其議員を指名し、憲法に關する問題を議決するの處と爲したり。

大統領に集めて、其任期を十年とし、一年の後、遂に、皇帝の位に登らんことを元老院より建議せしめ、再、國民の一般投票に附して、多數の同意を得たり。是より親王大統領は一躍して皇帝ナポレオン三世となれり。

二 **東ヨーロッパと西ヨーロッパ** 時に、西ヨーロッパに於ては、民主の氣運、昂まりつゝあるに反し、東に於ては、ニコラス帝頑として之に反抗し、勇氣勃勃たりしかば、ナポレオン、帝位に登るも、常に輕蔑の意を表したり。而して、ナポレオン三世も、亦、内國の人心を收むるために、事を外國に構ふるの必要を感じしより、民主々義の公敵として、先、ロシアに當るの機會を俟てり。

三 **クリム戦争の原因** イェルサレムに耶蘇の靈跡あり。古來、カソリック教會、ギリシア教會との間に保管の權を争ひしが、

(二)其故は、トルコ國內には各地に耶蘇教民住居して回教地方官との間に紛議絶えざることなれば、ロシアが之を保護するの權を得んとするは、トルコの内政に干渉し終に、其國を奪はんとするものなればなり。

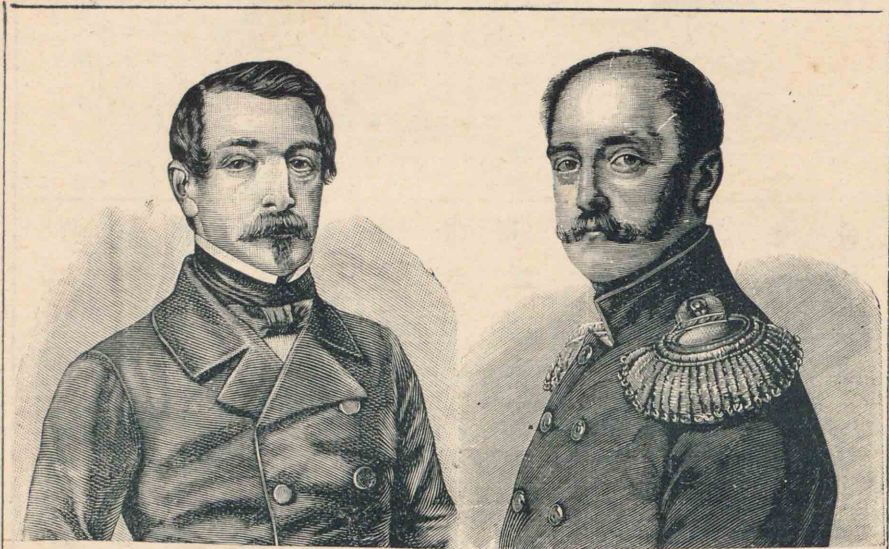
トルコは、悉、其權を以てギリシア教會に附せしかば、ナポレオンは、僧侶の歡心を得るの必要より、其要請により、トルコと談判したり。然るに、ロシア帝は、トルコ國內に於けるギリシア教徒を保護するを名として、モルダビア、ワラキアを占領し、又トルコの黒海艦隊を破砕したり。是、イギリス、フランスの默視すべからざる所なれば、一八五四年三月、聯合して、ロシアに宣戰したり。

四 **セバストポルの役** Sebastopol セバストポルは、黒海に於けるロシア海軍の根據地なり。一八五四年聯合軍、其背後に上陸して、之を陥れんとせしが、防禦、堅牢にして、抜き難く、時に陣中、悪疫、起り、死者、萬を以て數へたり。翌年二月、サルヂニアの援兵到り、トルコも、亦、一萬を發し、ニコラス帝も憤死するに及びて、局面、一變し、九月、セバストポル遂に陥れり。

五節 **パリ和約** 一八五六年三月、パリに公會を開きて、和約を議定し、(一)トルコの獨立、及領土保全を擔保し、孰の一國も、他の列國に謀らずして、トルコと戰爭するを得ざらしめ、(二)各國軍艦の黒海に入るを禁じて、ロシアの此方面よりトルコを脅す路を塞ぎ、(三)モルダビア、ワラキア、及セルビアに自治の權を與へて、之を列國保護の下に置き、ロシアが、同教、又は、同人種の故を以て、此等地方を保護するの途を閉ぢ、(四)トルコ國內の耶蘇教民は、之を列國に於て聯合保護し、獨、ロシアのみトルコの虐政を、干涉の口實となすことを得ざらしめたり。

六節 **六大強國** 此公會に於てロシア、イギリス、フランス、オーストリア、プロシア、サルヂニアの六國集まりて、トルコの處分を議せしより、ヨーロッパに大問題起る毎に、此六國の間に協議

圖 五 十 四 第



世三ンオレボナ

世一スラコニ



セバストボル

を遂げ、果して、一致するときは、他の小國を顧みず、其決議
を實行すること、自然の慣例となれり。故に、之をヨーロッパの
六大強國と云ふ。

第五十九章 イタリア統一

一節 半島内部の状態 イタリア國民は、四分五裂せられ、北部
のサルヂニアのみ獨立し、ロンバルヂア、ベネチアは、オーストリ
アに屬し、トスカナ、モデナ、バルマには、オーストリアの親族を
封じ、中央に法皇の領國あり、南部はブルボン家のナポリ王
國にして、人民、皆、專制政治に苦みたり。

二節 統一の困難 イタリア國民の振はざるは、一に此分裂に
原因することなれば、憂國の士は、皆、統一に志せしも、極め
て困難なる原因、多々ありき。即ち、(一)オーストリアは、常に、兵

(一)ナポリ王國は、
又兩シチリア王國と
云ふ。もと、シチリア
王國と云へるは、獨、
シチリア島のみなら
ず、イタリア半島の
南部をも併領せし
が、十三世紀の末に
至りて、シチリア島
は、叛して獨立し、殘
れる南イタリアは、
通常は、ナポリ王國
と呼びしも、習慣上、
又、シチリア王國と
も云へり。されば、後
此ナポリ王國とシチ
リア王國との合併せ
し時には、兩シチリ
ア王國と呼びしな
り。

力を以て現状の紛更に反対し、(二)法皇は、外國、就中、フランスの兵力に依頼して、自國を防禦し、(三)統一論者の間に將來の政體につき、議論一致せざりき。

三 サルヂニア王國

イタリヤ數國の中、獨、サルヂニアのみイ

タリヤ土著のサボヤ家を君主に戴きたれば、統一は、此王國を中心とするに如かず。由てサルヂニアの名士カブールは、

王に勧めて立憲政體を立て、人民の權利自由を保護せし

めたるより、サルヂニアに靡く者、漸、多くガリバルチーは、又、義

勇兵團を作りて、統一主義の爲に奔走したり。

四 プロンビエール密約

サルヂニアは、元、貧弱の一小國なり。既に、一八四八年よりカロロ・アルベルト王、兵を出してオースト

リア軍と戦ふと雖、常に敗れて功を奏せず。オーストリアに

當るは、他強國の援助を得るに非ざれば能はざるなり。カ

(一)他の諸邦は、外國より來りし者を君主に戴き、法皇に至りては、世界の各カソリック教國を以て一團とし、獨、イタリヤのみは忠實なるものに非ざりき。
(二)ガリバルチーは、共和主義を採りし爲、國を逐はれて南アメリカに至り、牧羊に従事したりしが、サルヂニアの立憲政體を立つるに至り、許されて歸國せり。其兵員皆南アメリカ牧童の風に放ひて赤裸衣ん着す。

(四)ナポレオン三世、初子なし。故にナポレオン一世の弟にして、ウエストフアリア王たりしゼロームの子を養ひ、親王として繼嗣に備へたるも、各國の帝王は、其素性を賤みて之に縁組するものなし。故に此約あり。

ブル此に見る所ありて、クリム戰爭に兵を出だし、聯合軍を助け、又、パリ公會の席に於て、オーストリア干涉の非を訴へたり。後、又、ナポレオン三世と、プロンビエールに會し、密約するに二事を以てす。曰、サルヂニア王ビクトリオ・エマヌエロ二世の女クロチルドをナポレオン帝の嗣子、ゼローム親王に配すること、曰、戰勝の後、サルヂニアは、ロンバルヂア、ベネチアを合併するに代へて、ニース、サボヤの地をフランスに讓ること是なり。然れども、極めて、之を秘密にせり。

一八五九年のオーストリア、イタリヤ戰爭 一八五九年一月、クロチルドゼロームに嫁し、サルヂニア、戰鬪準備を爲せしかば、オーストリアは、之に解兵を迫り、其承諾せざるを見て、先、兵を擧ぐ、是に於て、フランシス、サルヂニア聯合して、オーストリアに宣戰し、六月四日、マジエンタの戰にフランスのマクマホ

ン將軍大勝を得、續で、二十四日、ソルフェリーノの大戦に、三國君主出でて戦ひ、聯合軍、勝を制し、死傷、頗多し。時にナポレオン三世は、プロシアのオーストリアを援けんことを恐れ、オーストリア帝と和を議して、ロンバルディアのみをサルチニアに合し、トスカナ、モデナ、パルマの三國を、其舊主に返すことの條件を立て、ビクトリオ・エマヌエロをして之を承諾せしめ、後、己はニース、サボヤを併せたり。

六節 **イタリア王國創業** されど、イタリア人民は、皆、サルチニア王を戴て半島を統一せん事を願ひ、ガリバルディーは、シチリア島より起りて、ナポリ王を逐ひ、カブールは、サルチニア王に説きて、先、法皇領國を占領し、ナポリ、及、法皇領國人民の一般投票に問ひて、サルチニア王國に合併せんことを決せしめ、又、大に、法皇の領土を縮小し、僅に、ローマ府、及、近郊を殘

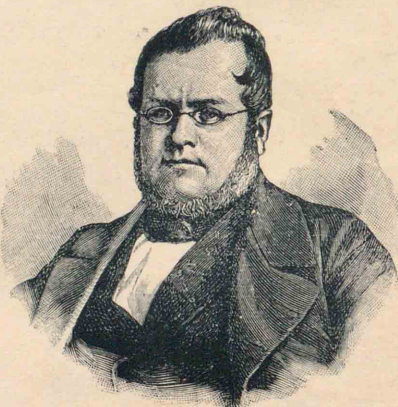
圖 六 十 四 第



世 二 三 世 法 皇 帝 三 世



ガリバルディー



カヴール

したり。是に於て、イタリア半島中、サルヂニアに屬せざるものは、ベネチアとローマ府とあるのみ。一八六一年三月、全國より國會議員を召集し、ビクトリオ・エマヌエロー一世、イタリア王の位に登れり。

第六十章 北アメリカ合衆國の經濟と

南北戦争　メキシコ、フランスの交渉

節一 **北アメリカ合衆國の發達**　北アメリカ合衆國は、買収、又は戦争によりて、次第に、其領土を擴張し、又、有利なる歸化條件を設けて、人民の移住を促し、ワシントンWashingtonの遺訓に依り、ヨーロッパの外交事件に干渉することを避けて、海陸軍備の必要を減じ、人民の負擔を軽くし、其自由競争に依りて、無限の富源を開發せしめしかば、忽にして、世界の

(一)英國は、長子相續にして、第二子以下は、自、生計を求むるの必要あり。

(二)初、人口に割付けて、國會議員選出するの數を定むるとき、奴隸には、選舉を許さずといへども、之を人口中に計算したり。故に、南方は、比較的、多く議員を出したり。

強國となれり。

節二 南北事情の相違 北方の人民は、大抵、通商に従事せしが、イギリスの貴族子弟の來りて大農を起さんとする者は、皆南方の氣候溫暖なる地を選び、奴隸を驅使して棉花、珈琲の培養に従事したり。而して、南方人は、通商に馴れざるが故に、北方人の手に由り、之をヨーロッパに輸出し、其坐らにして巨利を博するを見て、不快に堪えず。又、北方人は、南方人が、比較的多數の議員を國會に出だし、北方人の立法上の志望を妨害するを以て、南方人を怨みたり。恰、イギリスは、奴隸の耶蘇教の徳義に背くを主張し、各國、又、皆、之を廢したる後なれば、合衆國も之に倣ふべしとの議は、北方人の間に、益、勢力を得たり。

節三 南北戦争 奴隸廢止論は、久く行はれざりしが、一八六

圖 七 十 四 第



ン - カン リ

スピーデ・ンソー・フエジ

ト ン ラ グ

帝ンアリミシキマ

○年、北方廢止論者の推す所のリンカーン大統領に當選したるに因り、南方の十一州は、袖を連ねて合衆國より分離し、別に、聯合政府をリチモンドRichmondに立て、ジェフ・ファーソン・デービスJefferson Davisを大統領に選みたり。是より四年間、南北戦争と爲り、互に勝敗ありしが一八六五年遂に北軍の全勝に歸し、憲法を改正して、奴隸を廢し、黒人にも選舉權を有せしめたり。同年リンカーン刺客に斃されぬ。

四節 **ナポレオン三世の南アメリカ政策** ナポレオン三世は、合衆國の内亂を利用して、南アメリカにフランスの權力を扶植せんとし、之が爲に、先、中アメリカの一國に據りて北アメリカ人の南侵に備へ、以て、南アメリカに對するフランスの勢力を大にすべしとなせり。

五節 **メキシコ帝國** 中アメリカのメキシコ、財政困難に陥り、ヨ

ローパの債權者に對し、公債の義務を果すことを得ざりしかば、一八六一年、イギリス、フランス、イスパニアは、兵を送りて辨償を強制せしが、事終るの後も、獨、フランスのみ、其兵を撤せず、益、之を進めて、首府を占領し、共和政府を倒して帝國を立て、オーストリア帝の弟、マキシミアン^{Maximilian}を、其位に即け、フランス兵をして、之を守護せしめたり。然るに、幾もなく、南北戦争、終結し、合衆國は、フランス兵の撤兵を求めければ、ナポレオンは、一八六七年、已むなく、之を容れ、メキシコ共和軍は、是に於て、忽、蜂起してマキシミアン帝を擒にし、之を銃殺したり。

第六十一章

シュレスウイヒ、ホルスタイン

事件 ドイツ、オーストリアの戦争

節一 二州の土地人民 シュレスウイヒ、ホルスタインの二公國は、中古よりデンマルク王、其君位を兼ねるも、其住民の多分は、ドイツ人なり。而して、デンマルク王は、ホルスタイン公の資格を以てドイツ聯邦に加はりたり。

節二 デンマルク繼嗣問題 二州のドイツ人は、人種獨立運動の盛なるにつれて、獨立せんと欲したる外に、特別の原因ありて、デンマルクに服することを拒みたり。即、ドイツ民族の古法は、女系の相續を認めざるに、デンマルクの習慣は、之を認め、其王フレデリキ七世、男子なきより、女系のクリスチアン親王をして位を繼がしめんとしたること、是なり。^{Christian}

^{Frederick VII.}

節三 二州の分離運動 是を以て、二州のドイツ人は、一八四八年以來、屢、デンマルクと戦ひ、プロシアは、之を助けたるも、オーストリアの爲に妨げられて、其目的を果すことを得ざりき。然れども、デンマルク王は、ドイツ聯邦に向ひ、決して、二州をデンマルクに合併せず、別國として、特に、憲法を作ることを誓へり。

節四 ウィルヘルム一世 一八六一年、ウィルヘルム一世、プロシア王の位を繼ぐ。王、若年より隊伍に在り、頗、軍事に長ず。プロシアの曩に、オルミッツに於て、屈辱し、近ごろ、又、シレスウヰヒ、ホルスタイン事件に於て、オーストリアに凌駕せられたるを見て、憤慨に堪えず、早く、軍備を擴張して、此恥を雪がんとせり。

節五 ビスマルク、モルトケ、ローン ウィルヘルム一世、軍備を擴張せんとするも、議會、其經費支出に反對して、如何ともすべか

らず。是に於て、保守黨の名士、ビスマルクを外交官中に擧げて、宰相とし、又、參謀總長にモルトケを擧げ、陸軍大臣にロトンを擧げて、畫策せしめたり。
Bismarck
Moltke
Roon

節六 ドイツ聯邦改造 既に於て、ドイツ聯邦改造の論また起る。ビスマルク、議會に斷言して曰、今日の急務は、オーストリアをして聯邦以外に退かしむるに在り。是、談判の能くする所に非ず。唯鐵血あるのみと。是に於て、鐵血宰相の名あり。即、議會の協賛を俟たずして、軍備擴張を決行し、プロシアの威、大に振ふ。

節七 一八六四年デンマルク戦争 一八六三年、クリスチアン九世、新に、デンマルク王となり、シレスウヰヒ州を全く、デンマルクに合併したり。是に於て、オーストリア、プロシアは、ドイツ聯邦の名に於て、宣戦し、共に、デンマルクを討破り、一八六四年の

ウィーン和約に於て、シレスウ、ヒ、ホルスタインを二國に割取したり。

節八 オーストリア排斥の外交 此戰に於て、プロシア陸軍の優勢は、證明せられ、國會亦、擴張に同意せしかば、ビスマルクは、二州の處分問題を以て、オーストリアと分離せんことを企て、先、オーストリアと、プロシアに於て、二州を共有するの約を立てたるに、果せる哉、オーストリアは、此約に背きて、二州を獨立せしめ、自、其保護者たらんとしたり。是に於て、プロシアは、オーストリアと、開戰するの口實を得たり。

(一)一八六三年、ポーランドに最後の叛亂あり、オーストリアは、陰に之を援け、ロシアは、鎮定に苦みし時、ビスマルク兵をプロシア、ポーランドの國境に出だして、ロシアに應援したり。

節九 開戰前の外交 ビスマルクは、外交上に於ても、緻密に畫策し、既にポーランド事件に於て、ロシアの同情を買ひたれば、更にナポレオン三世と會見し、利を以て之を誘ひて、中立を諾せしめ、イタリアと同盟して、與に、オーストリアを伐ち、

ベネチアをオーストリアより割きて、イタリアに與へんとせり。

節十一 一八六六年のオーストリア、プロシア戰爭 一八六六年六月、プロシア、先、北ドイツに於て、プロシアを中心とする聯邦に不忠なるハンノフル、クールヘッセン、サクソニアを占領し、急に軍を進めて、ボヘミアに入り、七月三日、サドワ大戦に全勝を得たり。時に、開戰の後、僅に八日なり。

節十二 フラীগ和約及ベルリン談判 八月二十三日、フラীগの和約に於て、オーストリアは、舊來のドイツ聯邦を解散して、新聯合以外に退く事、並に、シレスウ、ヒ、ホルスタインを、プロシアに合併することを承諾したり。又、プロシアは、此戰に於て、オーストリアを援けたる南ドイツの諸國と、ベルリンに於て、談判し、償金を收め、土地を割き、全く、ハンノフル、及、ク

ルヘッセンを合併し、サクソニアの領土を割れり。イタリアは、海陸に於て、オーストリア軍に敗られたるに拘はらず、又、新に、ベネチアを併すことを得たり。

十二節 **北ドイツ聯邦、並、關稅及、軍事同盟** 一八六七年七月、北ドイツの二十二個國は、北ドイツ聯邦を組織し、プロシア國王を以て、聯邦盟主とし、ベルリンに聯邦會議及、ドイツ國會を開き、ビスマルクを聯邦宰相に指名したり。南ドイツのバワリア、ウルテンベルヒ、バーデンも、亦、北ドイツ聯邦と、關稅同盟を結び、又、軍事規約を設けて、戰時には、プロシア國王を全同盟軍の統率者と仰ぎ、其計畫に依り作戰することを承諾したり。

十三節 **オーストリア、ホンガリア君主國** オーストリアは、此戰敗の結果に因り、一大改革を行ふの必要に迫り、一八六七年、

ホンガリアの分立を認めて、獨立の王國と爲し、オーストリアは、其王位を兼ね、軍事、外交、其他兩國共通の政務は、聯合政府に於て、之を處理する事となせり。

第六十二章 ドイツ、フランスの確執

ドイツ帝國

一節 **ナポレオン三世の逆境** ナポレオン三世が、一八六六年の戰爭に中立し、徒に、プロシアをして、ドイツの最強國たらしめたるより、彼の意は、復、ヨーロッパに行はれず、且、彼は、ビスマルクに、其約する所の報酬を要求して、之を得ること能はず、加ふるに、メキシコに於ける不首尾ありて、内外の威信頓に墜ち、頗、逆境に沈みたり。

二節 **ルクセンブルグ事件** ベルギーの東南なるルクセンブルグ

(一)此約束の内容は、歴史に傳はらずと雖、前後の事情より推す時は、ナポレオン三世に於て、南ドイツ各邦の保護權を執るか、又は、ベルギーをフランスに合併することを承諾するかの一なりしこと明なり。

は、オランダ王、其君位を兼ねるも、ドイツ聯邦に屬し、プロシア兵を以て、之を守備せしが、ナポレオン三世は、人望を恢復する爲、其地をオランダ王より買取するの約を爲せり。然るに、ビスマルクは、一個人として、之に賛成しながら、プロシア政府の名を以て、反對を唱へしより、一大紛議を生じ、外國の仲裁に依り、プロシアの兵を撤し、ルクセンブルグを永久中立とするに至れり。是に於て、ナポレオン三世のビスマルクを怨むこと、益、甚し。

節三 プロシア、フランス戦争の近因

ナポレオン三世は、フラン

ス陸軍の優勢を信じ、又、オーストリア、イタリアの應援に依頼してプロシアと一戦するの機会を俟ちぬ。時に、イスパニアに革命あり、新政府は、プロシアの親戚なるホーヘンツォーレルン家のレオポルドを迎へて、王とせんとせしより、ナポ

Leopold

(二)ビスマルク、王の電文を短縮し、其意味の變化せるものを發表すると、同時にベルリンの新聞紙を以て號外を發せしめ、報じて曰、エムス温泉場の公街に於て、フランス大使、プロシア王を要して強談に及びしかば、王は大使に身を背けて歩し去れりと、是に於て、フランス人は王の無禮を怒り、ドイツ人は、大使の無禮を怒れり。

レオン三世は、之を嫉み、議會を煽動して、戰意を起さしめ、又、プロシア駐劄の大使に命じ、レオポルドの承諾取消をプロシア王に要求したり。時に、プロシア王は、エムス温泉場にあり、事、親族の私事に關する故を以て表面、フランス大使の要求を拒絶し、私に、レオポルドに内命して、辭退せしめたるに、ナポレオンは、尙、大使に命じてプロシア王に迫り、將來其親族をイスパニアの王位に即けざるべきを誓はしめんとしたり。ウイレム一世は、其無禮を憤り、大使と會見を拒絶して、ビスマルクに電報したるに、ビスマルクは、戰機の熟するを見て、エムス珍事の虚報を傳へしめたるより戦争となれり。

節四 フランス軍事外交の齟齬

フランスの陸軍大臣は、外務大臣に依頼し、オーストリア、イタリアの援軍を俟ちて南ドイ

ツに侵入せんとしたり。然るに、外務大臣は、陸軍大臣に依
頼し、フランス軍が南ドイツに侵入し、其諸邦を中立せしむ
るを條件として、二國來援の承諾を得たり。此齟齬ありし
爲、フランスは、久しく敵地に侵入することを得ずして、戦
機を失したりき。

(三) 事アロシア一國
の王室に係ると雖
フランス軍にして
ドイツを侵す時は
ドイツ一般の安危に
關するが故に、ウイ
レム一世は、北ドイ
ツ聯邦會議の同意を
得て、聯邦及南ドイ
ツ諸國の軍を動した
り。

五 **ナポレオン三世降服** ドイツ軍は、勝に乗じて、フランスに
入り、悉、其本隊をメツツに圍みたり。フランスの元帥 マクマホ
ン、後備軍を率ゐてセダンに據る。ナポレオン三世、軍中に在
り。九月二日、セダン、遂に、陥り、帝出でて降りぬ。

六 **重圍中の護國政府** 敗報のパリに達するや、第二帝政
節 は、自然に倒れ、共和黨の代議士ジュール・ファーブル、ガンベッタ等、
假に護國政府を組織す。既にして、パリ、重圍に陥り、ガンベ
ッタ、輕氣珠に乗じて、圍を出て、新に、護國軍を作りたるも、到

(四) パリが、長期攻
圍に堪えたるは、一
八四〇年、エジプト
戦争の時、チエール
の計畫に因り、其周
圍に十六の砲臺を築
きたるに因る。是よ
り、チエールの警覺
益、高し。

底、パリの重圍を解くこと能はず。チエール護國政府の依頼
に依り、列國の仲裁を求めたるも、敢て應ずるもの無く、百
三十日の攻圍の後、パリ糧食全、盡きて、遂に降る。

七 **ベルサイユ豫定和約** 一八七一年二月二十六日、フラン
節 スのベルサイユ宮中に於て、豫定和約に調印し、三月、之を議
定す。之に依り、フランスは、エルサス、ロートリンゲンの二縣を
ドイツに譲り、三年内に十二億圓の償金を納むべきを諾
したり。

八 **ドイツ帝國** 是より先、一八七一年一月一日北ドイツ聯
節 邦と、南ドイツ各邦とを合し、一の帝國と爲すの條約、成り、
十八日、ウイレム一世、ベルサイユ宮中の大本營に在りて、ド
イツ皇帝の位に即きぬ。三月、ベルリンに、帝國議會を召集し、
帝國憲法を議定す。帝國議會は、全國二十六邦より其議員

(五) フレデリキ一世
の初て、プロシア王
の位に即きしは實
に、一七〇一年一月
十八日なるを以て、
ウイレム一世のド
イツ帝となりしは、
恰之より百七十年
の後に當る。

を選出す。ビスマルク、プロシアの内閣總理を以て、帝國宰相に任命せられ、ドイツ統一の事業茲に完成せり。

九 フランスの第三共和政府 フランスに於て、豫定和約を

批准する爲に、召集したる國民會議は、國民の主權を代表し、護國政府の任務を解きて、共和政體を立て、チエールを第一回大統領に選舉したり。之を現在第三共和政府とす。チエールは、刻苦經營、國力の回復に勉め、期に先ちて、ドイツの償金を辨濟し、三年の後、職をマクマホンに譲れり。

十 イタリア統一の完成 イタリアは、ローマを得て、此に都せんとしたるも、奈何せんフランス、法皇を保護し、ナポレオン三世の權勢ある間は、到底、動かし難かりしが、セダンの事あるや、イタリア人民は、直に、ローマを占領すべきことを強請したり。因りて、ビクトリオ・エマヌエロ王は、各國に意を通

(六) フランスは、曾、ローマ駐屯の兵を引くに當り、イタリアをして決して、ローマを占領せざるを約束せしめたり。

第 四 十 八 圖



ウ ル ム 一 世



キ ト ル 子



ビ ム ス カ

圖 九 十 四 第



ルブー・フ・ル・ユジ



ル - エ チ



タッペンガ

じ、其異議なきを見て、九月二十日、遂之を占領し、後、都を此に遷し、イタリア統一の業を完成したり。

^{十一}節 **ローマ法皇の位地** 法皇は、故なく、領土を奪略されたるを以て、決して之を承諾せず、盜賊を以て、イタリア王を目し、之と一切の交際を絶てり。イタリアは、法皇保護の法律を作りて、各國と獨立君主の交際を爲すを許せり。

^{十二}節 **ロシアの黒海主權回復** イタリアのローマ占領の後、數日にして、ロシアは、各國に通牒し、パリ條約の中、其黒海に海軍を置くことを禁ずるの條項は、ロシアの主權を制限するが上に、ロシアを危険の地位に置くものなるを理由として、之が廢棄を申出でたり。而して、イギリスは、是、ロシアとプロシアとの提携に基くことを探知して、敢て、之に反對せざりき。是より、ロシアは、再其バルカン半島に對する志望

(七)各國の領海に、自國の軍艦を置くは、其主權に屬する自由行為なり。

を行ふを得たり。

第三十六章 ロシアとバルカン半島

フランスのチュニス占領 イギリスの

エジプト占領

(一)此時迄農民は、
持帝室、又は、貴族、
即、地主の奴隷にし
て、牛馬の如く使役
せられ、智力發達せ
ざりしが故に、大に、
ロシアの文明進歩を
妨げたり。

節一 **ロシアの收翼主義** ロシアは、クリム戦争に國力を糜費して以來、ヨーロッパ中原の問題には、^{Krim}干渉せず、鵬翼を收めて、民力の休養に勉め、アレクサンドル二世は、一八六一年、詔を發して國中、四千七百餘萬の奴隸を解放したり。^C然れども、此の如きは、他日、大に雄飛せんが爲にして、同時にアジアに向ひて、膨脹を試みたるのみならず、バルカン半島に對しても、竊に、策略を施しつゝありき。

節二 **パンスラウイズム** 近世に於て、各國の斯拉ブ民族間に一種

(二)ロシア人、ポー
ランド人、ボヘミア
人等、皆斯拉ブ民族
に屬し、就中、バルカ
ン半島の耶蘇教民は
セルビア人、モンテ
ネグロ人、ブルガリ
ア人、ボスニア人、ヘ
ルツェゴビナ人等、皆、
此民族に屬するなり。

の運動あり。稱してパンスラウイズムと云ふ。即、ヨーロッパ東部にある、すべての斯拉ブ民族を團結して、一大勢力を作らんとするの主義を云ふ。初、ニコラス帝は、其運動を禁制せしが、アレクサンドル二世に至り、バルカン半島政策の爲に、却て、之を利用せり。

節三 **ロシアのバルカン政策** パリ條約は、全、ロシアのトルコに干渉する途を塞ぎたり。故に、敢て干渉するときは、列國の反對を招くと雖、若、バルカン半島の斯拉ブ民族にして、自、獨立し、別に一國を爲すときは、之を保護するは、パリ條約の違反に非ず。是を以て、ロシアは、パンスラウイズム運動を獎勵して、ブルガリア人の爲に、寺院を建て、學校を開き、或は、ブルガリア少年を、ロシアに於て教育し、又、セルビアに軍人を派遣して、其軍隊を練習せしめたり。^{Bulgaria} ^{Serbia}

四 **三帝同盟** ロシアの外務大臣ゴルチャコフは、バルカン政策の實施を以て畢生の事業と爲し、ビスマルクと提携し、ロシアは、ビスマルクのドイツ聯邦改造を傍觀して、暗々裡に之を賛くるに代へて、ビスマルクをして、先、黒海に於けるロシアの主權、回復に賛成せしめたり。然れども、ドイツにして、ロシアのバルカン政策を助くるときは、オーストリアの反對を買ひ、ドイツ帝國の守成に害あるが故に、ビスマルクは、戦後、方針を改め、一八七二年、ベルリンにドイツ、ロシア、オーストリアの三帝を會し、トルコ問題は、三國協議して、決定するの約を爲したり。是、ロシアの本志に非ず。ゴルチャコフはより、ビスマルクを怨めり。

(一)三帝同盟に加はるは、ゴルチャコフの本意に非ざりしと雖、之に不同意を唱ふるは、其バルカン政略を自白するに等しき故に、止むなく加盟したるなり。

五 **バルカン半島動亂** 一八七五年、ボスニア、ヘルゼゴビナのスラブ人、トルコ地方官の虐政に堪えずして反し、セルビア

人、モンテネグロ人、之に應援す。由て、三帝同盟は、トルコに行政改良を勸告したるに、外國干涉を怒れるトルコ人は、却て、激昂し、外國領事を狙撃し、數千のブルガリア人を虐殺して、頗、残酷を極めたり。是に於て、ロシアは、單獨に、兵を發してトルコを膺懲せんとする旨を各國に通じたるも、イギリスは、之を聽かず、爲に、談判澁滞せしが、一八七七年、ロシアのコンスタンチノブルを占領せず、スエズ運河の航通を妨げざるを條件として始めて同意したり。

六 **一八七七年のロシア、トルコ戦争** ロシア軍、遂に一八七七年四月を以て、トルコに入る。トルコの名將オスマン・パシア、プレブナの嶮に據りて能く防ぎ、ロシア軍をしてバルカン山を躑えしめざりしが、十二月、其陷るに及て、翌年一月、ロシア軍は、アドリアノブルを陥れたり。是に於て、イギリス

は艦隊をマルモラ海に容れ、コンスタンチノブルの防禦に備えたり。
Marmora

節七 **サンステファノ和約** 三月ロシアは、イグナチエフ將軍をして、

トルコの請和使と、サンステファノSanstefanoに會し、和約に調印せしむ。

此條約に於て、ヨーロッパSanstefanoの十分の七、八を割きて、大ブルガリア國と爲し、ロシア、之に對して、保護の權を取り、又、ロ

ーマニア、セルビア、モンテネグロを獨立せしめて、其領土を増加したり。
Roumania

節八 **ベルリン公會** 大ブルガリア國の建設は、殆どトルコをして

アジアに退縮せしむると同一なれば、イギリスの宰相ヂスレーリは斷じて、之に反對し、イギリス、ロシア將に、開戦せんとせしが、ビスマルク、仲裁を容れて六月、ベルリンに公會を開き、ブルガリア國を縮小して、バルカン山の北に於けるトル

コの外藩とし、ローマニア、セルビア、モンテネグロの獨立を公認するも、其領土増加は、之を削減し、ボスニア、ヘルゼゴビナは、オーストリア、トルコに代りて、之を支配し、イギリスは、別約に依り、地中海のキプロス島を占有することゝなれり。
Cyprus

節九 **フランスのチュニス占領** イギリスのキプロス占有は、其地

中海に於ける勢力を、大にするものなるが故に、フランスは、不平なりしが、ドイツの斡旋に依りフランスも、チュニスを占領するの承諾を得、一八八一年、之を實行せり。
Tunis

節十 **イギリスのエジプト占領** 又、エジプトは、一八七五年以後、財政困難に陥り、外國の干渉を受け、イギリス人、フランス人をして、其財政を管理せしむるに至りしが、一八八二年、干渉を怒れる官吏兵士は、アラビー・パシヤを推して外人排斥の軍を起し、洋館を毀ち、外國商人を虐殺したり。是に於て、
Arabi Pasha

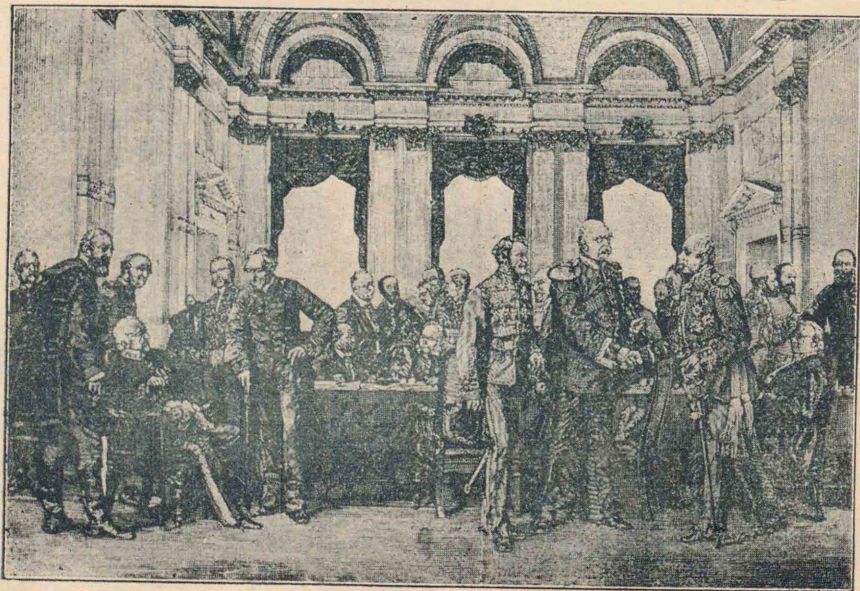
(四)イギリスのエジプトを占領せしは、其スエズ運河を領有するを以てイギリスの印度交通の爲に極めて重要なるに因る。

イギリスは、フランスの躊躇せるを見て、單獨、エジプトを占領し、以て今日に至れり。
十一 一八八五年のブルガリア事件 一旦、建設せられたる大ブルガリア國は、ベルリン公會に於て縮小せられしが、バルカン山の南にもブルガリア人、多く、居るを以て、新ブルガリア國は、之を合併せんと欲し、一八八五年、トルコ、及、六大強國の同意を得ずして合併を實行したり。而して、ロシアは、己の力に依るに非ずして、ブルガリアの膨脹するを欲せず合併に反對せしが、イギリスは、ロシアの力に依らざるブルガリアの強大ならんことを願ひて、之に賛成せしより、一大紛議を起せしが、ドイツの仲裁に依りて、バルカン山の南に、東ルメリアと稱する一地方を區畫し、ブルガリア公をして其知事を兼ねしめて落著せり。

第五十圖



セダナの開城



ベルリン會議

圖 一 十 五 第



リ - レ ス チ



フ コ ャ チ ル ゴ



- シ ラ ド ン ア

第十二節 一八九六年トルコ、ギリシア戦争

ギリシアは、一八七五年以來の變亂に乘じ、ギリシア種族の居住する近隣地方及、クレテー島Creteを占領せんと欲せしが、六大強國は、戦亂を限局する爲、之を制止し、約するに、他日、其領土を擴張すべきを以てし、ベルリン公會に於て、之を議事録に記入したり。然れども、トルコは之を承諾せず、六大強國も、爲に、周旋せんとせざるに因り、ギリシアは、トルコ地方官の虐政に對し、同種民族を救ふを名とし、一八九七年、軍を起したり。然れども、戦利なく、列國の仲裁に依り、テッサリアThessaliaの幾分を割き、又償金を拂へり。

第六十四章 三國同盟と二國同盟

第一節 ロシアの不平 Gortchakoffゴルチャコフは、イギリスの故障の爲に、バル

カン政策の半、不成功に歸したるを見て、其罪をドイツ、オーストリアが、ベルリン公會に於て、ロシアに不實なりしに歸し、新聞紙をして陸軍部内を煽動せしめ、軍隊をドイツ、オーストリアの國境に集中し、又、フランスと結びてドイツに寇せんとするに至れり。

節二 **ドイツ、オーストリア同盟** ビスマルクは、之を機會として、

一八七九年、オーストリア宰相、アンドラシーAndrassyと、ガスタインGasteinに會見し、オーストリアが、ロシアの侵襲を受くるときは、ドイツは、オーストリアを援け、ドイツが、フランスの侵襲を受るときは、オーストリアは中立し、若、ロシアにしてフランスを援くるときは、オーストリアは、進んで、ドイツを援くるの規約を締結したり。

節三 **三國同盟** イタリアは、ローマ法皇の復讐を恐れて、常に、

ドイツに心を寄せしが、一八八一年、フランスのチニスチニスを占領するに至り、チニスは、イタリアの對岸にして、其國民の大に望を囑せし所なりければ、内外政治の爲に、孤立の甚、不利なるを悟りて、遂に、ドイツ、オーストリアの同盟に加入せり。是に於て、三國同盟成立す。

節四 **ドイツ、ロシア中立密約** 三國同盟の自ざす敵は、ロシアと、フランスなれば、此二國も、亦同盟して、三國同盟に備ふべき理なれど、其直に、此に至らざりしは、政體を異にすると、一八八一年、アレクサンドル二世、虛無黨の毒手に斃れ、アレクサンドル三世立つに至り、虛無黨鎮定の必要上よりドイツと親むの主義を取り、ゴルチヤコフを斥けて、ギールスCheersを外務大臣に擧げたるに因る。一八八四年、アフガニスタン國境問題に關し、イギリスと開戦の機、迫るに至り、ロシアは、六

(一)相互中立の秘密條約とは二國の一方が他國と開戦するとき、他の一方中立して外交上互に相助くべしとの條約を謂ふ。

年を期限として、ドイツと相互中立の秘密條約を締結したり。

節五 二國同盟 一八九〇年、中立密約満期に至り、ビスマルク

も辭職したるが、ロシアは、バルカン政策の到底、急速に行はれず、又、印度洋に出でんと欲せば、イギリスと戦はざるべからざるを思ひ、其方略を一轉して、シベリアに鐵道を布設しつゝ、太平洋に出づるの大計畫を定め、此爲、經濟上に於て、フランスの助力を得るの必要あるより、遂に、ロシア、フランスの同盟を結ぶに決し、一八九一年、フランス艦隊のクロンスタト訪問を以て之を世界に公表したり。

第六十五章 ヨーロッパの膨脹

節一 膨脹の意味及方法 近世の歴史に於て、ヨーロッパの各

(一)但フランス、ロシア同盟の條約は尙秘密に屬す。

(一)征服(又は合併)とは他國の上權に屬する土地を奪略するの謂にして、分割は一部分の征服なり。殖民とは、未開の土地に強國の人民を移住せしめて之を開拓するを謂ひ、居留とは、通商の爲に自國人民の居住地を設くるを云ふ、占領とは、君主ある土地に強國の軍隊を置き、之を支配するを謂ひ、保護とは、強國弱國を陥れて、保護の名義の下に其命を受けしむるを云ふ。(二)此時迄地中海より紅海に出づるには、驢馬に頼ちて、アレキサンドリアよりスエズに出でしなり。

強國が、漸次、力をヨーロッパ以外の國に及ぼして、之を其權下に取入れんとするの行爲を、其膨脹と云ふ。膨脹に種々の方法あり。曰、征服、分割、曰、殖民、居留、曰、占領、保護是なり。

節二 スエズ運河開鑿 アフリカ回航の航路發見は、第十五世紀以後に於ける、各國の海外膨脹に、重大の關係を及ぼせしが、スエズ運河の開鑿は、ヨーロッパをして更に重大なる膨脹の便を得せしめたり。スエズ運河は、フランス人レセブスが

Suez Canal

Lesserps

會社を起し、エジプトの地を借りて、開鑿せし所にして、工事に十年を費し、一八六九年に竣工せり。

節三 各國のアフリカ殖民 アフリカは、喜望峯回航々路の發見以來、ポルトガル、オランダ、フランス、イギリス、其海岸に殖民

し、革命の亂に、イギリスは、喜望峯殖民地をオランダより奪ひて、之を擴張し、フランスは、ルイ・フィリップの時、アルジェリアを征

Louis Philip

Algeria

(二)一八九八年の
フシダ事件は、此
兩策の衝突に起れ
り、即ちフランスは
アフリカ西岸の殖民
地と東岸の殖民地と
を連絡する爲、マル
シム大尉をして、マ
シムを占領せしめ
たるに、イギリス抗
議を唱へ、堅く取り
て動かさず、殆ど開戦
んとして、フランス
遂に讓歩したり。

服したり。又、近時に至りて、イギリスは、エジプトを占領し、フ
ランスは、チュニスを保護せり。第十九世紀の中頃、スコットラン
ドの宣教師、リビングストン、アフリカ内地に入りて、數年、探検
に従事し、其所見をヨーロッパに報道せしより、ヨーロッパは、初
て、内地の状態を知り、スタンレー、亦、リビングストンの跡を追
ひ、三度、アフリカに往來し、コンゴ、及、ニル水源の良地を探検
して、無盡藏の富源をヨーロッパに紹介せり。爲に、一八八三年
以後、各強國の間にアフリカ殖民熱、勃興し、イギリスは、ニル
河流に沿ひて、アフリカ縦斷の策を取り、フランスは、其中部
を横斷するの策を取り、ベルギーは、コンゴ河孟に永久中立
のコンゴ自由國を開けり。一八九六年に、フランスは、マダガ
スカルを保護國としたり。

節四 **イギリスの南アフリカ二共和國征服** 初、イギリスが南ア

フリカに於けるオランダの殖民地を合併するや、其住民の
一部分は、イギリスの治に服せず、北遷してトランスバール、オ
ランジの二共和國を開きしが、後、其地に金鑛、及、金剛石を
發見したりしかば、イギリス人、盛に、此に、移住し、富源を開
發して、國税の大半を負擔するに至りたり。然るに、政權は、
少數の土著人、之を專有し、外來のイギリス人に分與せざ
りしより、争、起り、イギリスは、一九〇二年、遂に、之を征服し
たり。

節五 **イギリスの印度政策及其征服** イギリスの印度各地の

上に保護權を振ふに至りし歴史は、前に述べたり。一八五
七年に、印度土人の叛亂ありしを以て、政府は、激戰の末、遂
に之を鎮定し、一八五八年東印度會社を廢し、印度を英國
の直轄とし、ヂスレーリ、宰相となるに及び、大に印府政策

に重きを置き、印度人をして、イギリスの強大を感知せしむる爲、皇太子をして行列を盛にして印度を巡廻し、土著諸侯の朝覲を受けしめたり。又一八七六年には、議會の決議を経て、印度皇帝の尊號をビクトリア女皇に上り、降て、一八八五年に緬甸を討て、之を合併したり。

節六 **イギリスのアフガニスタン遠征** 陸路、ヨーロッパより印度

に出づるは、中央アジアのメルフ(Merv)木鹿より、アフガニスタンの

ヘラット(Herat)也里(III)に出で、カブール(Kabul)高附(Candahar)カンダハルを経るを順路

とす、されば、イギリスのアフガニスタンを保有するは、印度の

安全を保護する爲、缺くべからざるの要件なるが故に、夙

に、其征服を企て、一八三八年、ドスト・マホメッド(Dost Mohammed)をカブールに

伐ちて、之を降せしが、一八四一年、カブール人、反て在留のイ

ギリス人に撤退を強迫し、數多のイギリス人は、山道に於て、

(三)古來大軍を率ゐて東西せる者アレクサンドル王の如き、成吉思汗の如き、皆此通路を採りたり。

敵襲に遭ひ、饑寒の爲に悉死しければ、イギリス兵、之に復讎し、再、カブール(Cabul)を陥れたり。是より、ドスト・マホメッド、死に至るまでイギリスに忠實なりしが、子、セール・アリ・カン(Sher Ali Khan)に至り、ロシアに好を通ぜしかば、イギリスは、一八七八年に、第二のアフガニスタン遠征軍を起し、ロバーツ將軍(Roberts)をしてカブールを占領せしむ。セール・アリ・カンの死後、アブダル・ラーマン・カン(Abder Rahman Khan)をアフガニスタンの君位に上し、爾來年々、一定の軍用金と、兵器とを送り、アフガニスタン人をして、自、其國防に備へしむるの主義を取れり。

節七 **フランスの安南東京保護** フランスは、一七八七年に安

南(Annam)の化南港(Huaynan)に居留地を置くの權を得しが、後、外國人反對

運動起りて、中絶せしを、ナポレオン三世(Napoleon III)に至り、再興し、一八

五八年、安南を征して、翌年、柴棍(Saigon)を占領したり。又、第三共和

國に至り、一八七四年、紅河を溯りて清國に入るの商路を開かんと欲し、其河口の河内ハノイ、海防ハイフオンを開かしめしが、安南政府條約を實行せず、却て、之を取消さんとせしより、數年に渉る葛藤を生じ、フランスは、東京トウケンに遠征軍を派し、一八八三年、艦隊を以て安南の都に迫り、之をして、フランスの保護に據るの條約を締結せしめたり。然るに、清國は、安南を己の外藩なりとして、此條約を認めざるより、一八八四年の戦争と爲り、フランスの艦隊は清國の南洋艦隊を破砕し、臺灣に上陸せんとしたり。翌年六月、約成り、清國も遂にフランスの安南保護を認めたり。

八節 ロシアの中央アジア征服 ロシアは、クリム戦争以後、ヨーロッパに於てこそ、收翼主義を取りたれ、中央アジアを征服して、支那、印度に出づるの策は中止せず。一八六一年以後、

北部トルキスタンを征して、タシケント、ホーヂェンドKhujend（俱戰提、サルカンド）Turkistan（颯秣建）を陥れ、一八七三年には、ヒバを征服し、一八七六年には、コーカンSemerkand（敖罕）を併して、遂に、フルガナKhiva（佈捍）の良地に由り、支那に通ずるの途を得たり。一八七八年、トルコ戦争の後、南部トルキスタンの征服に力を傾け、一八八〇年、スコベレフ將軍をして、裏海東岸より進み、行く行く、鐵道を布設して、一八八四年には遂にメルフSkobelev（木鹿）を占領したり。是、アフガニスタンを危くし、延て、印度に及ぼすものなれば、イギリスの輿論は、いたく政府の無能を責め、グラッドストーンGladstone宰相は、ロシアと協商して兩國の委員を派遣し、實地踏査を以て、アフガニスタンの國境を畫定せしめしが、中途にして、ロシア軍、アフガニスタン内地の一要害地を占領したるより、二國の平和、殆、破れんとし、一八九五年、境界線、漸に

して確定したり。

九 各國の極東膨脹 支那は、一八三九年の阿片戦争以來、ヨーロッパの各國、及北アメリカ合衆國と修好條約を結び、日本は、一八五三年、ペルリ來り、翌年、又、合衆國と修好條約を結びし以來、之を他の各國にも許すに至れり。朝鮮は一八七五年、江華灣事件に起因し、日本より之に迫りて、修好條約を結びしめしが、ヨーロッパの各國も、亦、之に倣へり。初日清韓の三國に對するヨーロッパ各國の膨脹政策は、征服、分割を主とせず、大抵、通商の爲に港津を開きて、外人の居留を許さしむる主義を取りたりしに、一八九四年より一八九五年に於ける日清戦争に至り、支那の抵抗力なきを證明し、且、日本、先、臺灣を合併したるより、ヨーロッパの各國も先を争ひて支那を分割せんとし、租借を名として、其土地

を割かんとするに至れり。是に於て、所謂、極東問題、起れり。

十 ロシアのシベリア政策 又、ロシアは一六八九年、ネルチン

スク條約を以てシベリアと清國との國境を定め、降て、ニコ

ラス一世に至り、ムラビエフを拔擢して、シベリア經營に當ら

しめ、ムラビエフ、一八五〇年を以て黒龍江口にニコライエブス

クの軍港を開き、一八五八年の愛琿條約を以て清國より

黒龍江地方を得たり。後、二年、イギリス、フランス聯合軍の北

京を陥るゝ時、ロシアは、イグナチエフ將軍をして仲裁の勞を

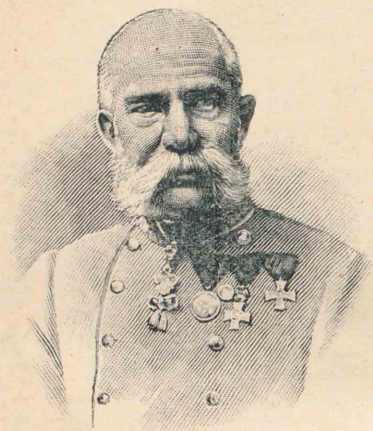
取らしめ、其報酬として清國より烏蘇里江を境として、日

本海に達する多くの地を得たり。因て、一八七二年、ニコラ

イエブスクの軍港をウラヂボストクに移し、千島を以て日本

の樺太と交換したり。而して、アレクサンドル三世に至り、シ

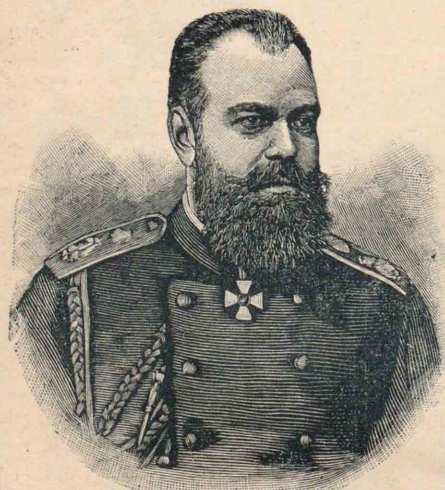
ベリア鐵道を延長して、ウラヂボストクに達せしむるの大計



帝フセヨツンラフ



皇女アリトクビ



世三ルドンサクレア



世二ルドンサクレア

中學西洋史教科書 第六十五章

二百三十八

畫を起し、日清戦争の後、ドイツ、フランスと與に清國の爲に干渉して日本に迫り、遼東半島を還附せしめ、ロシア、自之を租借してシベリア鐵道を此に延長したり、此、各國の清國に於ける利權の擴張は、會、清國民の排外運動を挑發して、一九〇〇年、團匪の亂、起りければ、列國は兵を急派して之を鎮壓したるに、ロシアは機に乗じて滿洲を占領せり。よりて日本は一九〇二年を以てイギリスと新に同盟の約を結び、共にロシアの滿洲撤兵を求めたるも、ロシアは、之に應ぜざりしかば、日本は遂に已むことを得ず、自、干戈を採りてロシアを北方に擊攘したり。是に於てロシアのシベリア政策は、頓挫せり。

十一節 北アメリカ合衆國の國是變更と太平洋 北アメリカ合衆國は、國土廣漠にして地を他に求むるの必要なく、且、他

の領土を得んとするときは、陸海の軍備を盛大にせざるべからずして、又、多く不生産的の支出を要するを以て、從てアメリカ大陸以外に膨脹を試みざるの國是を取りしが、近年に至り極東は、各國産業の爲に重要な大市場たること明瞭なるに至り、合衆國、獨、退守するときは、徒に、他の列國をして此好市場を占有せしむるの形勢、逼迫せるにより、合衆國も、亦、遂に一八九七年、ハワイを合併し、翌年、キューバの獨立戰爭に干渉して、Hawaii、Cuba、Hispania(Spain)、Philippine、諸島を合併するに至れり。

第六十六章 第十九世紀の文明及

思潮 世界に於ける日本の地位

節一 フランス革命の主旨 第十九世紀に於けるヨーロッパ

メリカの大變動は、フランスの革命、其機端を爲したること、亦争ふべからざる事實なり。革命の事、多く言ふに忍びざるものありと雖、亦、人世發達の一大關節として、深遠の旨趣あり。即、他なし、君主專斷の意志を以て、人民の發達を謀ることを止め、各個人民をして、自、其發達に備へしむるの主義を採り、總べて、此發達の自由を妨ぐる舊來の制度を排除するに勉めたる事、是なり。

二 立憲主義 革命の第一結果として、起りたるものを立憲主義とす。其要は、個々人民の發達を自由にするの要件たる人權を保護し、人民をして、其發達を目的とする國家の立法に參與するの權を得せしむるに在り。此主義は、革命以前、既に、北アメリカ合衆國の獨立により實行せられ、ナポレオン一世の時、ヨーロッパの各國に傳へられ、反動時代

(一)ヨーロッパにては、トルコは已に一八七七年憲法を發布したり。唯之を實行せざるのみ。モントネグロは、一九〇五年、憲法を發布し、一九〇六年十一月議會を召集し、ロシアも亦、一九〇六年五月十一日憲法を發布し、同時に國會を召集したり。

に於て、一旦閉塞したるも、西ヨーロッパに於ては、駸々乎として進み、フランスの第二、第三革命を経て、遂に東ヨーロッパに波及したるものなり。今日に至りて、未、立憲政體を立てざるものば、日本以外の東洋諸國のみ。

三 國民主義 革命の第二結果として起りたるものは、國民主義なり。其要は、國家は人民の意志を容れて、其發達に備ふるの機關なれば、其人民と歴史、宗教、言語、風俗を一にする者に非ざれば、之を組織するに適當なるべからず。故に、異種民族に支配せらるゝの人民は、分立して、人種獨立を、完うすべしと云ふに在り。夫のウィーン公會の決議は、聯合四國の間に、權衡を維持するを目的としたるより、邦國の分合、往々にして、國民主義に戻るもの多かりしが、此主義は、ギリシア、ベルギーの獨立より始まりて、終に、一般の思

Graecia Belgium

(二) ナポレオン三世は、此主義を以て、イタリヤの統一を助け、又、メキシコの保護を企て、ドイツは此主義を以て、シウイスウヒ、ホルスタインの爲に戦ひたり。又彼のロシアは、ポーランドの獨立を許さざるに於て、此主義に反するに拘はらず、自、此主義を以て、バルカン半島に干渉を試みぬ。ホンガリア人は、既に、此主義を以て、オーストリアより分立し、アイルランド人も、此主義を唱へて、常にイギリスより離れんとせり。

潮となりたること、爾後の事實の示す所なり。
四 殖産主義 革命の第三結果として起りたるものは、殖産主義なり。殖産主義とは、個々人民をして、其經濟上の發達を遂げし、むるを以て、國家最大の業務とするを云ひ、各立憲國は、此主義を以て國法を作りて、財産を保護し、刑法を布きて、非違を戒め、學校を設けて、子弟の教育に備へ、其他、百般の制度を設けて、運輸、通信、交通、貿易の便を計れり。此主義の最盛に行はるゝ處を、イギリス、及、北アメリカ合衆國とし、ドイツ、フランス、之に次ぐ。

五 膨脹主義 前章に述べたる膨脹主義は、畢竟、革命の間接の結果のみ。何となれば、人民の發達に際限なしと雖、各國の領土に、限界あれば、既に内國の富源を開發して、餘すなきの國は、將來の人口、増加に對し、新に領土を擴むるの

(三) ヨーロッパ各國に奪取せられざる爲、合衆國も、亦、此主義を取れり。

(四) 平和手段とは、周旋、調停、仲裁、々判等を含む。

必要あり。然りと雖、ヨーロッパに於ては、國民主義の盛なるが爲に、一國を以て他國を合併すること到底、行はれ難きが故に、列強、先を争ひてヨーロッパ以外の大陸に征服、分割、殖民、居留、占領、保護を企つるものなり。

六 平和主義 以上數件の成果として、最近時に顯れ來れる一種の風潮を平和主義とす。即、ヨーロッパ、アメリカ列國の間、に於て、戦争するは、互に、其國民の發達に不利なれば、個々の紛議は、平和手段に依り、之を裁決し、軍備を減少して、其餘力を海外膨脹事業に轉用せんとする是なり。ロシアは、其國土の瘠薄なるが故に、膨脹主義に、最熱心し、一八九九年、各國の代表者をオランダに召集して、萬國平和會議を開き、國際紛議和解條約を締結したり。

七 日本の立憲主義 前章に述べたる所を以て見れば、ア

ジア、アフリカは、一般にヨーロッパ、アメリカ膨脹の犠牲に供せられんとするの時に當り、獨自立憲主義を取りて、その膨脹に對抗せんとするものは、日本なり。君主專制の國、必しも其臣民の發達を計らざるに非ずと雖、之を人々、自由の奮勵に因り、發達したる國民に比して、必、一步を輸するの實理を洞觀し、此國に、立憲政體を立つるを以て、國威發揚の唯一手段と爲し給ひしは、今上陛下の英明なる恩賜にして、日本國民のいかばかり感謝するも及ばざる所なり。

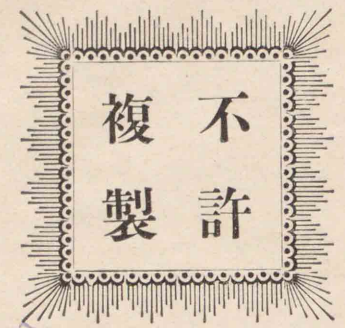
節八 日本帝國臣民の義務 此の如く、立憲政體の本旨は、個人人民をして、奮勵し、自、發達せしむるに在れば、此政體を今上陛下より賜はりたる國民は、之を善用し、之に依り、其能力の發達に勉むるの義務あり。果して、能、之を善用し、

人々發達せば、日本の富強は、東アジアに冠たるべく、之を以て或は隣邦を誘導して、同じく立憲の道に入らしむるも、或は之を以て、日本膨脹の範圍と爲すと雖、我の自由に屬せん。然れども、若、之を善用することを知らず、却て、之が爲に進歩を害するが如きあらば、内、今上陛下の鴻恩を空くし、外、列國の嗤を受け、日本も、遂に、ヨーロッパ、アメリカ膨脹の犠牲に供せられんとす。世界歴史の教指する所、此の如し。警めざるべけんや。

訂修 中學西洋史教科書 終

明治三十九年十二月十九日印
明治三十九年十二月廿二日發
明治四十年三月十四日訂正再版印刷
明治四十年三月十七日訂正再版發行

訂修中學西洋史教科書與附
定價金八拾錢



不許
複製

著者 賀長雄

龜井忠一

發行者 三省堂印刷部

Aniga. Hasegawa

三省堂印刷部
東京市神田區三崎河岸第十二號地

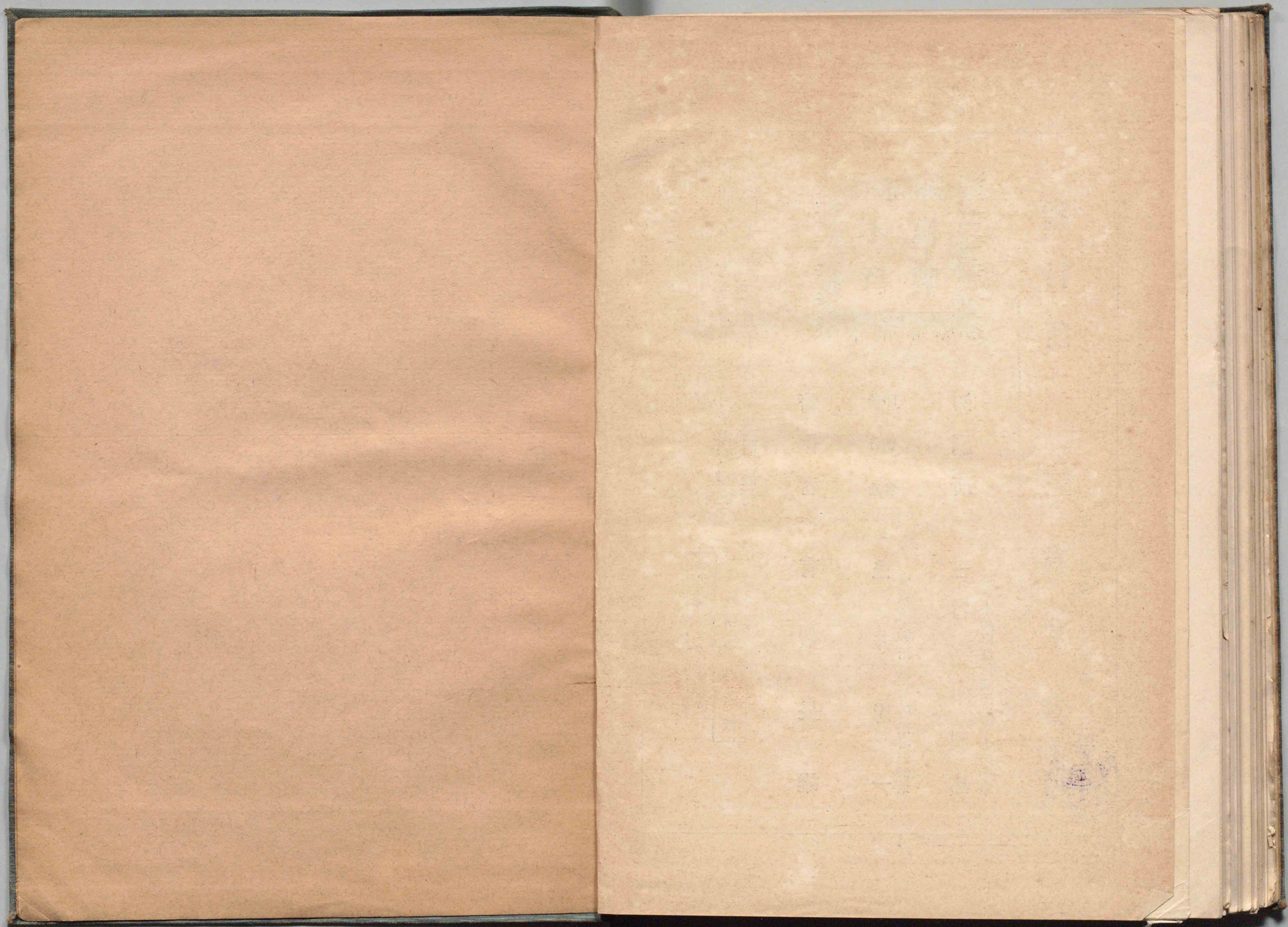
發行所 三省堂書

東京市神田區裏神保町



Tanaka

Tanaka



此本

樂藏書



広島大学図書

2000081606

